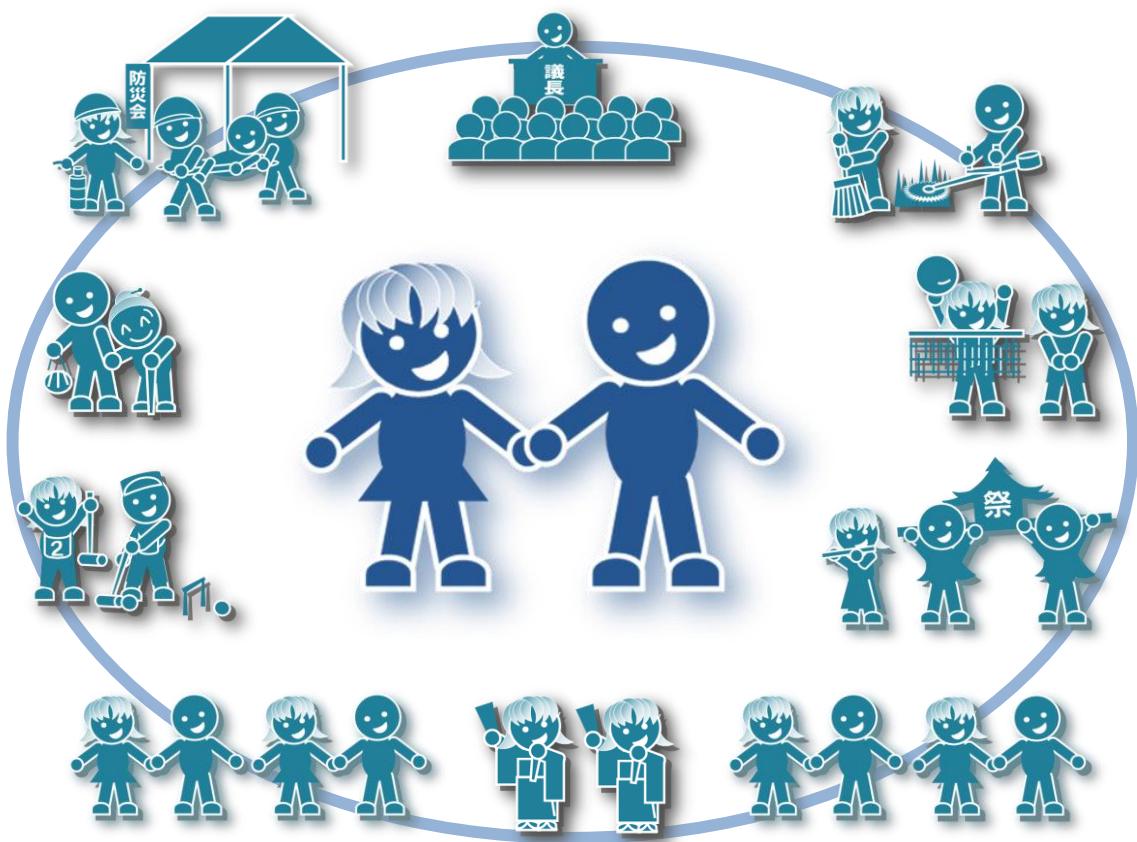


◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

地域コミュニティの あり方に関する報告書

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

～みんなが参加し、互いに尊重・助け合う地域づくりの場を目指して～



平成 23 年 3 月

田原市総代会
田原市地域コミュニティ研究会

✿✿✿地域コミュニティ中心のまちづくり✿✿✿

- 地域コミュニティとは、地域社会、共同体という意味で、田原市では「地域住民みんなが、自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを共通の目的とする集まり」を言います。
- 地域に暮らす人々が、心のふれあい・相互理解・連帯意識を高め、みんなで手に手をとり合って、やすらぎとうるおいのある地域社会を築くことが地域コミュニティ活動の目的です。



■自治会・校区・校区コミュニティ協議会の関係

- ❖ 地域コミュニティの基本は、まず、家庭や隣近所ですが、一つの家庭や隣近所では解決出来ないことを、『自治会』が地域として対処し、更に、一つの自治会で対処できないことや近隣の自治会・各種団体などが連携することで効果の上がる課題対応を『校区』や『校区コミュニティ協議会』で取り組んで行きます。

— 平成22年度 田原市地域コミュニティ支援制度 説明資料 より —



- この報告書で、「地域コミュニティ」は、校区コミュニティ協議会、校区及び自治会の個々又は全体の活動状態や団体・組織を指す言葉として用います。
 - 特に、団体・組織としての地域コミュニティを指す場合には「地域コミュニティ団体」、活動を指す場合には「地域コミュニティ活動」と表記します。
- この報告書では、町内会や区など地域単位の自治組織を「自治会」と総称します。
※平成23年度からは、地区単位の自治会を「地区自治会」と総称することとしています。
- ◆また、田原市総代会は、平成23年4月から「田原市地域コミュニティ連合会」に名称変更します。

はじめに

✿✿✿ 目的 ✿✿✿

“うるおいと活力のあるガーデンシティ”を将来像に掲げる本市において、多様化する地域社会・市民ニーズにきめ細かく対処し、市民一人ひとりが暮らしやすいと感じるまちを実現していくためには、行政と市民等による市民協働のまちづくりは欠かせないものであり、その担い手として最も期待されているのは、隣近所の助け合いから始まる地域コミュニティの活動です。

しかし、自治会・校区・コミュニティ協議会は、全国的な傾向として見られるように、「共助意識の低下」、「担い手の確保」などの様々な課題を抱えており、今の時代にマッチした形で運営を活性化しなければ、地域社会の期待に応えられなくなっています。

田原市総代会はこうした状況を打開するため、平成21年10月に専門組織として『田原市地域コミュニティ研究会』を設置し、1年半かけて、課題を整理しながら、地域内の改善策と市支援等の改善策などについて検討して参りました。



— 第5回研究会（亀山市民館） —

社会全体の急激・不斷の変化、生活スタイル・考え方の多様化、個人優先の風潮が高まる中で、地域コミュニティに期待される協働社会の役割を果たすためには、自らのあり方を考えて、組織・活動を改善・維持するとともに、行政による支援も欠かすことができません。

この報告書では、目標とする地域社会と地域コミュニティの理想像を掲げながら、その実現を図るための様々な方策を提案しています。ぜひ、それぞれの地域の課題解決に役立てていただくとともに、一人ひとりの市民、自治会、校区、校区コミュニティ協議会及び行政が、手を携えて、『誰もが暮らしやすい地域』の実現に一歩踏み出すきっかけとなることを期待しています。

平成23年2月

田原市総代会地域コミュニティ研究会

会長 村瀬 精彦

✿✿✿ 検討を終えて ✿✿✿

この度の地域コミュニティ研究会の検討では、自治組織の現状を踏まえ、それぞれの委員が所属する団体の多様性を理解し合い、今後のあり方を模索し、「地域が自主的に改善すること」と「行政との協働で進めること」を課題解決策の両輪として整理しました。

これは、地域主権が叫ばれる中、市民協働の主体たる地域コミュニティ活動の今後にとって、実務的で大変意義深い活動として、全国的に見ても高く評価・注目されるべきものです。

最後に、一年半に渡った検討に参加された委員の方々に敬意を表すとともに、この報告書を拠り所として、田原市の地域コミュニティが益々発展されることを期待します。



平成23年2月

田原市地域コミュニティ研究会オブザーバー

岐阜経済大学 教授 鈴木 誠
(地域連携推進センター所長)

❖❖❖ 構成・目次 ❖❖❖

第1章 社会動向と地域コミュニティへの期待

1. 昨今の社会動向	4 頁
(1) 社会環境の変化・影響 (2) 住民意識・つながりの変化 (3) 社会問題の深刻化 (4) 行政の変化・影響		
2. 地域コミュニティへの期待	6 頁
(1) 隣近所の助け合い (2) 住民自治の推進役		
3. 行政と地域コミュニティの関係	7 頁
(1) 国・県の方針 (2) 田原市の方針 (3) 田原市の支援策・依頼等		
4. 地域コミュニティに関する市民意識調査	10 頁
(1) 田原市の総合評価 (2) 市施策の満足度・重要性 (3) 市民活動の状況		

第2章 地域コミュニティの現状と課題

1. 田原市の地域コミュニティの状況	14 頁
(1) 校区コミュニティ協議会・校区の状況 (2) 自治会（町内会・区等）の状況 (3) 地域コミュニティ体制の整理 (4) 市と地域コミュニティの関係 (5) 認可地縁団体の状況		
2. 地域コミュニティの現状・課題	24 頁
■現状・課題一覧表 ■10区分・46項目の課題		

第3章 地域コミュニティのあり方

1. 目標とする地域社会と地域コミュニティの理想像	36 頁
(1) 目標とする地域社会「誰もが暮らしやすい地域」 (2) 地域コミュニティの理想像「みんなが参加し、互いに尊重・助け合う地域づくりの場」		
2. 実現に向けての留意点・展開	37 頁
(1) 実現に向けての留意点 (2) 目標・理想像を実現するための展開		

第4章 自主的な改善

1. 改善策の提案方針 ❖方策の参考例としての提案	40 頁
2. 自主的な改善方策	40 頁
■改善策一覧表 (1) 運営体制の改善策 (2) 活動の改善策 (3) その他活性化のための改善策		

第5章 行政との協働による対応

1. 市施策への協力による課題解決	54 頁
(1) 地域でなければ対応できない業務 (2) 高い効果が期待できる業務 (3) 地域の課題解決にも効果のある業務		
2. 市支援策に対する改善提案	55 頁
■改善提案一覧表 ■提案の内容		

第6章 地域の活性化に向けて

1. 自主的な改善の推進	66 頁
(1) 活動改善方策集の作成 (2) 共通課題への対応		
2. 市への働きかけ	67 頁
(1) 市への改善提案 (2) 調整・協力体制		
3. 重点推進テーマ	68 頁
■第1：目標・目的の共有化 ■第2：全員参加の活動体制 ■第2：連帯意識の向上・人材育成		

❖ 参考資料	1. 研究会の活動概要 2. 参考事例 71～101 頁
---------------	----------------------------	----------------

第1章 社会動向と地域コミュニティへの期待



1. 昨今の社会動向

(1) 社会環境の変化・影響

① 高齢化・少子化

○出生者の減少などにより、国内人口は平成 16 年の 1 億 2,800 万人をピークに毎年 10 万人前後が減少するとともに、65 歳以上人口は 25% を超えるようになってきています。



○田原市の人口は、6 万 6,000 人台で横ばいですが、高齢化率は 21% 台となり、出生者は年間 500 人台に落ち込んでいます（現在二十歳前後の同年代は 900~1,000 人）。

- ・市総合計画では、産業振興策などによって平成 42 年頃に人口 7 万人を目指した施策を進めていますが、こうした活動が行われない場合は 5 万 6 千人台になると推計しています。

② 職業多様化

○国内就労者 6,385 万人の産業別就労状況は、農林漁業 4%、製造業・建設業 27%、卸売・小売業・賃貸業・運輸通信・金融・教育・保健衛生・行政等 69% となっています。

○田原市では、就労者 4 万人のうち、農漁業 1 万 3 千人（30%）、製造業等 1 万 2 千人（29%）、商業・物流等の三次産業が 1 万 5 千人（41%）で、農業就労者の割合が著しく高いため、国内全体の社会傾向とは異なる要素を持っています。

③ 経済不況・国際化・情報化

○リーマンショックに端を発する世界同時不況は、世界の経済構造を浮き彫りにし、国内の不況は長期化の様相を呈し、産業の低迷、失業者の増加が社会不安を引き起こしています。

- ・また、東南アジア諸国の目覚しい成長による世界経済の変化、中国餃子異物混入による農業への影響など、国際的な問題が、我々の産業・生活に直結してきています。

○インターネット・携帯電話に代表される高度情報化は、ボーダーレスで高速な情報処理を実現する一方で、オレオレ詐欺やネット犯罪などが社会問題となっています。

(2) 住民意識・つながりの変化

① 人々の意識の変化

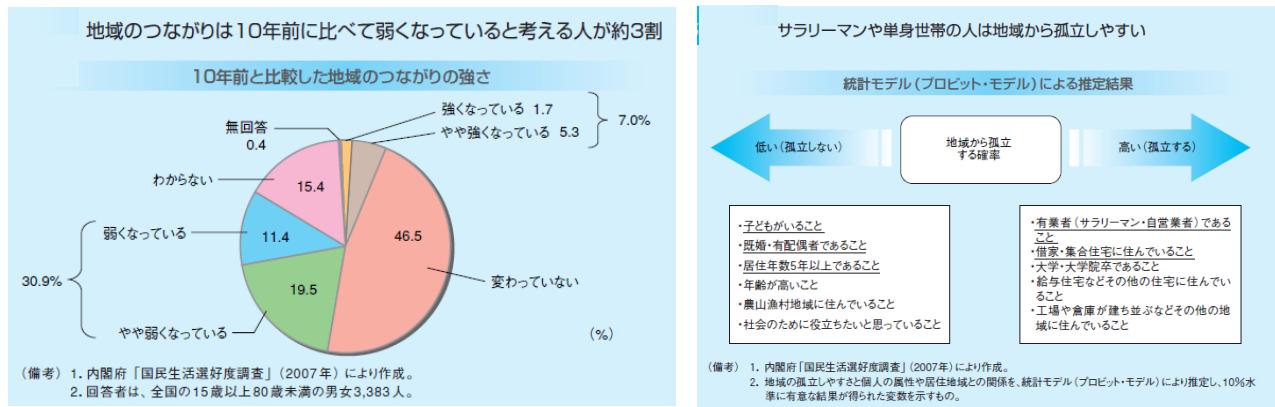
○人々の職業や就労形態の多様化や経済優先の暮らし方により、それぞれのライフスタイルや価値観が変化・多様化し、行き過ぎた個人主義による利己的発言が通ってしまう社会風潮があります。また、義務履行を伴わない「権利の主張」などが横行し、社会モラルも著しく低下する傾向が様々な場面で見られるようになっています。

② 家庭・地域・職場のつながりの変化

※平成 19 年度版国民生活白書より

○家庭ではそれぞれの行動が個別化し、地域においても近所付き合いが疎遠となり、自治会活動等に参加しない人が増えています。また、職場でも仕事以外の付き合いが減少し、企業への帰属意識も低下しています。

- ・人々の意識の変化に伴い、従来の深く立ち入った“つながり”から、適度に距離を置いた“つながり”が求められ、この傾向は、地域や職場だけでなく、家族や親戚付き合いにまで及んでいます。



(3) 社会問題の深刻化

- 人々は、生活の利便性と就労機会を求めて都市部に集中し、農村部は著しく衰退する傾向にあり、近年では医療・教育の面からもその傾向に拍車がかかっています。
- ・また、都市部ではプライバシー保護への過剰反応や他人への無関心などにより、隣近所の助け合いが失われ、住民の孤立による治安の低下や高齢者の孤独死など、協力し合わなければ解決できない様々な問題が発生しています。
- 個人偏重の考え方から、自治会加入率の低下や自治組織の衰退が危惧されるとともに、これまで自治組織と連携して、地域社会を支えていた青年団、婦人会、老人会、消防団などの組織も消滅や弱体化が起こっており、地域互助は危機的状況にあります。
- 田原市でも、アパート等(特に短期居住者や単身世帯)を多く抱える自治会で加入率の低下が見られるとともに、地域団体が衰退し、若者や女性が地域活動に参加する機会が失われ、人材育成の面でも大きな影響を及ぼし始めています。

(4) 行政の変化・影響

- 明治以来の中央集権型の行政システムでは、地域特性を生かしたまちづくりが阻害され、国と地方の二重行政で無駄が生じることから、平成7年の地方分権推進法、平成11年の地方分権一括法が制定され、国と地方の関係を見直すとともに、**平成の大合併**が進められてきました。
- ・その後、国から地方への税源移譲と補助負担金と交付税の見直しが進められ、平成18年に国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指した地方分権改革推進法が成立し、平成21年には、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会を目指すための地域主権戦略会議が設置されました。
- ・しかし、国と地方の債務残高は8百兆円に上り、景気の急激な回復も期待できないことから、財政硬直化による行政対応力の低下は避けがたい状態となっています。

- 田原市は、地方分権の受け皿となる自治体制の強化、行政サービスの向上・効率化を目指した行政改革の一環として、**平成15年と平成17年の二度にわたる市町村合併**を行いました。
- ・合併協議に基づく行政改革大綱により、職員定数の削減、公共施設の統廃合、事務事業の効率化等により、充実すべき施策の財源を確保すべく継続的に改革に取り組みました。
- ・また、平成22年3月の第二次行政改革大綱では、基本方針として「参加と協働、連携による改革」を掲げ、市民参加を促し、市民協働の精神を育む行政サービスの提供などにより、市役所内部改革と市民サービスの再構築を柱として、更なる改革に取り組むことを目指しています。
- ・市民ニーズの多様化・個別化に、すべて行政が対応することは財政的に困難であり、**民間でできることは民間、個人でできるることは個人、また、個人でできないことは地域、地域でできないことを市が対処する「補完性の原則」**に基づく運営体制を構築しなければならない状況となっています。

2. 地域コミュニティへの期待

(1) 隣近所の助け合い

○人々の生活には、行政サービスが行き届かず、経済性が低いために民間サービスも成り立たないことが様々な面で存在します。その場合、まず、個人ができる範囲で対処し、その上で隣近所の助け合いや自治組織などで対応してきました。

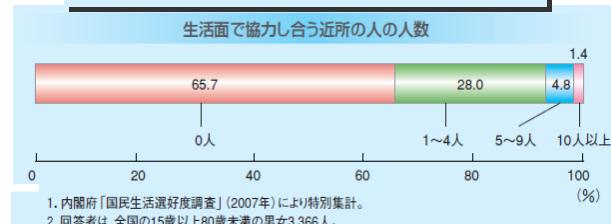
- ・しかし、近年では、都市部だけでなく、農村部でも、地域のつながりが弱体化し、隣近所の助け合いは危機的状況に陥っている傾向が見られます。

○地域互助がなければ、防災、防犯、生活環境の維持、子どもや高齢者が安心して生活できる地域づくり、地域文化の伝承などの地域社会の維持・発展は益々困難となります。

- ・また、地域での助け合いがなくなり、地域社会で精神的なやすらぎや充実感が得られなくなれば、人々が求める生活の豊かさを実感できなくなると言われています。

※参考「平成19年度国民生活白書」

近所に生活面で協力し合う人がいない人が多い



家族、地域、職場の人とのつながりは精神的やすらぎをもたらす



(2) 住民自治の推進役

○まちづくりの課題には、市全体で取り組むべきものと、各地域状況に応じて取り組むべきものがありますが、速やかに対応策を実施するためには、市民の意見を合理的に集約しながら最良の方法を見出していくことが重要となります。

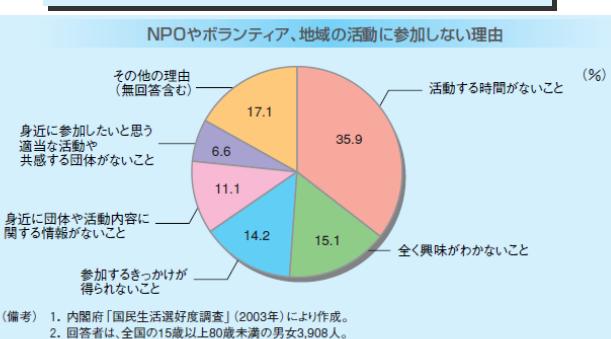
- ・近年、住民の価値観が多様化するなかで、地域の課題について、地域内で意見を集約・調整し、合意を形成する面において、地域コミュニティ団体の役割が重要となっています。
- ・このように地域住民全員の意見を把握・集約する機能は、自治会等の地域コミュニティ団体以外には存在しません。

○高齢化や少子化・人口流出による家族構成の変化は、家庭内の対応力を低下させるとともに、地域の担い手を失うこととなります。このような場合にも近隣住民や自治組織が協調・共同することで解決が図れるものも少なくありません。

- ・また、地域共益活動や社会活動に参加する最も身近な機会が、地域コミュニティの活動となっています。多くの住民が理解し、参加しやすい形で活動を進めることができます。

○また、人口が減少している農村部においても、助け合いのある人間関係と豊かな自然環境をプラス要素として、情報化などの活用による不便さの克服を図りながら活性化に成功した事例が各地に見られます。

NPOやボランティア、地域の活動に参加しないのは時間や参加のきっかけがないため



3. 行政と地域コミュニティの関係

(1) 国・県の方針

① 国の状況

国の地方行政のあり方を検討する地方制度調査会において、住民自治組織の重要性が、たびたび議論に上っています。



また、昭和40年代後半からコミュニティ政策を推進している総務省においても、平成19年と21年の二度にわたりコミュニティ研究会を設置し、現状の社会情勢のなかでの地域自治の担い手として期待されるコミュニティのあり方や将来展望を検討しています。

② 県の状況

従来、NPOなどの広域に渡る市民活動の推進を図ってきた都道府県においても、近年、地域コミュニティ振興への取り組みが見られるようになってきています。



現在、愛知県では、地域コミュニティを振興するための推進計画策定、講演会開催支援、市町村担当者連絡会議等による活性化策が進められています。

(2) 田原市の方針

① 第1次田原市総合計画基本構想・基本計画

平成18年策定の市総合計画においては、各施策の担い手として地域コミュニティに期待が寄せられています。



田原市民まつり

■まちづくりの方針 市民と行政などがともに築く協働のまち

■施策大綱 みんなで支え合う暮らしやすいまち (コミュニティ分野)

- 〈施策の方向〉
- ・地域まちづくり計画の策定支援等による地域コミュニティの活性化
 - ・活動に必要な情報提供・人材育成や施設整備等の支援

② 田原市市民協働まちづくり条例

平成20年4月施行の市民協働まちづくり条例においては、地域コミュニティ団体を市民協働の柱と位置付け、振興策の実施、協働の推進等が掲げられています。

条例の概要

- 第2条 地域コミュニティ団体として、「校区コミュニティ協議会」、「校区」、「自治会」を明記
 - ❖「校区コミュニティ協議会」は、小学校区域内の市民、自治会及びその他の市民活動団体等で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体
 - ❖「校区」は、小学校区域内の自治会で構成し、相互連絡、意見集約、交流等を行う団体
 - ❖「自治会」は、一定区域の居住者で形成し、相互連絡、意見集約、交流、環境整備、文化伝承、防災、福祉等の活動を行う団体。
- 第11～13条 市による市民活動の活動環境整備、情報発信、財政支援、人的支援等を明記
- 第14条 地域コミュニティ団体をまちづくりの基礎的市民活動団体に位置付け、振興を明記
- 第15条 地域コミュニティ団体の責務（意見集約、自主的課題対応）を明記
- 第16条 市民・市民活動団体・事業者の地域コミュニティへの参加義務を明記
- 第17条 市による地域コミュニティ振興策の立案、活動支援、意見配慮を明記
- 第18条 優良な地域コミュニティ団体を市長が認定する制度

③ 田原市市民協働まちづくり方針

市民協働まちづくり条例に基づき、市民、市民活動団体(地域コミュニティ団体含む)、事業者及び市の機関によって、平成20年に策定された**市民協働まちづくり方針**において、地域コミュニティに関する次の項目が掲げられています。

○基本理念

みんなが、それぞれの役割を認識し、お互いを理解し合い、
信頼関係を築きながら 市民協働によるまちづくりを進めましょう

○指針の5

地域コミュニティ活動の振興

■市民・市民活動団体・事業者・市による 地域コミュニティ団体の振興のあり方

- 市民・団体・事業者の加入・活動参加
- 地域コミュニティ団体の振興策
- 地域コミュニティ団体の意見の反映
- 地域コミュニティ団体の認定制度

■地域コミュニティ団体の取組のあり方

- 組織の見直し
- 市民等の加入・参加の拡大
- 地域課題の対処
- 意見を把握・集約・代表
- 専門分野の市民団体等との連携



④ 田原市地域コミュニティ振興計画

合併後の地域コミュニティ振興策を整理するため、平成19年3月に**田原市地域コミュニティ振興計画**が策定され、市はこの方針に基づき支援を進めています。

■振興方針 地域コミュニティに期待される協働社会の実現

■振興施策

○環境づくり

- ①地域コミュニティの位置付けの明確化
- ②地域コミュニティのあり方の検討
- ③分野コミュニティ等との連携の推進
- ④市の地域コミュニティ振興体制の充実
- ⑤連絡調整の場の設置
- ⑥市民への意識啓発
- … 条例による位置付けの明確化
- … 合理的で効率的な組織体制の実現
- … ボランティア団体、NPOとの連携
- … 市の対応体制の充実、アドバイザー派遣等
- … 校区総代会等の運営改善、行政懇談会の開催
- … 広報、ケーブルテレビ番組による活動紹介等

○活動の活性化

- ①計画的地域づくりの推進
- ②活動拠点の充実
- ③地域活動の支援
- ④その他の活性化策の推進
- … 校区まちづくり推進計画の策定支援等
- … 市民館の整備・運営方法の改善、コミ施設整備支援
- … 自主活動支援の見直し
- … モデル事業の募集・選定、活性化策の検討

○協働関係の構築

- ①役割の認識
- ②協働ルールの確立
- ③最適な業務委託の実施
- … 地域コミュニティの役割（総合計画118事業）
- … 市計画策定への参加、協働事業の相互参加等
- … 市の地域コミュニティへの業務委託の適正化

○市全体のまちづくりの推進

- ①市施策への協力
- ②地域コミュニティ間の連携
- … 市の施策推進への理解と協力
- … 地域コミュニティ相互の連携と支援

(3) 田原市の支援策・依頼等

市は地域コミュニティ支援として、補助金交付に加えて、業務処理の支援、活動環境の整備、人的支援等を行うとともに、市から地域コミュニティに対して各種業務の依頼・委託等が行われています。

① 地域コミュニティの振興

- 総代会運営支援 … 総代会（校区総代会）、視察研修、行政懇談会、コミュニティ研究会の事務局対応
- 市民館整備 … 校区の地域コミュニティの活動拠点として、校区市民館を整備
- 市民館主事 … 市民館活動に加えて、地域コミュニティ活動の事務を処理（主事は、コミュニティ指導員、行政補助員の機能を兼ねる）
- アドバイザー配置 … 校区のまちづくりを推進するため、各校区にまちづくりアドバイザーの市職員3名（合計60名）を配置



視察研修



主事研修

② 地域コミュニティ助成制度 (平成22年度)

- ・総事業費 15千万円（活動支援12千万円・整備支援3千万円） *活動支援：最大10百万円（中部）、最小2百万円（伊良湖）
- 行政助成金 … ◆校区コミ（市から依頼事項に対する協力金と運営補助）
◇自治会（ “ ” ）
- 指定活動奨励金 … ◆校区コミ（青少年健全育成、市民館）
◇自治会（防災、福祉、環境美化）
- 自主活動奨励金 … ◆校区コミ
- 校区まちづくり推進計画奨励金… ◆校区コミ ※平成22年度臨時奨励金
- 施設整備補助金 … ◆校区コミ（施設整備）
◇自治会（施設整備、防犯灯、児童遊園遊具、消火栓器具 耐震改修）

③ その他支援

- 地縁団体登録等事務… 地方自治法に基づく法人格付与（自治会等の財産保全）
- 市社会活動補償制度… 校区コミ・自治会の活動に対する傷害・損害賠償保険を市が加入
- 市民協働まちづくり事業補助金… 市民活動団体対象（自治会を含む）、1/2補助（上限20万円）

④ 依頼・委託等

- 各種施策検討会議等への校区総代等の参加、各種行政委員の地元推薦
- 行政文書配布、交通安全、防犯等の施策協力
- 指定管理者委託 … ◆校区コミ（市民館、臨海緑地） ◇自治会等（瀧頭公園、白谷海浜公園、小型船係留施設）
- 公園等清掃委託 … ◆校区コミ ◇自治会等
- 農地・水・環境保全向上対策事業（中部校区を除く19校区で実施）

4. 地域コミュニティに関する市民意識調査

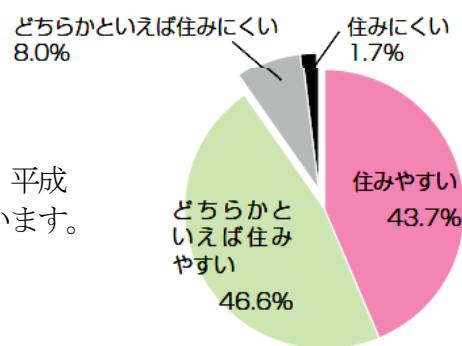
平成 22 年 7 月、市政に市民意識を反映するために「各施策の満足度、重要度」などについて、市内居住の 20 歳以上の男女 3,500 人を対象に実施され、同年 12 月に結果が公表されました。

■方法：郵送によるアンケート調査（回収率 42.5%）

(1) 田原市の総合評価

① 市の住みよさ

○田原市を住みよいまちと評価する人は 90.3% を占め、平成 19 年度の調査結果 (79.7%) を上回る結果となっています。



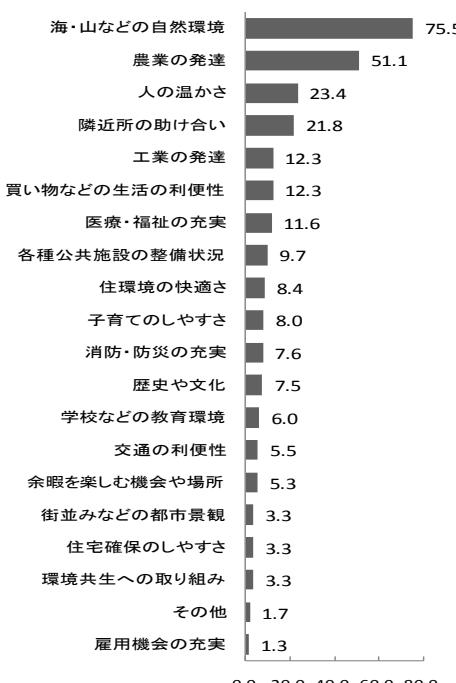
② 田原市の長所・短所

◆田原市が優れている面

○海・山などの自然環境が 75.5% と最も高く、農業の発達 51.1%、人の温かさ 23.4%、隣近所の助け合い 21.8% と続き、この 4 項目が全体の 6 割を占めています。

○校区別には、人の温かさは伊良湖の 45.8% を筆頭に田原南部・赤羽根・堀切で 3 割以上となり、隣近所の助け合いは和地の 43.8% を筆頭に若戸・亀山・中山・泉で 3 割以上となっています。

優れている面



欠けている面



(あてはまるもの3つに○)
件数=全体1390件 男性648件 女性742件 単位:(%)

◆田原市に欠けている面

○交通の利便性が 55.3% と最も多く、買い物などの生活の利便性 36.0%、医療・福祉の充実 34.3%、余暇を楽しむ機会や場所 34.1%、雇用機会の充実 30.1% と続いています。

○校区別には、医療・福祉の充実は大草・亀山で 5 割以上、余暇を楽しむ機会や場所は大草・田原東部・田原南部・若戸で 4 割以上、雇用機会の充実は福江で 4 割以上となっています。

(2) 市施策の満足度・重要性

① 施策の満足度

○市の全施策のうちで、満足度の高いものは、消防・救急 37.8%、水資源確保 28.4%、資源循環 26.1%、健康づくり推進 24.7%、上下水道 22.2%であり、不満度が高いものは、交通基盤 34.0%、医療の充実 32.1%、観光振興 25.5%、労働対策 25.4%と続いています。

② 施策の重要性

○施策の重要性としては、医療の充実、高齢者福祉の充実、学校教育の充実、交通基盤の整備、消防救急体制の充実が上位を占めています。

(3) 市民活動の状況

① 地域コミュニティ振興施策

○市の地域コミュニティ振興施策に対する回答では、「満足(やや満足含む)」は 14.7%(49 施策中 15 位)と上位に属し、平成 19 年度の調査と比べても満足度が上がっています。また、「不満(やや不満を含む)」も 8.4%(同 40 位)と低いことから、一定の評価が得られていることが読み取れます。

② 地域活動・ボランティア活動

○地域活動やボランティア活動を現在行っている人は 15.2% となっています。年代別には、現在活動している人は 40 歳代が 21.9% で最も多く、20 歳代と 70 歳以上の年代は 1 割未満となっています。

・過去に活動経験がある人は 30 歳代を除く全年代で 4 割以上を占めています。

○校区別では、現在活動している人は六連・衣笠・亀山が 2 割以上で、大半の校区が 1 割前後となっています。また、過去に活動経験のある人は高松・堀切・和地で 6 割以上ある一方で、大草・若戸・清田では全く経験がない人が 5 割を超えていました。

○活動内容としては、自治会活動 53.1% を筆頭に、自主防災活動 23.3%、スポーツ・文化活動 22.4%、環境保護活動 18.8%、福祉活動 18.1% と続いています。

・男女別では、男性では自治会・自主防災活動、女性では福祉活動が多く、これらには約 20% の男女差が見られます。

・年代別には、自治会活動は 40 歳代以上が 5 割以上を占め、青少年育成活動、スポーツ・文化活動、自主防災活動は 40 歳代が多く見られます。

・校区別では、自治会活動は田原南部・伊良湖で約 7 割を占め、自主防災活動は野田の 44.4% を筆頭に若戸・泉で 3 割以上となっています。



清掃活動



読み聞かせ

③ 事業所の社会貢献活動 (市内 100 事業所を対象に調査)

- 地域社会への貢献活動を行っている事業所は 69.1%を占め、内容は祭り・イベント等への寄付 74.5%が最も多く、環境美化活動への参加 52.7%と続いている。
- ・活動理由は、地域との関係維持 81.8%、仕事につながる可能性 43.6%となっています。

④ 各種市民団体の活動 (市内 100 団体を対象に調査)

- 活動目的は、地域福祉 29.6%、障害者支援 20.9%、青少年健全育成と環境保全 18.5%、高齢者支援と芸術文化が 17.2%と続いている。
- 活動の課題は、人材 79.7%、情報 67.2%、専門性 64.1%、社会的認知度 61.0%と続いている。
- 市との関係では、施設利用 64.1%、補助金 37.5%、情報交換 35.9%、市審議会等参加 34.4%、市業務を受託 32.8%と続き、市との関係を持たない団体は 6.3%という状況になっています。
- 市施策の認知度では、市民協働まちづくり会議 54.7%、市民協働まちづくり条例 51.6%、市民活動支援センター 50.0%と続いている。
- 市への要望は、補助金 50.0%、場所・物品・機材等の提供 45.3%、市広報による情報発信 40.6%、施設利用料割引・優先利用 21.9%、リーダー養成・技術養成 20.3%と続いている。



第2章 地域コミュニティの現状と課題

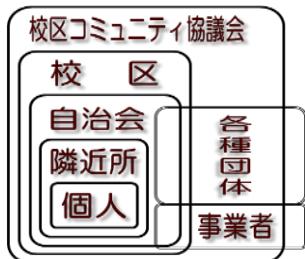
第2章

地域コミュニティの現状と課題



1. 田原市の地域コミュニティの状況

田原市の地域コミュニティの組織形態は、平成20年4月施行の市民協働まちづくり条例において、校区コミュニティ協議会、校区、自治会の三種類に定義されましたが、現在の組織構造・活動内容・機能分担の状況は、それぞれの地域で大きく異なっています。



校区コミュニティ協議会

校区（自治会連合）

小学校区域内の自治会及び各種団体で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う。

自治会（区・町内会等）

小学校区域内の自治会で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う。

一定区域の居住者で形成し、相互連絡、意見集約、交流、環境整備、防災、福祉等の活動を行う。

（1）校区コミュニティ協議会・校区の状況

○市内20の小学校区に、それぞれ校区コミュニティ協議会が設立されていますが、同じく小学校単位の自治会連合である校区は、コミュニティ協議会で機能が充足している場合や共同活動・財産保全等の必要がないところは存在していません。

- ・また、平成18年度にはすべての地域で現状・課題を把握し、将来像と施策方針等を掲げた「校区まちづくり推進計画」が策定され、これの方針に基づき活動を展開しています。

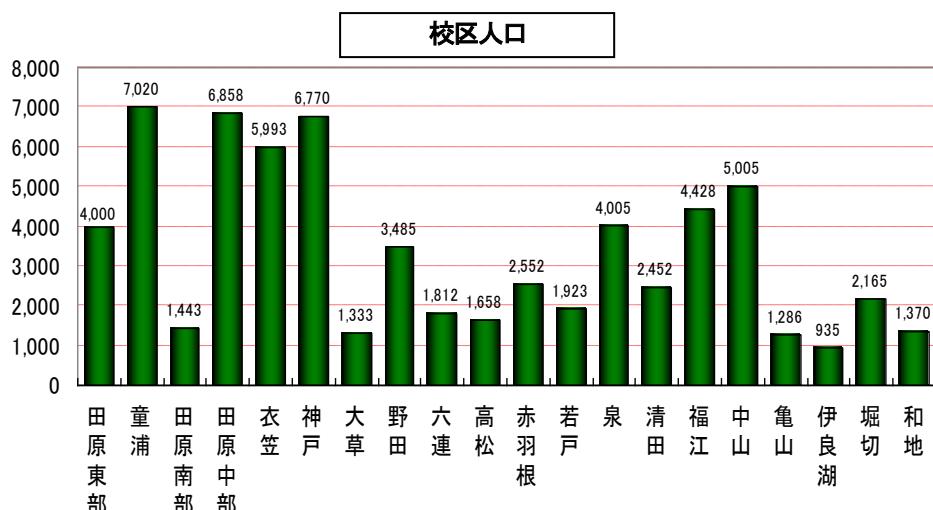


○『校区コミュニティ協議会』は、自治会に加え、地域内の各種団体、行政委員などで構成し、これらの意見を集約しながら、単独の自治会や団体では対応できない活動を共同で取り組んでいます。

- ・それぞれの協議会の規模（人口と所属自治会数）には大きな差があり、それぞれの組織構成・活動内容なども、地域によって異なっています。

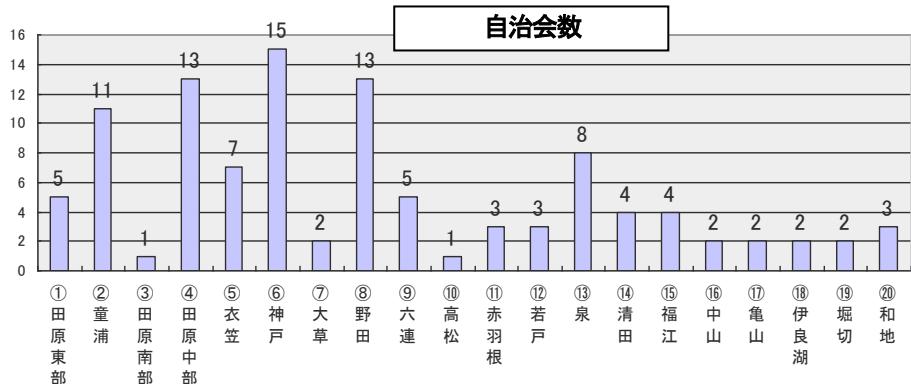
○『校区』には、各自治会長等による意見調整・連絡機能だけのものと、地縁団体認可を受けて財産保有・共同活動を実施しているものがあります。これらの組織構成・活動状況なども、地域によって異なっています。

○なお、“校区”と呼ぶときには、自治会連合としての校区のほかに“校区コミュニティ協議会”を省略している場合があります。また、市の対応などの影響から、実質的には「校区」が存在しない地域でも“校区総代”と呼ばれるケースが多くなっています。



【人口】

- ・最大校区
童浦 7,020人
- ・最少校区
伊良湖 935人



【自治会数】

- 最大校区
神戸 15 団体

・最少校区

- 田原南部・高松 1 团体

校区・自治会一覧表（世帯数・人口）

校区コミュニティ協議会	自治会等	世帯数	人口
1 田原東部	1 相川	55	193
	2 谷熊	176	659
	3 やぐま台	266	817
	4 豊島	609	1,957
	5 御殿山	104	374
	計	1,210	4,000
2 童浦	1 吉胡	98	388
	2 木縄台	160	516
	3 吉胡台	123	416
	4 浦	446	1,690
	5 西浦	1,176	4,144
	6 波瀬	92	393
	7 姫見台	146	396
	8 片浜	60	247
	9 百谷	76	272
	10 光崎	249	824
	11 片西	262	464
	計	2,888	7,020
3 田原南部	1 大久保	376	1,443
	計	376	1,443
4 田原中部	1 一番東	151	393
	2 一番西	137	369
	3 三番組	254	621
	4 四番組東	161	443
	5 四番組西	226	617
	6 四番組南	306	829
	7 蔵王東ヶ丘	163	477
	8 蔵王南ヶ丘	140	434
	9 宣町一区	405	1,103
	10 宣町二区	219	493
	11 宣町三区	73	218
	12 本町	98	294
	13 新町	212	567
	計	2,545	6,858
5 衣笠	1 加治	522	1,567
	2 衣笠	328	917
	3 八軒家	330	942
	4 藤七原	106	334
	5 錦田	273	772
	6 東瀬頭	542	542
	7 赤石	363	919
	計	2,464	5,993
6 神戸	1 川岸	204	574
	2 漆田一区	324	912
	3 漆田二区	192	515
	4 漆田三区	378	959
	5 東赤石	133	361
	6 サンコート	166	356
	7 神戸市場	92	372
	8 青津	132	434
	9 希望ヶ丘	82	210
	10 赤松	158	605
	11 志田	53	186
	12 新美	50	183
	13 南町	191	510
	14 谷ノ口	64	256
	15 東ヶ谷	80	337
	計	2,299	6,707
7 大草	1 大草	224	928
	2 大草団地	141	405
	計	365	1,333
合計 (平成22年4月1日現在)			
校区コミ協議会	自治会	世帯数	人口
20	106	21,597	66,493

校区コミュニティ協議会	自治会等	世帯数	人口
8 野田	1 戸	48	206
	2 南	77	279
	3 彦田	68	295
	4 雲明	94	353
	5 保井	52	207
	6 東馬草	56	235
	7 山ノ神	75	255
	8 西馬草	62	274
	9 今方	48	148
	10 北海道	31	108
	11 野田市場	58	243
	12 仁崎	91	386
	13 はると台	142	496
	計	902	3,485
9 六連	1 長上	15	81
	2 久美原	60	273
	3 浜田	91	381
	4 百々	319	737
	5 新浜	96	340
	計	581	1,812
10 高松	1 高松	451	1,658
	計	451	1,658
11 赤羽根	1 赤羽根東	287	906
	2 赤羽根中	234	735
	3 赤羽根西	258	911
	計	779	2,552
12 若戸	1 池尻	153	587
	2 若見	237	892
	3 越戸	107	444
	計	497	1,923
13 泉	1 宇津江	72	318
	2 江比間	428	1,393
	3 八王子	147	466
	4 村松	105	350
	5 馬伏	43	148
	6 伊川津	196	678
	7 石神	138	408
	8 夕陽が浜	77	244
	計	1,206	4,005
14 清田	1 山田	44	197
	2 高木	171	545
	3 折立	151	513
	4 古田	379	1,197
	計	745	2,452
15 福江	1 長沢	47	170
	2 福江	711	2,467
	3 保美	533	1,562
	4 向山	63	229
	計	1,354	4,428
16 中山	1 中山	663	2,589
	2 小中山	728	2,416
	計	1,391	5,005
17 亀山	1 亀山	153	625
	2 西山	200	661
	計	353	1,286
18 伊良湖	1 伊良湖	138	518
	2 曜出	142	417
	計	280	935
19 堀切	1 堀切	404	1,479
	2 小塙津	163	686
	計	567	2,165
20 和地	1 和地一色	53	202
	2 和地	208	789
	3 王田	83	379
	計	344	1,370

① 校区コミュニティ協議会の運営状況

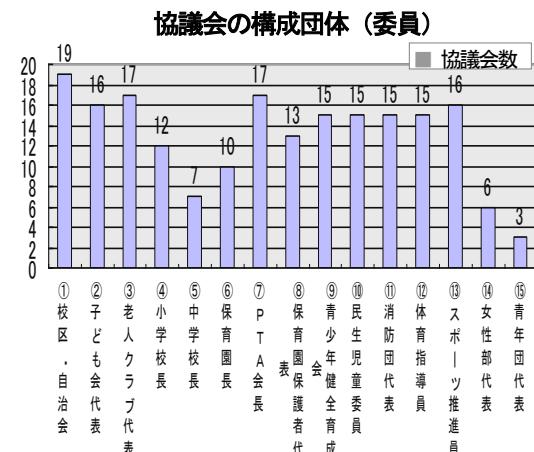
平成 20 年 7 月実施の「校区コミュニティ協議会に対するアンケート調査」の結果を示します。

ア) 校区内組織の状況

○それぞれの校区に設置されている組織として、校区コミュニティ協議会のほか、ほとんどの校区に青少年健全育成会、市民館運営委員会、農地・水・環境保全向上対策協議会が存在し、地域状況に応じてまちづくり推進協議会、むらづくり交付金事業推進協議会などが設置されています。
※平成 22 年度から校区組織の運営合理化を進めており、コミュニティ協議会に統合された組織もあります。

イ) コミ協議会の構成団体等

○コミュニティ協議会は、校区・自治会・老人クラブ・PTA・子ども会・消防団などの地域団体、民生児童委員・スポーツ推進員などの行政委員、小学校・中学校・保育園などの行政機関を構成団体とし、各団体等からの選出委員で運営されています。
・また、保護司、更正保護女性会、農業委員、人権擁護委員、緑化推進員、スポーツ少年団、キッズパトロール隊、NPO団体、土地改良区、JA、ホテル業者などが加入している地域もあります。



ウ) コミ協議会の専門部会

○ほとんどのコミ協議会で専門部会を設置し、行事を分担しながら実施しています。中でも、体育・レクリエーション部会は8割の校区で設置されています。

エ) 運営資金の確保

○協議会は、会費と市補助金を主な財源として運営していますが、半数の協議会が自治会経由で会費を徴収しています。
〔自治会が住民から徴収して納付 8 件、自治会費から負担 2 件、校区負担 5 件、会費なし 5 件〕

オ) 会長の選任

○会長の 8 割が総会で選任又は承認されています。
〔総会選任 3 件、総会承認 14 件、役員会選任 3 件〕



協議会総会

カ) 役員・委員等の報酬

○協議会は、会長・副会長・会計以外はほとんど無報酬で活動しています。
〔会長以外への報酬：副会長 4 件、会計 5 件、その他 4 件〕



ハイキング大会

キ) 総会の開催

○協議会の総会は、年1回開催が大半を占めます。
〔年1回 17 件、年2回 3 件〕

ク) 活動内容

○協議会によって活動内容は異なるものの、特にスポーツ大会、市民館活動等の文化活動、夏祭り等の親睦イベント、青少年健全育成、防犯・防災活動、福祉活動等が中心となっています。

② 校区の運営状況

平成20年7月実施の「校区に対するアンケート調査」の結果を示します。

ア) 校区規約

○規約を持っている校区は6割ですが、規約を持たない校区の中には自治会連合の機能を必要としている地域もあります。

〔規約有12件、規約なし8件〕 ※8校区が財産を持ち地縁団体化しています。

イ) 校区総代の選任

○役員会で校区総代を選任している校区は7割以上となっています。

〔役員会選定後に総会承認8件、校区役員会選任7件、校区住民選挙1件、その他4件〕

ウ) 校区総代の任期

○校区総代の任期は、2年の校区が9割となっています。

〔1年1件、2年18件、任期なし1件〕



エ) 校区総代の年齢

○校区総代の年齢は、60歳代が7割を占めています。

〔50歳代2人、60歳代14人、70歳代4人〕

オ) 役員会の開催

○毎月役員会を開催している校区が8割あります。

〔年3～5回1件、毎月12件、月2回以上5件、その他2件 ※コミ協議会と兼ねている場合もあり。〕

カ) 校区の会費

○7割の校区で、校区会費を自治会から徴収しています。

〔住民徴収1件、自治会が住民から徴収12件、自治会経費3件、なし3件、その他1件〕

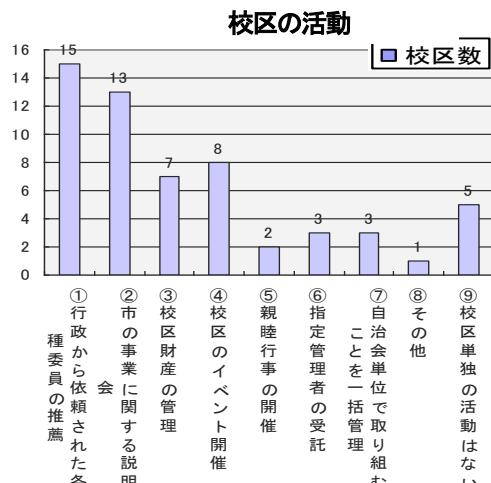
キ) 校区の議題・活動

○校区(役員会)における議題は、市からの依頼・連絡事項が最も多く、次に、校区行事・運営の調整、校区内の自治会活動の調整となっています。

○校区の主な活動は、行政から依頼された各種委員の推薦、市事業に関する説明会、校区イベントの開催、財産管理などが中心となっています。

・中には、自治会単位で取り組む活動を一括実施しているところも見られます。

○校区活動のないところは、5校区あります。



(2) 自治会（町内会・区等）の状況

市内には、地区ごとに**106の自治組織**があり、**自治会、町内会、区などの名称**が用いられ、その代表者も、**会長、区長、総代**などと呼ばれています。

※この報告書では、これらを総称して「自治会」、「自治会長」と記載します。

これら自治会の規模(人口・世帯数)・運営体制・活動内容には、大きな差があります。

・人 口	……	最大自治会 2,589 人 (中山)	最少自治会 81 人 (長上)
・世帯数	……	<u>最大自治会 1,176 世帯 (西浦)</u>	<u>最少自治会 15 世帯 (長上)</u>

平成 20 年 7 月実施の「自治会に対するアンケート調査」の結果を示します。

ア) 総会・役員会の開催

○約7割の自治会は、年1回の総会で、月1回以上の役員会の開催となっています。

[総会: 年1回 71%、年2回 18%、その他 11%]
[役員会: 年1・2回 8%、年3~5回 17%、毎月 52%、
月2回以上 15%、その他 8%※ ※=不明含む]



自治会総会

イ) 役員の選出

○役員の選任は、総会等における投票(直接選挙)が5割、役員会又は前任者の推薦が3割となっています。

[投票選挙 53%、役員会推薦 26%、前任者推薦 4%、前年役員 4%、その他 13%※]

ウ) 会長の任期

○副会長等から連続する期間を含めた自治会長の任期は、1年が約5割、2年が3割、3年以上が2割弱となっています。

[1年 47%、2年 33%、3年 7%、4年 6%、5年 3%、その他 4%※]

エ) 自治会長の年齢

○自治会長の年齢は、50歳代と60歳代で8割を占めています。

[30歳代 3%、40代 11%、50代 43%、60代 38%、その他 8%※]

オ) 自治会長の兼職

○自治会長のほとんどが自主防災会長を兼務し、約3割が奉賛会役員を兼務しています。

カ) 自治会規約

○規約を文書化している自治会は8割を超え、また、規約ない自治会もあります。

[文書化 83%、非文書 10%、なし 7%※]

キ) 加入世帯数

○ここ十年で加入世帯が増加している自治会は約3割あります。

[大きく増加 10%、少し増加 23%、同じ 48%、少し減少 12%、大きく減少 7%※]

ク) 事業者の加入

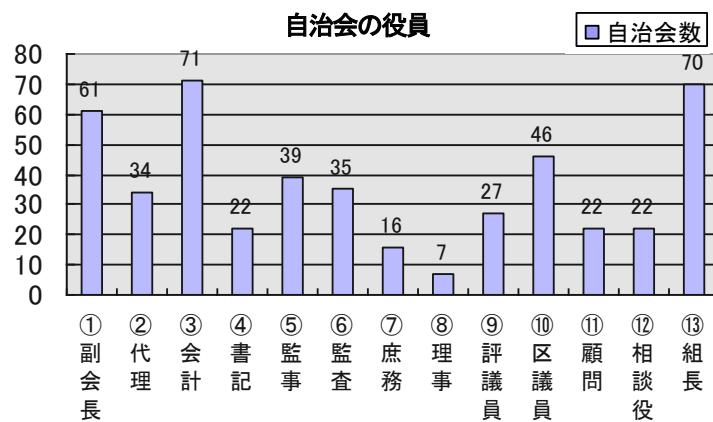
○賛助会員等として、事業者が加入している自治会が約4割あります。

[有 44%、無 56%]

ケ) 自治会の役員の種類

○役員の種類は、自治会によって様々ですが、ほとんどの自治会に「会長補佐役 副会長及び代理：下表①+下表②」があり、また、約7割の自治会に「会計 下表③」と「監査役 監事及び監査：下表⑤+下表⑥」と「評議員又は区議員 下表⑨+下表⑩」と「組長 下表⑬」が設けられています。

- ・会長（区長等）100%
- ・副会長 58% 代理 32%
- ・会計 67%
- ・書記 21%
- ・監事・監査 70%
- ・庶務 15%
- ・理事 7%
- ・評議員 25% 区議員 43%
- ・顧問 21%
- ・相談役 21%
- ・組長 66%



コ) 役員の性別

○すべて男性が役員を担っている自治会は、約7割あります。

[全男性 71%、9割男性 18%、8割以下 11%※]

※女性役員が約4割のところもあります。



サ) 総会の出席

○総会に5割以上の住民が出席している自治会は約7割あります。

[役員だけ 4%、出席住民 5割未満 17%、出席住民 5割以上 68%、その他 11%※]

シ) 事業計画及び予算書

○事業計画及び予算の決定は、総会が約6割、役員会は2割で、1割の自治会が未作成となっています。

[総会 58%、役員会 18%、会長等 4%、未作成 10%、その他 10%※]

ス) 事業報告及び決算書

○事業報告及び決算書の報告は、総会が約8割ですが、全戸回覧などの方法も行われています。

[総会報告 81%、役員会報告 3%、全戸回覧等 8%、その他 8%※]

セ) 回覧・配布

○約9割の自治会が回覧板によって情報伝達・文書配布を行っていますが、毎月全戸が集まる会合を行っているところもあります。

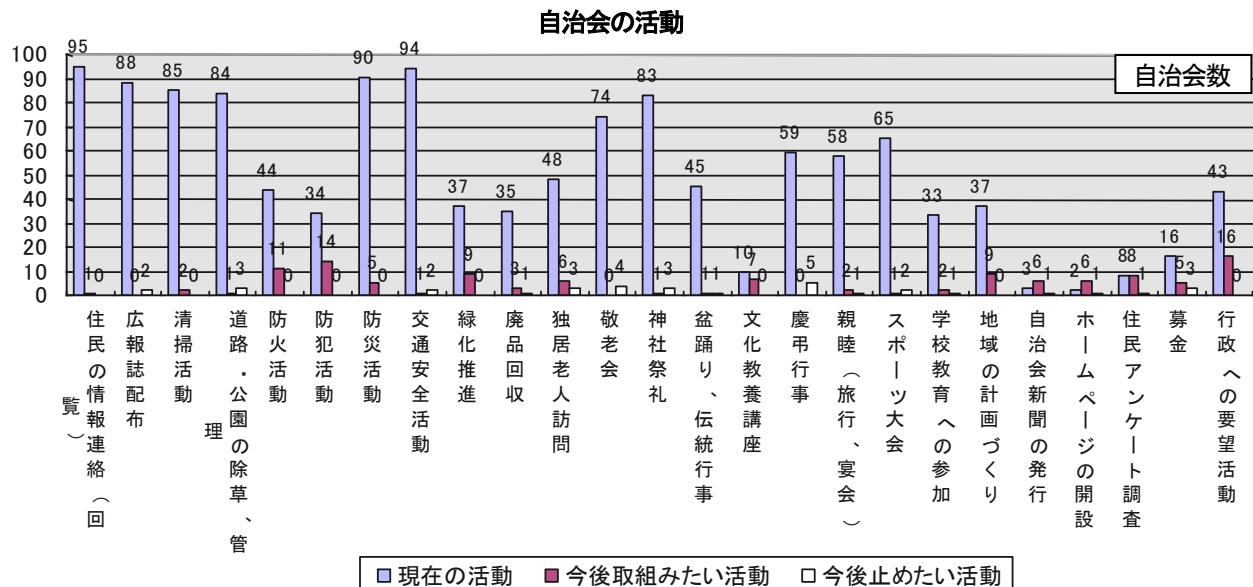
[集会周知 5%、回覧板 52%、配布物は配布・文書は回覧板 36%、その他 7%]

平成21年度 加治区自治会事業事業報告					
月	日	会場名	会期	会員委員会・運行事	備考
4	5日	通常総会		12日評議委員会	
	19日	環境整備作業会		16日区有地等管理委員会	環境整備作業打ち合わせ
	21日	大組長会		21日大組長会	環境整備作業打ち合わせ
5	10日	区有地管理委員会作業会		8日会員会	会員会
	24日	日河川・山林下草刈り		15日評議委員会議	会員会
	24日	木組長会		21日木組長会	会員会
7	7日	日出農業を楽しむ会準備会		6日評議委員会議	会員会
	7日	日出農業を楽しむ会		10日水防災リーダー会議	会員会
	14日	ゾンドボーラー会議		18日木工(1)、区有地(1)会議	会員会
	21日	環境整備作業会		21日木組長会	会員会
12日	12日	日防災体験訓練		4日評議委員会議	会員会
	19日	日出テニス大会		18日盆踊り会合せ会議	会員会
	21日	日出農業会議		21日盆踊り会合せ会議	会員会
	26日	日出農業会議		26日盆踊り会合せ会議	会員会
9月	9日	環境整備作業会		6日評議委員会議	会員会
	8日	木盆踊り		21日大組長会	会員会
	30日	運動会		30日運動会	会員会
10月	4日	第43回運動会		6日評議委員会議	会員会
	11日	日出運動会下草刈り		10日水防災リーダー会議	会員会
	11日	土呂苔市除草祭り		16日木工(1)、区有地(1)会議	会員会
	25日	日出104回歓会会		21日木組長会	会員会
11月	8日	加治区防災訓練		23日評議委員会議	会員会
	22日	環境整備作業会		1日評議委員会議	会員会
12月	1日	第44回歓会会		14日水防災リーダー会議	会員会
	17日	日出農業会議		18日木工(1)、区有地(1)会議	会員会
	17日	大組長会		21日木組長会	会員会
1	7日	三役選挙		7日評議委員会議	会員会
	14日	環境整備作業会		12日会員会	会員会
	16日	水防災リーダー会議		16日水防災リーダー会議	会員会
	21日	日出会議		21日日出会議	会員会
2	21日	区有地等管理委員会		24日評議委員会議	会員会
3	7日	道場会		21日大組長会	会員会
	24日	通常総会		25日決算・監査・評議会	会員会
4	4日	通常総会		26日決算・監査・評議会	会員会

自治会事業計画

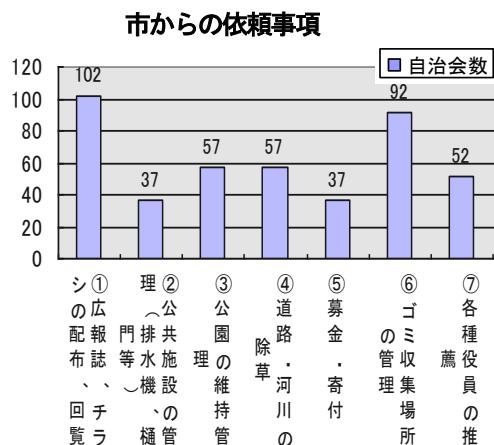
ソ) 自治会の多彩な活動

- 約8割・9割の自治会で「住民の情報連絡(回覧)」、「市広報配布」、「交通安全活動」、「防災活動」、「清掃活動」、「神社祭礼」、6割・7割で「敬老会」、「スポーツ大会」、「親睦」、4割～5割で「防火活動」、「独居老人訪問」、「盆踊り・伝統行事」、「行政への要望活動」、3割前後で「防犯活動」、「緑化推進」、「廃品回収」、「地域の計画づくり」などが行われています。

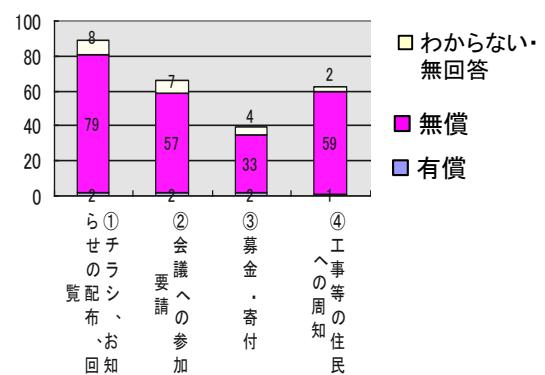


タ) 市・各種団体からの依頼事項

- 市からの依頼事項には、「広報・チラシ配布」、「ゴミ集積場の管理」、「公園の維持管理」、「道路・河川の除草」、「各種役員の推薦」、「募金・寄付の対応」などがあります。
- 各種団体からの依頼事項には、「チラシ等の配布」、「会議への参加要請」、「工事等の住民周知」などがあります。



各種団体からの依頼事項



チ) 会費の減免

- 約6割の自治会は、会費の減免を行っています。
〔減免あり 56%、減免なし 37%、その他 7%〕

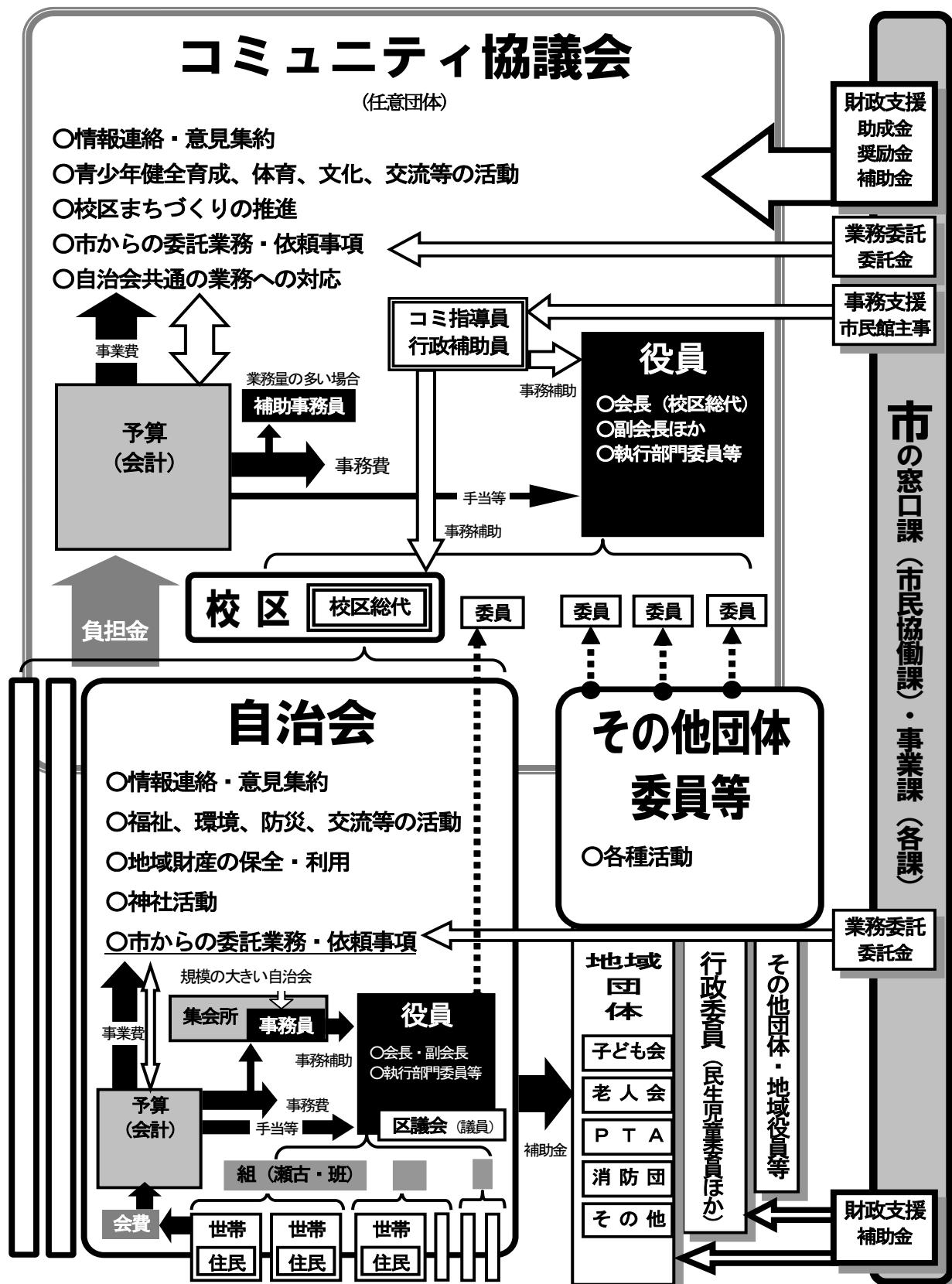
ツ) 各種団体との連携

- 約9割の自治会は、各種団体と連携して活動しています。
〔活発な連携 12%、ますます連携 79%、ほとんど連携なし 4%、連携なし 5%※〕

(3) 地域コミュニティ体制の整理

① 標準的な組織体制

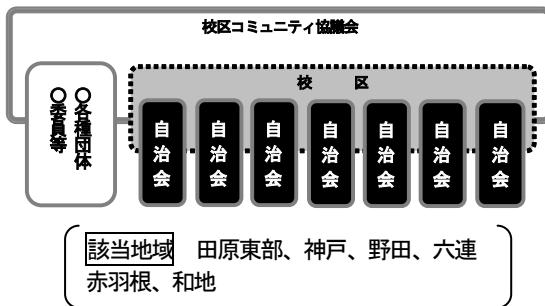
各地域の「校区コミュニティ協議会」、「校区」、「自治会」の標準的な組織構成・業務内容は、下図のとおりです。



② 組織構成の例

地域状況に応じて、**地域コミュニティ団体の組織構成の形態**は異なっており、主な形態は次のとおりです。※各校区で、平成21年度から組織体制と機能分担の見直しが行われています。

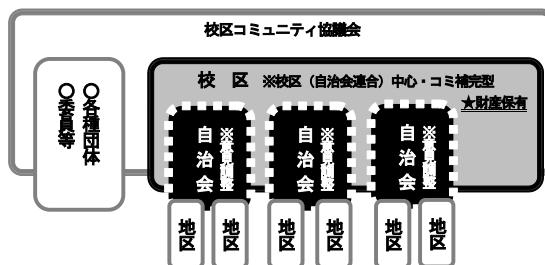
A 標準型



B コミ協議会・自治会型

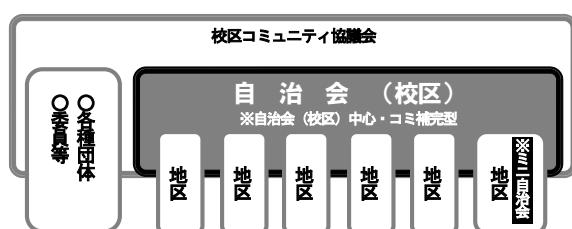


C 自治会部分統合型



元来、自治会的な活動を行っている地区を複数まとめて「自治会」として集約している。

D 校区内1自治会型

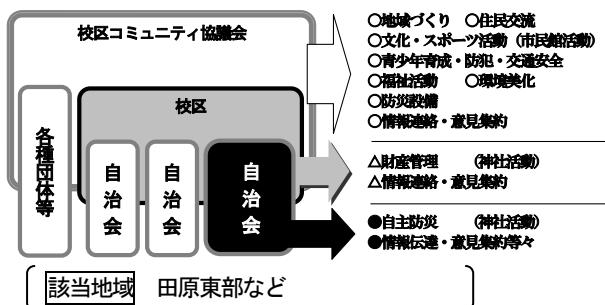


元来、自治会的な活動を行っている地区がすべて「自治会」に含まれている。

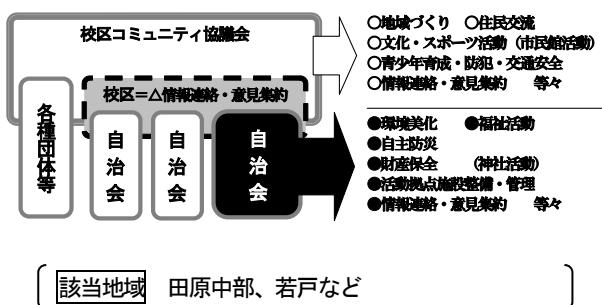
③ 機能分担・それぞれの活動内容の例

地域状況に応じて、**地域コミュニティ団体相互の機能分担とそれぞれの活動内容**は異なっており、主な形態は次のとおりです。※各校区で、平成21年度から組織体制と機能分担の見直しが行われています。

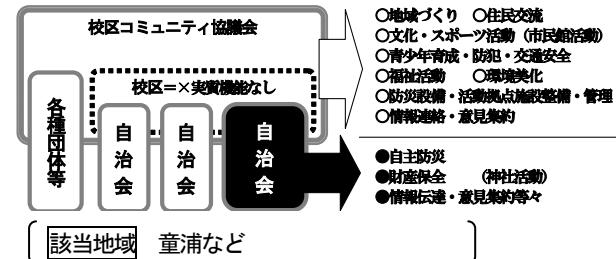
A ヨミ協議会・校区・自治会分担型



B 自治会中心・ヨミ協議会補完型



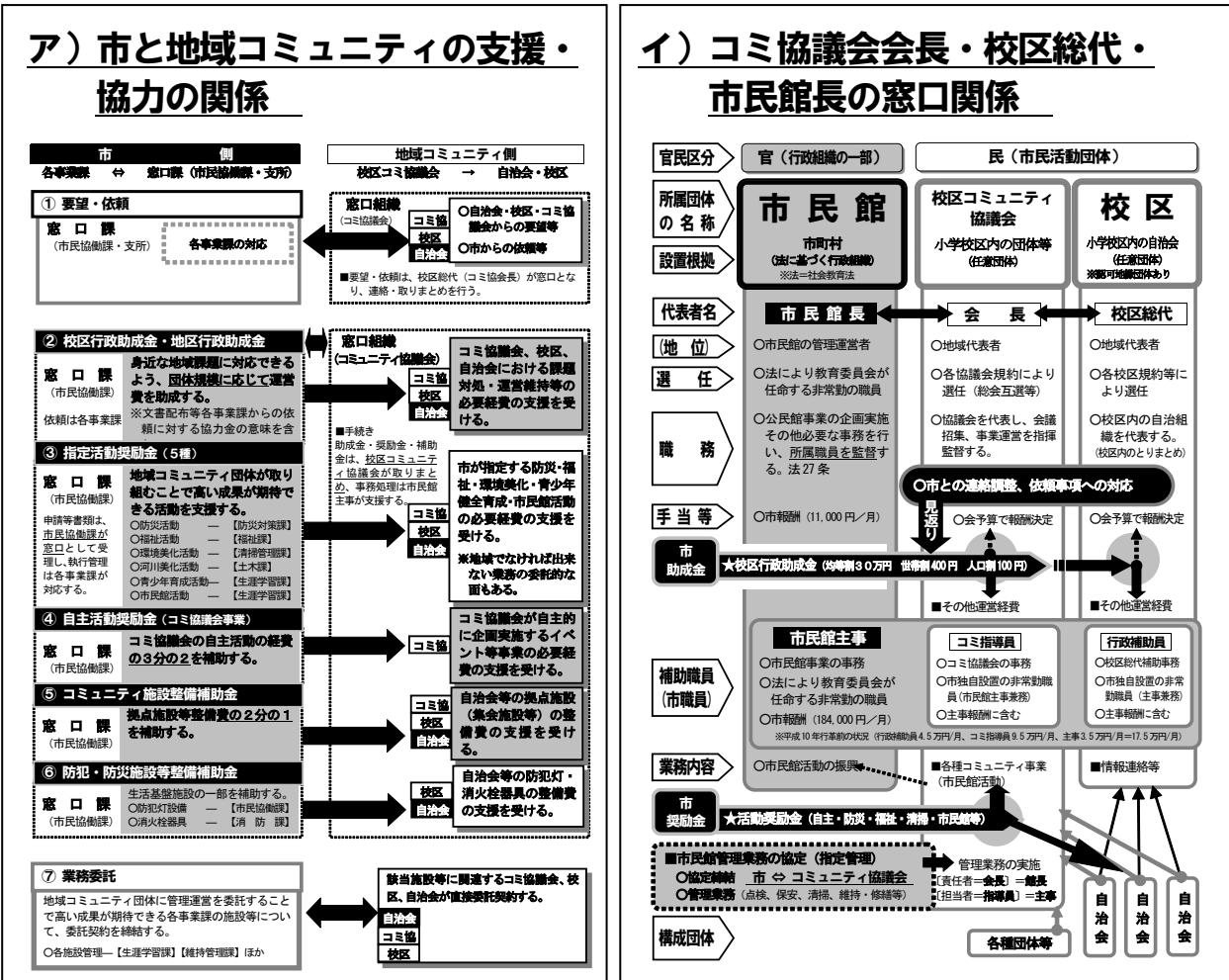
C コミ協議会中心型



(4) 市と地域コミュニティの関係

市は、校区コミュニティ協議会を各地域(小学校区域)の代表機関として位置付け、コミュニティ協議会を窓口として委託・依頼・支援を行っています。

また、現状では、地域コミュニティ協議会の会長は、校区総代の役割、市民館長の役割を兼ねているため、それぞれの役職に伴う役割が不明確になっています。



（5）認可地縁団体の状況

財産保全を目的として、地方自治法による地縁団体の市長認可を受けた団体は、浦区自治会（平成10年12月15日認可）から始まり、現在では合計68団体となっています。

○自治会で57団体

浦区自治会、藤七原町内会、久美原区、谷ノ口区、東ヶ谷区、白谷区、加治区自治会、波瀬区、市場区、青津区
吉胡台区自治会、木綿台区自治会、芦自治会、長上区、吉胡区自治会、浜田区、百々区、八軒家町内会、南町区
漆田一区、赤東区、赤中区、赤西区、若見区、池尻区、越戸区、志田区、本町自治会、谷熊自治会、豊島自治会
相川自治会、新美区、赤松区、漆田三区自治会、堀切自治会、日出自治会、石神自治会、古田自治会、龜山自治会
江比間自治会、馬伏自治会、和地惣代会、村松自治会、土田自治会、中山自治会、福江自治会、八王子自治会
小塩津自治会、伊川津自治会、和地一色自治会、姫見台自治会、川岸町内会、御殿山自治会、片浜自治会
保美自治会、新浜自治会、戻戸東ヶ丘自治会

○校区8団体

**野田区自治会、田原東部校区自治会、神戸校区、大草自治会、大久保区自治会(田原南部校区)、高松区(高松校区)
六連校区自治会、和地区総代会(和地区校区)**

○その他3団体

田原区(田原中部校区及び衣笠校区の一部)、本前区自治会(南町自治会の一部)、川尻惣代会(和地校区の一部)

2. 地域コミュニティの現状・課題

地域コミュニティの現状と課題を把握するため、これまでに実施した各種調査等と研究会意見の合計321件を類型化し、10区分の46項目に整理しました。

地域コミュニティの現状・課題一覧表

区分 1 各コミ組織の多様性に関する現状・課題

- | | | |
|--------------------|-----------------|-------------------|
| 課題1 規模・形体・活動内容の多様性 | 2 自治会の組織・役割 | 3 校区（自治会連合）の組織・役割 |
| 4 コミ協議会の組織・役割 | 5 地域コミュニティ体制の認識 | |

区分 2 役員職務・組織体制に関する現状・課題

- | | | |
|---------------|-----------|------------|
| 課題6 代表者・役員の負担 | 7 役員任期の長短 | 8 組織体制の固定化 |
| 9 男性中心の組織体制 | | |

区分 3 運営・活動に関する現状・課題

- | | | |
|------------------|----------------|----------------|
| 課題10 業務内容の増加・専門化 | 11 活動の硬直化 | 12 組織間の連携・役割分担 |
| 13 活動情報の伝達 | 14 コミュニティ意識の醸成 | |

区分 4 住民参加に関する現状・課題

- | | | |
|-----------------|------------------|---------------|
| 課題15 住民情報の把握 | 16 加入・参加しない住民の増加 | 17 住民の交流機会の減少 |
| 18 地域貢献・共助意識の低下 | 19 参加困難者の増加 | 20 活動の魅力低下 |

区分 5 地域活動の担い手に関する現状・課題

- | | | |
|-------------|-----------------|------------|
| 課題21 担い手の減少 | 22 地域団体への参加意欲低下 | 23 活動機会の減少 |
| 24 高齢者組織の課題 | 25 子ども関連の活動 | 26 女性団体の消滅 |

区分 6 財務・経理に関する現状・課題

- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 課題27 会計処理 | 28 運営財源の確保 | 29 必要経費の増加 |
| 30 財産の管理 | | |

区分 7 地域信仰・奉賛に関する現状・課題

- | | | |
|--------------------|--------------|------------|
| 課題31 神社・仏閣の捉え方の多様化 | 32 神社活動による負担 | 33 神社祭礼の活用 |
|--------------------|--------------|------------|

区分 8 活動拠点・地域環境に関する現状・課題

- | | |
|--------------|------------|
| 課題34 地域の活動拠点 | 35 地域の環境保全 |
|--------------|------------|

区分 9 行政に関する現状・課題

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 課題36 対応窓口 | 37 要望事項への対応 | 38 行政助成金 |
| 39 指定活動奨励金 | 40 自主活動奨励金 | 41 施設整備等補助金 |
| 42 市民館管理・運営 | 43 活動支援職員等 | |

区分 10 コミ連合組織に関する現状・課題

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 課題44 総代会の機能 | 45 校区総代会の役割 | 46 全体総代会の役割 |
|-------------|-------------|-------------|

地域コミュニティの現状・課題に関する把握

- ① 自治会へのヒアリング調査の意見（平成16～17年）
- ② 田原市まちづくり市民懇談会コミュニティ部会の意見（平成17～18年）
- ③ 総合計画策定時の行政懇談会の意見（平成15年）
- ④ 市民協働まちづくり条例検討会議の附帯意見（平成19年）
- ⑤ 自治会・校区・コミ協議会のアンケート調査の意見（平成20年）
- ⑥ 地域コミュニティ研究会意見交換・委員意見ヒアリング（平成21～22年）
- ⑦ 市民協働課窓口業務等における意見（平成21～22年）

区分1 各コミ組織の多様性に関する現状・課題

太字 → 重要な意見
白抜き → 特に重要な意見

課題1 規模・形態・活動内容の多様性 … 画一的な対応ができない 等々

意見の対象		個別の意見
ア)	コ 自	自治会規模（構成世帯数16～700）の格差が大きい。
イ)	コ 校	校区規模（構成自治会数1～15）の格差が大きい。
ウ)	校 自	自治会内の「地区」や「組」が自治会と同等の活動をしている。
エ)	校 自	校区内にある7自治会を表面上は“2つの自治会”に集約している。
オ)	校 自	校区内の複数自治会で連合組織（町内会）を設置し、共同活動をしている。
カ)	自	自治会や校区とは別の範囲の地縁団体が設立されている。
キ)	コ 校 自	コミ組織の規模・形態・活動には多様性があり、画一的な対応ができない。

「コ」=コミュニティ協議会 「校」=校区（自治会連合） 「自」=自治会（町内会・区）

課題2 自治会の組織・役割 … 団体によって大きく異なる 等々

ア)	自	自治会は、情報連絡・意見把握など義務的な業務が中心になっている。
イ)	自	自治会の業務は必要不可欠なものばかりで、改善の余地はない。
ウ)	自	自治会の業務は限定的なもので、それ以外はコミ協議会で対応している。
エ)	自	自治会で実施すべき業務も、校区やコミ協議会が共同処理している。
オ)	自	自治会の活動として、コミ協議会と同様の親睦行事を実施している。
カ)	自	自治会内の「組」が、他校区の自治会と同等の活動をしている。★
キ)	自	新規に宅地開発した地域は、世帯数が増加し自治会を新設している。
ク)	自	世帯数が少なくなても、自治会を統廃合することは難しい。
ケ)	自	過去の経緯から自治会統合は困難であるが、連携して課題に対処している。

注)「★」は他の項目に重複記載があるもの

課題3 校区（自治会連合）の組織・役割 … 地域によって大きく異なる 等々

ア)	校 自	校区として財産を所有し、また、自治会連合として機能している。
イ)	校 自	所属自治会数が少なく、校区（自治会連合）機能の必要はない。
ウ)	校 自	自治会が連携して対応しており、専属の校区総代を置く必要性は低い。
エ)	校 自	校区内の自治会の規模・活動に差が大きいため、調整が難しい。
オ)	校 自	校区には財産・資金がないため、連絡調整以外の活動はできない。
カ)	コ 校 自	校区は連絡調整だけであるため、コミ協議会の活動に含んで対応している。

課題 4 コミ協議会の組織・役割		… 地域によって異なる 等々
ア) コ	校	徒歩圏内の小学校エリアをコミ協議会の範囲としている。
イ) コ	校	児童数減少に伴い小学校再編された場合に影響が想定される。
ウ) コ	校	地域にとって実施が望ましい親睦活動は、コミ協議会が行っている。
エ) コ		自治会役員と各種団体・委員により各部会業務を分担している。
オ) コ		運営は自治会役員が中心となり、各種団体・委員の参加や役割は少ない。
カ) コ	校	最上位の地域組織はコミ協議会だが、校区総代制の関係が整理されていない。
キ) コ	校	本来、校区総代会は“コミュニティ連合会”であるべきではないか。
ク) コ		校区（自治会連合）の機能を、コミ協議会に統合して運営している。
ケ) コ	校	校区は連絡調整だけで、コミ協議会の活動に校区機能を含んでいる。★
コ) コ	校	地縁団体とコミ協議会の機能が混同されている。
サ) コ		コミ協議会の類似組織があり、合理化の必要性がある。

課題 5 地域コミュニティ体制の認識		… 認識が不足している 等々
ア) コ	校	コミュニティ体制、校区総代制の根拠・目的等の認識が曖昧になっている。
イ) コ	校	市民協働まちづくり条例のコミュニティ体制が周知されていない。
ウ) コ	校	最上位の地域組織はコミ協議会だが、校区総代制の関係が整理されていない。★
エ) コ	校	本来、校区総代会は“コミュニティ連合会”あるべきではないか。★
オ) コ	校	市と地域側との総合窓口をコミ協議会に統一している。
カ) コ	校	地域コミュニティと市の関係が分かりにくく、よく理解できない。
キ) コ	校	自治会、校区、コミ協の役割を分担するルールができていない。
ク) コ		地域コミュニティという概念が住民に認識（周知）されていない。

区分 2 役員職務・組織体制に関する現状・課題

太字 → 重要な意見
白抜き → 特に重要な意見

課題 6 代表者・役員の負担		… 代表者等に負担が集中している 等々
意見の対象		個別の意見
ア) コ	校	会長等の代表者に、業務と責任が過度に集中している。
イ) コ	校	業務の分担と継続性を確保するため、会長の補佐役から複数年就任している。
ウ) コ	校	会長等のほかに、実務を分担する多数の執行役員を設けている。
エ) コ		会長は全体を代表するが、各行事は部会の責任で実施している。
オ) コ	校	業務内容から判断し、専任の校区総代は設けず自治会長が兼任している。
カ) コ	校	校区やコミュニティ協議会の業務が、自治会長の負担となっている。
キ) コ	校	役員会が平日昼間に開かれるため、サラリーマンは役員になれない。

「コ」=コミュニティ協議会 「校」=校区（自治会連合） 「自」=自治会（町内会・区）

課題 7 役員任期の長短		… 任期の長短に伴い課題がある 等々
ア) コ	校	役員全員が1年任期であるため、継続した改善が困難になっている。
イ) コ	校	役員任期が2年以上の任期となると、受け手がいなくなる。
ウ) コ	校	担当業務の内容によっては、複数年任期の役員が継続的な活動をしている。
エ) 自		会長等の役員は、毎年の選挙（投票）で選出している。
オ) 自		役員任期が長いと、事業の継続性は確保される反面、保守的になる傾向がある。

課題 8 組織体制の固定化		… 組織・役員の見直しが必要
ア) コ	校	状況変化に応じた組織・役員の役割が必要だが、見直しされていない。

課題 9 男性中心の組織体制		… 役員等が男性に偏っている 等々
ア) 自		役員は、世帯主（ほとんど男性）に限定されている場合が多い。
イ) 自		ゴミ分別や防災活動で、女性専属の役職を設けている自治会もある。
ウ) 自		情報伝達だけの役割（班長）には、女性が就任するケースもある。
エ) 校	自	各種団体の会長や行政委員で、女性指定のもの以外は男性に偏っている。

区分3 運営・活動に関する現状・課題

太字 → 重要な意見
白抜き → 特に重要な意見

課題10

業務内容の増加・専門化

… 課題が増加している 等々

個別の意見

- | 意見の対象 | | |
|-------|-------|-----------------------------------|
| ア) | コ 校 自 | 市等からの依頼事項が増加している。 |
| イ) | コ 校 自 | 職業・生活の多様化に伴い、地域課題も複雑・多様化している。 |
| ウ) | コ 校 自 | 隣近所の互助・協力意識が低下し、対応を求められる業務が増えている。 |
| エ) | 校 自 | 地元の神社業務が多く、大きな負担となっている。 |
| オ) | コ 校 自 | 独居高齢者などの要援護者、外国人が増加している。 |

「コ」=コミュニティ協議会 「校」=校区（自治会連合） 「自」=自治会（町内会・区）

課題11

活動の硬直化

… 課題と活動内容がズれる 等々

- | | | |
|----|-------|---|
| ア) | コ 校 自 | 前例踏襲的に活動が行われており、見直しされていない。 |
| イ) | コ 校 自 | 地域住民や団体の意向やニーズを把握し、活動に反映させる仕組みがない。 |
| ウ) | コ 校 自 | 従来からのやり方にこだわる役員がいるため、改善ができない。 |
| エ) | コ 校 自 | 役員が1年任期のため、改善が進まない（改善意識がない）。 |

課題12

組織間の連携・役割分担

… 各自治会の業務をコミ協議会が実施 等々

- | | | |
|----|-------|---|
| ア) | コ 校 自 | 自治会は限定的な業務を行い、それ以外はコミ協議会などで対応している。★ |
| イ) | コ 校 自 | 地域にとって実施が望ましい親睦活動は、コミ協議会が行っている。★ |
| ウ) | コ 校 自 | 自治会内でコミ協議会と同様の親睦行事を実施している。★ |
| エ) | コ 校 自 | 自治会で実施すべき業務を校区、コミ協議会が担っている。★ |
| オ) | コ 校 自 | 自治会、校区、コミ協の役割を分担するルールができていない。★ |
| カ) | コ 校 自 | 自治会内の「地区」や「組」が自治会と同等の活動をしている。★ |

課題13

活動情報の伝達

… 住民に活動情報が伝わっていない 等々

- | | | |
|----|-------|--|
| ア) | コ 校 自 | 歴史・文化など地域固有の情報が住民に伝えられていない。 |
| イ) | コ 校 自 | 年間計画が作成されない、又は住民に周知されていない。 |
| ウ) | コ 校 自 | 運営が不透明で、役員以外には内容が知らされない。 |
| エ) | コ 校 自 | 運営内容が文書化されていないため、役員を経験しないと理解できない。 |
| オ) | コ 校 自 | 地域のルールが、誰でも分かるような形で文書化されていない。 |
| カ) | コ 校 自 | 新住民や若者に対し、事業の目的等を理解して貰うような説明がない。 |
| キ) | コ 校 自 | 住民・団体に対して、地域活動の重要性が伝わっていない。 |
| ク) | コ 校 自 | 多くの住民に対して、効率的に情報伝達する良い方法が見つからない。 |
| ケ) | コ 校 自 | 自治会単独の屋外放送設備を整備し、情報を伝達している。 |
| コ) | コ 校 自 | 市の同報無線を利用して情報伝達しているが、制約があり使いにくい。 |

課題14

コミュニティ意識の醸成

… 校区計画・活動の認識が低い 等々

- | | | |
|----|-----|---|
| ア) | コ 校 | 地域の課題・目標を示した校区まちづくり推進計画が周知されていない。 |
| イ) | コ 校 | 多くの住民や団体が関わるコミ協議会の行事が少ない。 |
| ウ) | コ 校 | コミ協議会の役職者や行事が周知されていない。 |
| エ) | コ 校 | 中学校内の校区が連携し、課題対応や交流行事等を実施している。 |
| オ) | コ 校 | 校区対抗の体育祭がなくなったことで、コミュニティ活動が下火になった。 |
| カ) | コ 校 | 近隣や他の校区の活動を知る機会がなく、改善や向上意識が高まらない。 |
| キ) | コ 校 | 自治会活動で殆どの課題を対処しており、校区まで意識が広がらない。 |
| ク) | コ 校 | 合併後の校区制にまだ馴染んでいない。 |

区分4 住民参加に関する現状・課題

太字 → 重要な意見
白抜き → 特に重要な意見

課題15

住民情報の把握

… 会員情報が把握できない 等々

個別の意見

ア)	校	自	二世帯居住の関係等から自治会世帯数は、市住民基本台帳と一致しない。
イ)	校	自	各自治会の会員台帳の内容が異なっているため、住民抽出に利用できない。
ウ)	校	自	認可地縁団体の場合は、会員台帳を作成・更新する義務がある。
エ)	校	自	自治会（自主防災会）で、防災台帳を作成し、住民情報を整理している。
オ)	コ	校	個人情報保護法・同条例により、市から住民情報が得られなくなつた。
カ)	校	自	プライバシー保護の過剰反応があり、住民情報を集めにくくなっている。
キ)	校	自	自治会に加入していない世帯の情報は把握できない。
ク)	校	自	転入・転出者の情報が把握できいため、会員の管理ができない。
ケ)	コ	校	住民情報がないために対象者が把握できず、効果的に活動できない。
コ)	コ	校	行政から依頼される委員を選出する際にも、必要な個人資格が確認できない。

「コ」=コミュニティ協議会 「校」=校区（自治会連合） 「自」=自治会（町内会・区）

課題16

加入・参加しない住民の増加

… アパート居住者等が加入しない 等々

ア)	校	自	市街地のアパートなどでは、自治会に加入しない居住者は少なくない。
イ)	校	自	アパート所有者等に居住者の自治会加入を依頼している。
ウ)	校	自	勤務形態などから自治会費は納めても、活動は困難な住民もいる。
エ)	校	自	短期の居住者は、賛助会員として取り扱っている。
オ)	校	自	自治会に加入せず、地域共助の活動等にタダ乗りしている住民がいる。
カ)	コ	校	個人の都合が最優先され、地域活動に参加しなくても許される。

課題17

住民の交流機会の減少

… 個人的の都合が優先される 等々

ア)	コ	校	自	車社会になり、日頃から隣近所で顔を合わす機会がなくなっている。
イ)	コ	校	自	親睦イベントや共同活動が減少し、地域で顔を合わせる機会が減っている。

課題18

地域貢献・共助意識の低下

… 隣近所の助け合い意識がなくなった 等々

ア)	コ	校	自	平常時は、隣近所の共助がなくても生活に困らない社会になっている。
イ)	コ	校	自	平等に活動を負担する体制がない状況では、受け手がいなくなる。
ウ)	コ	校	自	次は自分も役員になるという認識がないため、協力意識が低下している。
エ)	コ	校	自	個人の都合が最優先され、地域活動に参加しなくても許されている。★
オ)	コ	校	自	生涯現役で働く農家では、役職者にならない限り地域活動に出る暇がない。
カ)	コ	校	自	アパート居住者は、地域との関わりや地域活動を避ける傾向がある。
キ)	コ	校	自	勤務形態などから自治会費は納めても、活動のできない住民もいる。★

課題19

参加困難者の増加

… 高齢者等は活動に参加できない 等々

ア)	コ	校	自	高齢者、夜間勤務者、学生など、一般住民と同じ活動ができない者もいる。
イ)	コ	校	自	スポーツなどには、高齢者が参加できない活動もある。
ウ)	コ	校	自	外国人居住者は、言語や習慣の違いから参加できない活動もある。

課題20

活動の魅力低下

… 趣味の多様化・活動の魅力低下 等々

ア)	コ	校	自	生活の豊かさ、趣味の多様化などにより、イベント集客力が低下している。
イ)	コ	校	自	子どもが参加するイベントは、アパート居住者を含めて大勢の参加がある。

区分5 地域活動の担い手に関する現状・課題

太字 → 重要な意見
白抜き → 特に重要な意見

課題21

担い手の減少

… 担い手確保に苦慮 等々

個別の意見

ア)	コ 校 自	少子化により、若者の総数が減少している。
イ)	コ 校 自	地域産業の雇用力が低く、地元に残る若者が減少している。
ウ)	コ 校 自	生涯現役で働く農家では、役職者にならない限り地域活動に出る暇がない。★
エ)	コ 校 自	団塊の世代の定年退職者は、地域活動の担い手として活動が期待できる。
オ)	コ 校 自	男性の場合、役職や仕事にならないと地域活動に関われない傾向がある。
カ)	コ 校 自	女性の場合、積極的に活動には協力するものの、役職に就くことを嫌がる。
キ)	コ	団体長や行政委員には本来の職務があり、コミ協議会の活動は負担になる。
ク)	コ	行政委員をコミ協議会の役職にすると、委員の受け手がなくなる。

「コ」=コミュニティ協議会 「校」=校区（自治会連合） 「自」=自治会（町内会・区）

課題22

地域団体への参加意欲低下

… 団体活動への参加意識が低下 等々

ア)	コ 校 自	住民相互の役割分担や責任感・協力意識が欠如してきている。
イ)	コ 校 自	職業・勤務形態が多様化し、時間的に活動に参加できない場合もある。
ウ)	コ 校 自	消防団員、PTA役員など役職を受けた同じ人だけが重用されている。
エ)	コ 校 自	地域団体の活動に参加経験のない人ほど、クレームが多い傾向がある。
オ)	コ 校 自	個人的事情が優先され、地域活動への参加を容易に断れる雰囲気がある。

課題23

活動機会の減少

… 若者の参加機会の減少、活動の魅力低下 等々

ア)	コ 校 自	青年会など若者組織が衰退し、地域活動への参加機会がなくなっている。
イ)	コ 校 自	強制的な参加動員・協力要請が多すぎると、地域組織が衰退する。
ウ)	コ 校 自	個人の欲求と団体の活動内容がマッチしないため、魅力が低下している。
エ)	コ 校 自	社会ニーズにマッチする形で、地域団体の運営・活動が改善されていない。
オ)	コ 校 自	社会貢献活動よりも、個人の趣味の活動が優先される。

課題24

高齢者組織の課題

… 老人会活動の停滞 等々

ア)	コ 校 自	高齢者急増に伴い、老人会対象者は増えても、活動は活性化していない。
イ)	コ 校 自	高齢者の地域活動への参加意欲は必ずしも高くない。
ウ)	自	市（補助要綱）が定めた老人会対象年齢（60歳以上）が若過ぎる。
エ)	コ 校 自	老人会では、年齢の低い者が入会即役員となるため敬遠されてきている。
オ)	コ 校 自	老人会の連合組織は、田原市街地で会議を開くため移動の負担が大きい。
カ)	コ 校 自	老人会は、市補助金制度の影響で自治会よりも細かい区域で設立している。
キ)	コ 校 自	老人会として地域協力は構わないが、市からの要求は負担に感じる。
ク)	自	役員が選出できないことから、老人会を解散する地域も出てきている。

課題25

子ども関連の活動

… 子ども会・スポーツが交流の場 等々

ア)	コ 校 自	子ども会、PTA、スポーツ少年団等は、子育て世代の交流の場となっている。
イ)	コ 校 自	子育てに関わる世代同士は、連帯感を持って活動することができる。

課題26

女性団体の消滅

… 婦人会に求める役割が多すぎた 等々

ア)	自	婦人会に、余りにも多くの役割・負担を求め過ぎたために解散してしまった。
イ)	自	当時の婦人会は、運営・活動が社会環境の変化に対応しきれていなかった。
ウ)	自	女性の自由活動が認められてきたことにより、婦人会の意義が薄れた。
エ)	コ 校 自	女性の場合、積極的に活動には協力するものの、役職に就くことを嫌がる。★

区分6 財務・経理に関する現状・課題

太字 → 重要な意見
白抜き → 特に重要な意見

課題27

会計処理

… 会計処理の不徹底 等々

個別の意見

- ア) 校自 每年度、役員が交代するために会計・経理の処理が統一されていない。
 イ) 校自 予算書・決算書と実際のやり繰りが異なる場合がある。
 ウ) 校自 不動産収入などの収益事業に対する税務処理に苦慮している。
 エ) 校自 事務を継続して処理するために自治会・校区で事務員を雇用している。
 オ) 校自 自治会費の徴収に手間がかかる。
 カ) 校自 支払いは即日記帳のルールがあり、役員はサラリーマンでは勤まらない。

「コ」=コミュニティ協議会 「校」=校区（自治会連合） 「自」=自治会（町内会・区）

課題28

運営財源の確保

… 会費収入の減少 等々

- ア) 校自 加入世帯数が減少し、会費収入が減少している。
 イ) 校自 高齢化による会費減免世帯が増加し、会費収入が減少している。
 ウ) 校自 地域で活動している企業から自治会協賛金・賛助会費を得ている。
 エ) 自 別荘所有者も、自治活動の恩恵を受けるため自治会費を徴収している。
 オ) 自 自治会の空き施設を利用した農産物直売所を開設し、収益を得ている。
 カ) 自 海水浴場・キャンプ場を開設し、収益の一部を自治会に繰り入れしている。
 キ) 校自 景気低迷の影響により、不動産貸付収入が減少又は無くなっている。
 ク) 校自 超低金利の影響により、財産運用収入が著しく減少している。
 ケ) コ コミ協議会の運営費は、自治会を通じて一括納入している。
 コ) コ コミ協議会として、会費を徴収していないため市補助金以外の収入がない。
 サ) コ コミ協議会には自主財源がないため、自己負担を伴う補助金は受けられない。
 シ) 校自 行政から依頼される業務内容（手間）に比べて、貰える助成金収入が少ない。
 ス) 校自 その年度の必要経費に応じて、自治会費を決めている。
 セ) 校自 必要経費に充てられる収入が減少したため、自治会費を値上げした。

課題29

必要経費の増加

… 集会所管理費などの増加 等々

- ア) 校自 集会所の維持管理などの経常経費が増加している。
 イ) 校自 自治会費の中に、神社経費、消防団費、PTA会費などの経費が含まれている。
 ウ) 校自 自治会費は年1～2万円程度が約半数であり、5万円を超える地域もある。
 エ) 校自 必要不可欠な役員業務が増加し、手当の支給が欠かせなくなった。
 オ) 校自 全戸回り順の役員なら手当は要らないが、やらない者がいると必要になる。
 カ) コ 校 自役員手当や費用弁償の内容・金額は、地域で差がある。
 キ) コ 校 校区総代の手当は、小さな校区の場合には行政助成金だけでは足らない。
 ケ) コ 校 自 校区総代手当は、各自治会で集めた会費から支払っている。
 コ) コ 校 自 市の補助事業には、自己負担がないと実施できないものがある。
 サ) コ 校 自 集会施設建替えなどでは、一度に多額の資金が必要になる。
 シ) コ 校 自 神社の遷宮・営繕費用には、多額の資金が必要となる。
 ス) コ 校 自 案内封筒の再利用など、小さなことから経費削減の工夫はできる。
 コ) コ 校 自 運営費と会場規模から、敬老会は75歳以上とする自治会等が増えている。

課題30

財産の管理

… 地縁団体制度による土地等の適正管理 等々

- ア) 校自 本来は自治会財産であるが、元代表者共有名義のまま整理されていない。
 イ) 校自 認可地縁団体化する際に、規約を見直し運営の適正化を実現している。
 ウ) 校自 地縁団体制度とコミ協議会の機能が混同されている。★
 エ) 校自 地方自治法に基づく認可地縁団体化することで自治会財産を保全している。
 オ) 校自 自治会、校区とは別の範囲で地縁団体が設立されている。★

区分7 地域信仰・奉賛に関する現状・課題

太字 → 重要な意見
白抜き → 特に重要な意見

課題31 神社・仏閣の捉え方の多様化 … 信仰の多様化 等々

意見の対象		個別の意見
ア)	校	昔は、神社・仏閣が地域の公共空間・交流拠点などの機能を持っていた。
イ)	校	神社・仏閣には、地域の歴史等が伝承されている。
ウ)	校	地域内の寺社は自然や先祖を敬うもので、単純に宗教として割り切れない。
エ)	校	地域の守り神である氏神様の奉賛でも、信教の自由を確保しなければならない。
オ)	校	宗教活動と自治活動が一体になっている場合、不参加や会費不払いもある。

「コ」=コミュニティ協議会 「校」=校区（自治会連合） 「自」=自治会（町内会・区）

課題32 神社活動による負担 … 自治会事業のうち神社活動の割合が高い 等々

ア)	校	神社行事として自治会役員が担っている活動が多く、負担も大きい。
イ)	校	自治会役員は、実質的に神社の役員を兼ねて活動が一体化している。
ウ)	校	月次祭・大祭などの行事が頻繁にあるが、これらは容易に合理化できない。
エ)	校	自治会内に複数神社がある場合や、自治会とは別に校区の神社がある場合などは負担が大きい。
オ)	校	複数自治会で一つの神社を持ち、連携して運営している。

課題33 神社祭礼の活用 … 祭りで地域を活性化 等々

ア)	校	子どもから高齢者まで参加できる祭礼中心のコミュニティが形成されている。
イ)	校	祭の年代別組織は、役割と秩序の徹底による人材養成の仕組みを持っている。
ウ)	校	祭組織には、かつての青年団同様に親睦・交流・人材育成の機能がある。
エ)	校	祭組織の活動がコミュニティ形成やまちづくり意識の向上に貢献している。
オ)	校	祭組織を立て、各種親睦活動を始めてから自治会活動が活発になった。
カ)	校	少子化に伴い祭組織の運営が困難となり、地域外参加者を受入れている。

区分8 活動拠点・地域環境に関する現状・課題

課題34 地域の活動拠点 … 活動拠点が不十分 等々

意見の対象		個別の意見
ア)	コ	集会施設が手狭になっており、全員総会が開催できない。
イ)	校	自治会や組で集会施設等を整備したいが、資金不足で進められない。
ウ)	校	安全性を偏重するあまり、公園の遊具がどんどん無くなっている。
エ)	コ	子どもが安心して遊べる場所を求める声が多い。
オ)	校	施設を整備する場合には、有効活用と管理体制の検討もすべきである。
カ)	自	自治会が運動場やテニスコートを持つと、維持管理を担う団体が必要になる。
キ)	コ	子どもの成長を考えれば、野外の自然環境を遊び場として利用すべきである。
ク)	校	市の遊休施設を地域で有効活用できる仕組みがないのはもったいない。
ケ)	校	未活用のままの公共用地があるのはもったいない。

「コ」=コミュニティ協議会 「校」=校区（自治会連合） 「自」=自治会（町内会・区）

課題35 地域の環境保全 … 里山の荒廃 等々

ア)	校	木材、薪の需要がなくなり、地域が植林した里山が荒れています。
イ)	校	環境意識の高揚により、住民による里山活動が活発化している。
ウ)	校	豊川用水の整備により、ため池の必要性が低下し利用されず荒れています。
エ)	校	ため池周辺は、レクリエーション・環境学習の場として活用できる。
オ)	校	年数回の地域環境美化や年1回の里山下草刈などを行っている。
カ)	校	河川堤に桜を植樹し、地域住民で堤防の草刈を行っている。
キ)	校	農地水環境保全活動により、環境美化活動で大きな支援が得られている。
ク)	コ	下水道が整備されたことで、河川の水質が向上した。
ケ)	コ	ホタルの繁殖など、地域の自然再生活動が注目されるようになっている。
コ)	コ	地域内の市の公園・緑地は、利用者が多い地元で管理している。
サ)	コ	大規模臨海緑地をコミ協議会で管理受託し、高齢者雇用の場としている。

区分9 行政に関する現状・課題

太字 → 重要な意見
白抜き → 特に重要な意見

課題36 対応窓口

意見の対象	… 対応窓口が分かりにくい 等々 個別の意見
ア) 校自	市役所の組織体制や担当課の名称は、度々変更されるため分かりにくい。
イ) 校自	担当職員個人の専門知識に差が大きく、職員の異動で対応が停滞する。
ウ) 校自	市民協働課と地域課が相談窓口だが、専門的な内容に対応できない。
エ) 校	校区に配属されたまちづくりアドバイザーを相談窓口として活用している。

「コ」=コミュニティ協議会 「校」=校区（自治会連合） 「自」=自治会（町内会・区）

課題37 要望事項への対応

	… 要望への対応体制が不十分 等々
ア) 校自	自治会の要望を校区総代がまとめているが、すべての内容まで確認できない。
イ) 校自	校区総代を窓口として要望するが、直接自治会が行う場合もある。
ウ) 校自	自治会と市の担当課が直接調整し、校区総代には状況報告がない場合がある。
エ) 校自	コミ協議会の部会で、地域要望をまとめて優先順位を付けて推進している。
オ) 校自	整備事業など調整が長期化する場合に、市から状況報告がないのは困る。
カ) 校自	地域からの意見・要望に対して、市担当課から回答が無いものもある。
キ) 校自	様々な場面で、市の説明不足、地域の理解不足がある。

課題38 行政助成金

	… 内容に応じた適正化 等々
ア) 校自	市の依頼に対する助成金は、積算の明確化や内容に応じた適正化が必要である。
イ) 校	人口規模の小さい校区も、業務内容は同じなので、均等割の増額が必要である。
ウ) 校	校区行政助成金は、コミ協議会の経費か校区総代手当か内容が分からぬ。
エ) 校	校区行政助成金の均等割・世帯割・人口割に、自治会数割を加えて欲しい。
オ) 校	校区行政助成金と市民館長報酬、指定管理委託料の内容が混同されている。
カ) 校自	他の自治体では、広報配布を実配布数申告制で委託料を交付している。
キ) 校自	一世帯当たり行政助成金2,920円は、他市と比較しても高額になっている。

課題39 指定活動奨励金

	… 経費配分の自由度の向上 等々
ア) 校自	指定活動の事業は、地域状況に関係なく求められるため重荷になっている。
イ) 校自	指定活動の中であれば、各事業の経費配分を地域で決められるようにして欲しい。
ウ) 校自	指定活動の中で、地域側で実施する活動を選択できるようにして欲しい。
エ) 自	防災活動で購入したい物がなくなったので、その経費を他の活動に回せないか。
オ) 自	世帯の多い自治会は、防災活動で備品購入できるのは不公平ではないか。
カ) 自	防災活動の奨励金は、世帯の多い自治会の均等割額を増やして欲しい。
キ) 校	校区単位で防災活動を行う場合の奨励金を設けて欲しい。
ク) 校自	福祉活動では、市から民生児童委員にも活動を依頼すべきではないか。
ケ) 校自	福祉活動の対象者は、市から自治会に名簿提供すべきではないか。
コ) 校自	福祉活動の対象年齢（65歳以上）を引き上げても良いのではないか。
サ) 校自	福祉活動の単価が半額（3000円）に減ったため、活動が縮小された。
シ) 校自	福祉活動奨励金の積算方法は、実態と合っていないのではないか。
ス) 校自	福祉活動は、日頃の見守り活動を行えば、飲食会などは不要ではないか。
セ) 校自	福祉活動の中に、障害者なども対象とすべきではないか。
ソ) 自	美化活動奨励金（一人当たり100円）は、農地水環境保全と比べ少なすぎる。
タ) 自	美化活動だけは奨励金の使途明細を求めるのは、不自然ではないか。
チ) 校自	市街化調整区域の美化活動は、農地水環境保全の形で継続して欲しい。
ツ) コ	青少年健全育成活動として、何をすれば良いかを具体的に示して欲しい。
デ) コ	青少年健全育成活動で毎年先進地視察をする必要はないのではないか。
ト) コ	青少年健全育成活動と市民館活動を一本化して事業を実施できないか。
ナ) コ	市民館まつりは、人集めのための費用が不可欠であり、校区負担している。
ニ) コ	市民館まつりと夏祭りと一緒に開催して、相乗効果を図ってはいけないか。
ヌ) コ	市民館まつりは、集客に要する費用が多すぎるため止めてはいけないか。

ネ)	コ	市民館まつりやスポーツ大会などは、校区自活動と一体化できないか。
ノ)	コ	市民館活動の講演会講師謝礼が安すぎるのではないか。
ハ)	コ	市民館活動の教室・グループ活動の実態は、同じメンバーで継続している。
ヒ)	コ	市民館活動の全体学習の金額は、参加人数に応じた積算にして欲しい。
フ)	コ	市民館活動の事前確認や報告が細か過ぎて、臨機応変な対応ができない。
ヘ)	コ	すべての活動で、労務に対する謝礼としてスタッフの食事代を認めて欲しい。
ホ)	校	申請・報告の書類が煩雑で、作成に手間がかかり過ぎる。
マ)	校	すべての活動の使用経費で、制約が多すぎるため自由な活動ができない。

課題 40

自主活動奨励金

… 補助項目の制約縮小 等々

ア)	校	敬老会を校区で開催するように誘導する補助制度には疑問がある。
イ)	校	補助限度額は三段階にするのではなく、単純に人口規模にした方が良い。
ウ)	校	無報酬で終日活動する委員への食事代を補助対象にして欲しい。
エ)	校	自主活動奨励金と指定活動奨励金を一本化し、自由選択にして欲しい。
オ)	校	市民館まつりと夏祭りと一緒に開催し、相乗効果を図ってはいけないのか。★
カ)	校	餅投げや景品は、イベントの集客には不可欠である。
キ)	校	スポーツ活動は、市民館活動と重複しているのではないか。
ク)	校	活動に必要となる備品購入も自主活動奨励金の中で認めて欲しい。
ケ)	自	自治会を対象とした自主活動奨励金を復活させて欲しい。
コ)	校	コミ協議会は自己財源がなく、事業費の1/3の自己資金が工面できない。
サ)	校	役員は非常に忙しいため、これ以上の活動をするつもりはない。
シ)	校	人材養成のために、女性や青年の団体発足・運営を支援できないか。
ス)	校	申請・報告の書類が煩雑で、作成に手間がかかり過ぎる。★
セ)	校	すべての活動の使用経費で、制約が多すぎるため自由な活動ができない。★

課題 41

施設整備等補助金

… 緊急対応予算の確保 等々

ア)	校	施設整備の補助要望を前年度から準備するのは困難な面がある。
イ)	校	緊急に整備が必要となった場合に、速やかに対応できるようにして欲しい。
ウ)	校	施設整備の補助基準額の下限（10万円）を引き上げて欲しい。
エ)	校	予算要求時と事業実施時の二度、同じ見積りを取るのは無駄ではないか。
オ)	校	申請・報告の書類が煩雑で、作成に手間がかかり過ぎる。★
カ)	自	資金準備に期間が必要な集会所建設には、数年先の補助を約束して欲しい。
キ)	校	市が設置の必要性を認めるものは、全額補助して欲しい。
ク)	自	世帯の多い自治会は、防災活動で備品購入できるのは不公平ではないか。★

課題 42

市民館管理・運営

… 館長の役割の整理 等々

ア)	コ	市民館整備の経緯が異なるため、実質的な地域負担にも差がある。
イ)	コ	市民館（多目的ホール、拠点公園）の機能が不十分である。
ウ)	コ	学校施設開放が有料になり、市民館（多目的ホール）の利用が増加している。
エ)	コ	児童クラブなど市民館の子ども利用が増加し、他団体の利用を圧迫している。
オ)	コ	市民館の大会議室が狭すぎる。
カ)	コ	市民館で活動する女性団体は活発だが、男性の利用者は少ない。
キ)	コ	市民館は連日利用されているが、利用者が固定化している。
ク)	コ	市民館は、主事1名の屋間勤務では適正な管理はできない。
ケ)	コ	市民館主事の業務と指定管理者（コミ協議会）の業務が整理されていない。
コ)	コ	社会教育法の公民館としての制約を外すことはできないか。
サ)	コ	コミ協議会長が市民館長（非常勤公務員）に任命され、活動が制約される。
シ)	コ	コミ協議会長は市民館長であるため選挙運動ができない。
ス)	コ	市民館の所管課で現状確認が不足している。
セ)	コ	市民館長の役割とそれに伴う報酬が整理されていないのではないか。
ソ)	コ	市民館長と指定管理者（コミ協議会長）が同一人物で良いのか。
タ)	コ	校区総代は市民館長に委嘱されているが、市民館管理業務の報酬が安い。

- チ) コ 市民館は、住民が活動しやすい日曜・夜間に開館すべきではないか。
 ツ) コ 市民館主事一人だけの管理では外出もできないので、館長が補助している。
 テ) コ 夜間管理など、市民館管理に必要な人員の経費を見て欲しい。

課題 43 活動支援職員等 … 市民館主事の職務の明確化 等々

- ア) コ 校 自 市民館主事は行政補助員とコミ指導員を兼ねているが任務が明確でない。
 イ) コ 校 自 市民館主事（行政補助員・コミ指導員を兼ねる）の業務量の地域差が大きい。
 ウ) コ コミ協議会の規模、活動内容等に関わらず主事は1名配置となっている。
 エ) コ 市民館主事の業務として、農地水環境保全なども追加されている。
 オ) コ 市委嘱の市民館主事が指定管理者の事務を担当するのは問題ではないか。
 カ) コ 校 自 市民館主事・行政補助員・コミ指導員の研修会や指導が必要と感じる。
 キ) コ 校 自 地元在住の市民館主事は、地域と馴れ合いになり業務が割り切れない。
 ク) コ 校 自 市民館主事は、地元から業務以外の事務や活動を依頼されても断れない。
 ケ) コ 校 自 市民館主事の業務として、本来、範囲外の事務を行っているケースがある。
 コ) コ コミ指導員の実務は事務であり、指導員という名称はマッチしない。
 サ) コ 経験の長い市民館主事は、コミ協議会の新役員よりも強い発言力がある。
 シ) コ 校 自 市民館主事・行政補助員・コミ指導員の身分・取扱いを整理が必要である。
 ス) コ 校 自 校区に配属されたまちづくりアドバイザーを相談窓口として活用している。★
 セ) コ 校 まちづくりアドバイザーが1、2年で交替されるのは困る。
 ソ) コ 校 まちづくりアドバイザーは、コミ協議会の部会に所属し、活動参加している。
 タ) コ 校 まちづくりアドバイザーの個々の対応力や姿勢に差が大きい気がする。

太字 → 重要な意見
 白抜き → 特に重要な意見

区分 10 コミ連合組織に関する現状・課題

課題 44 総代会の機能 … 課題解決・活性化の活動不足 等々

- 意見の対象
- ア) コ 校 自 総代会は、コミュニティ連合会の方が妥当ではないのか。
 イ) コ 校 自 総代会は市との連絡が中心で、課題解決や活性化機能が欠けている。

「コ」=コミュニティ協議会 「校」=校区（自治会連合） 「自」=自治会（町内会・区）

課題 45 校区総代会の役割 … 委員出席の負担 等々

- ア) コ 校 市民代表として、市等の会議参加を求められることが負担になっている。
 イ) コ 校 校区総代会は、奇数月には校区同士の情報交換の場とすべきである。
 ウ) コ 校 年1回の行政視察は、地域コミュニティのあり方を研究する場となっている。
 エ) コ 校 総代会の会長は、市関連の様々な場面で呼び出され負担が大きい。
 オ) コ 校 総代会にコミュニティ研究会を設けて、課題解決策を模索している。

課題 46 全体総代会の役割 … 説明不足 等々

- ア) コ 校 自 治会长は、年1回だけ全体総代会で説明を受けるだけで理解できない。
 イ) コ 校 自 治会长に対しても、研修機会があるべきだと思う。

注) 「★」は他の項目に重複記載があるもの

第3章 地域コミュニティのあり方

第3章

地域コミュニティのあり方



1. 目標とする地域社会と地域コミュニティの理想像

社会動向や地域コミュニティに対する期待を踏まえ、田原市の地域社会と地域コミュニティが目指す理想像を設定します。

(1) 目標とする地域社会



(2) 地域コミュニティの理想像

目標とする地域社会を実現するための地域コミュニティ活動の姿



【参考】

- ◆田原市総合計画のまちづくりの方針
… 「市民と行政などがともに築く協働のまち」
- ◆田原市総合計画の施策大綱
… 「みんなで支えあう暮らしやすいまち」
- ◆田原市地域コミュニティ振興計画の振興方針
… 「地域コミュニティに期待される協働社会の実現」

2. 実現に向けての留意点・展開

(1) 実現に向けての留意点

目標・理想像の実現に向けて、個別改善策に取り組む上での**5つの留意点**を掲げます。

ア) 田原市らしさ・地域らしさを生かした地域づくり



○田原市と地域（各校区・地区）の特性を反映しながら、運営・活動に取り組むこと。

地 域 特 性

イ) 自助・共助・公助の社会形成



○課題の解決は、まず、自助、次に共助、最後に公助の流れで取り組むこと。

- ・自助 … 個人でできることは個人（家族でできることは家族）で対処する。
- ・共助 … 個人でできないことは隣近所で
個人も隣近所もできないことは自治会で、
個人も隣近所も自治会もできないことは校区で
校区でできないことは校区コミュニティ協議会で対処する。
- ・公助 … 個人も隣近所も自治会も校区も校区コミもできないことは市で
市でできないことは県・国で対処する。

自 助 ・ 共 助 ・ 公 助

ウ) 行政と地域組織の役割分担



○行政と地域の協働関係を堅持し、地域の役割を認識・実行に努め、行政施策の推進を通じて地域課題の解決に取り組むこと。

行 政 と の 役 割 分 担

エ) 各地域コミュニティ組織の役割分担



○それぞれの地域状況に応じて、自治会、校区、校区コミュニティ協議会で役割の分担を図り、活動効果の向上・効率化を図ること。

地 域 内 の 役 割 分 担

オ) 民主的かつ公平な運営、男女共同参画

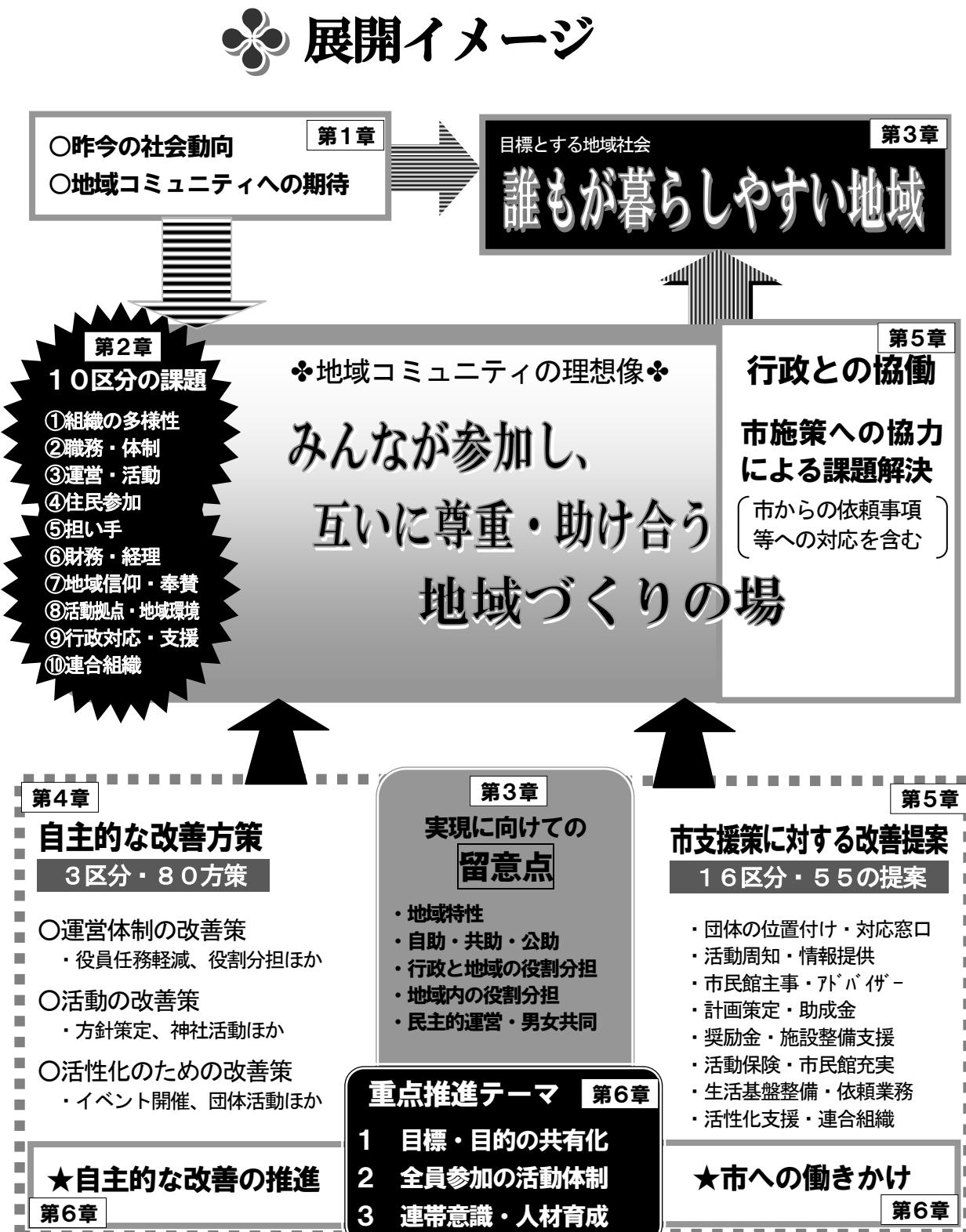


○民主的かつ公平な運営、男女共同参画の推進を念頭において活動展開を図ること。

民 主 的 運 営 ・ 男 女 共 同

(2) 目標・理想像を実現するための展開

誰もが暮らしやすい地域 の実現を目指し、地域コミュニティが みんなで参加し、互いに尊重し、助け合う 地域づくりの場 として力を発揮するために、第2章で整理した地域コミュニティが抱える課題に対して、“**自主的な改善**（第4章）”と“**行政との協働による対応**（第5章）”を進めます。



第4章 自主的な改善

第4章

自主的な改善



1. 改善策の提案方針

自主的な改善策は、第2章で10区分・46項目に整理した地域コミュニティの課題解決に向けて、各地域の自治会・校区・コミュニティ協議会がそれぞれの状況に応じて活用する“方策（参考例）”として提案します。

したがって、ここに示す方策は、市内のすべての地域コミュニティ団体の運営方法を強制的に統一するものではありません。

2. 自主的な改善方策

課題を解決するため自主的な改善策として、各種調査と研究会で出された合計206件の提案を、3つの大区分、25の中区分（A～Y）、80の方策として整理しました。

■自主的な改善策一覧表

1. 運営体制の改善策【大区分】

A 役員業務の見直し	方策 1 業務計画の明確化 2 業務分担 3 業務の定型化 4 事務処理体制の強化
B 組織と役割の見直し	方策 5 全員参加 6 代表者の補助機能 7 会議運営の合理化 8 専門委員会・役職 9 実行委員会 10 公募
C 関連組織との連携・分担	方策 11 コミ団体の役割分担 12 地域団体との連携 13 祭組織と連携 14 特定目的組織
D 自治会等の再編・分割	方策 15 自治会等の再編 16 中間連合組織 17 校区連携組織
E 運営継続性を確保する体制	18 継続性の確保 19 役員引継書の作成
F 幅広い年代の役員登用	方策 20 役員の年齢層の分散 21 年代別の役員選出
G 女性の役員登用	方策 22 役員の女性割合設定 23 女性専門の役職 24 行政委員の女性選出 25 女性就任の環境改善
H 会議運営の適正化	方策 26 総会運営の明確化 27 役員会による効率化
I 役員手当の給付	方策 28 役員手当の給付 29 お互い様による無報酬 30 無償奉仕
J 会員負担の軽減	方策 31 経済的な負担軽減 32 労働奉仕の軽減

2. 活動の改善策

K	地域の現状・意見の把握	方策33 現状把握	34 意見把握	
L	将来ビジョン・方針の策定	方策35 将来ビジョン等策定	36 検討組織の設置	
M	活動計画等の策定	方策37 活動内容等策定		
N	会員情報の管理	方策38 会員台帳		
O	地域ルールの明確化	方策39 規約の制定	40 規約の見直し	
P	活動情報の発信	方策42 定期会議	43 文書配布	44 I Tの活用
Q	参加義務の明確化	方策45 全員の相互協力	46 義務の代替	
R	加入・参加の勧誘	方策47 目的・内容の明示	48 居住形態に応じた加入・参加	
S	財政運営の健全化	方策49 経費節減	50 会費の適正化	51 賛助会費の徴収
		52 財産の運用収入	53 市事業の受託収入	54 市補助収入
		55 財産の保全・管理		
T	神社の活動体制見直し	方策56 奉賛組織の立上げ	57 神社活動の改善	58 神社の合祀

3. その他活性化のための改善策

U	イベント等による コミュニティ形成	方策59 地域対抗イベント	60 資源活用イベント	61 子ども関連行事
		62 年代別の交流会	63 祭礼の活用	
V	地域課題に対応した活動	方策64 自然環境保全・活用	65 防犯・安全活動等	66 福祉・健康活動
		67 自主防災活動	68 活動拠点整備	69 生涯学習
		70 生活基盤改善	71 文化・伝統継承活動	
W	地域団体等の活動支援	方策72 地域団体の支援	73 老人会改善促進	74 新規団体創設・支援
		75 NPO活動の支援		
X	祭組織の活用	方策76 リーダー・人材育成	77 地域活性化・交流	78 祭組織の立上げ
		79 文化伝承		
Y	連合会機能の充実	方策80 連合会機能の充実		

✿ ✿ ✿ 改善策の内容 ✿ ✿ ✿

(1) 運営体制の改善策



対象団体	
コ=校区	コミュニティ協議会
校=校区	
自=自治会	

対象となる課題 (第2章の10区分)	
1=各コミ組織の多様性の課題	6=財務・経理の課題
2=役員職務・組織体制の課題	7=地域信仰・奉賛の課題
3=運営・活動の課題	8=活動拠点・地域環境の課題
4=住民参加の課題	9=行政関連の課題
5=地域活動の担い手の課題	10=コミ連合組織の課題

A

役員業務の見直し

対象団体 | 解決項目

方策1 業務計画 年間の業務を明確化する。

- ア. 総会・役員会で活動方針・内容を明確化し、役員として対処する業務を確認する。
- イ. 年間の業務計画（スケジュール）を作成する中で、事業等の要否を再確認する。
- ウ. 年間の業務計画における打合せ・準備を含めた役員の参加日程を確認する。

コ/校/自 | 1/2/3
コ/校/自 | 1/2/3
コ/校/自 | 1/2/3

方策2 業務分担 役員内で業務を分担する。

- ア. 年間の業務計画を作成する中で、役員間の役割分担を明確化する。
- イ. 行事・会合等への参加は役員間で分担（代理出席）する。
- ウ. 複数年の役員の場合、行事・会合等への参加を任期内に一通り経験するように分散する。
- エ. 役員の葬祭・各種団体からの招待行事等への参加を見直し、住民から理解を得る。
- オ. 会長等が兼職する他団体の役職を他の役員で分担する。

コ/校/自 | 1/2/3
コ/校/自 | 1/2/3/9
コ/校/自 | 1/2/3
コ/校/自 | 1/2/3/9
コ/校/自 | 1/2/3

方策3 定型化 役員の担当業務をできる範囲で定型化する。

- ア. 定型的業務は、手順書・マニュアル等を作成し、誰でも実施できるようにする。

コ/校/自 | 1/2/3/6

方策4 事務処理 役員の書類作成・経理などの事務処理体制を強化する。

- ア. 専用のパソコン等のOA機器を導入し、事務処理（書類引継ぎ）を合理化する。
- イ. 自治会で、業務処理のための事務員を雇用する。
- ウ. 各自治会の事務を共同処理するために、校区で事務員を雇用する。
- エ. 市民館主事が、コミ協議会業務に加えて出来る限り校区・自治会の事務処理を補助する。

コ/校/自 | 2/3/6
自 | 1/2/3/6
校 | 1/2/3/6
コ | 1/2/3/6

B

組織と役割の見直し

対象団体 | 解決項目

方策5 全員参加 全会員が活動に参加することで、役員の負担を軽減する。

- ア. 交通当番などの活動は原則として全会員（全戸又は全委員）の参加とし、役員は指揮監督役となる。
- イ. 出来るだけ多くの人が役割を持ち、活動に参加するように組織体制を見直す。
- ウ. 集会所に戸別の私書箱を設け、広報回覧等は自ら取りに来る。
- エ. 定期的に全戸が集まる会議を開催し、各種の調整や広報配布等はその場で行う。

コ/校/自 | 2/3/4/5
コ/校/自 | 2/3/4/5
自 | 2/3/4/5
自 | 2/3/4/5

方策6 補助機能 業務執行・意思決定の補助機能を設け、代表者の負担を軽減する。

- ア. 会長の補助役（代理・副会長・会計等）を設置し、任務を補助・分散する。
- イ. 一定単位で組・瀬古・班などの下部組織を設け、その代表者を通じて連絡等を行う。
- ウ. 総会の下部機関として、区議会・評議員会などを設け、組・瀬古・班の意向を反映させる。

コ/校/自 | 1/2/3
コ/校/自 | 1/2/3
コ/校/自 | 1/2/3

方策 7 会議運営 会議運営を合理化する。

- ア. 予算決議・役員選任の総会と決算承認の総会を一本化し、4月早々に開催する。

コ/校/自 1/2/3

方策 8 専門組織 役員のほかに、専門分野の委員会・役職を創設する。

- ア. 専門分野の部会・委員会等を設置し、手分けして事業を行う体制を構築する。
- イ. 区議員・評議員が、専門部会・委員会等の執行部のスタッフを兼ねる。
- ウ. 役員経験者で協力会を組織し、イベント等に協力する体制を構築する。
- エ. 役員経験者が別役員（理事幹事等）として残り、継続的な取り組みを進める。
- オ. コミ協議会のスタッフとして、自治会役員以外からコミュニティ推進員を選出する。
- カ. ゴミ分別収集などの特定の役割を持った専門の役職を創設する。

コ/校/自 1/2/3/5
コ/校/自 1/2/3/5
コ 1/2/3/5
コ 1/2/3/5
コ/校/自 1/2/3/5
コ/校/自 1/2/3/5

方策 9 実行委員会 大規模なイベントでは、関係団体と連携して実行委員会を設ける。

- ア. 特別行事や大勢のスタッフが必要な行事は、関係団体と連携して実行委員会を設ける。

コ/校/自 1/2/3/4/5

方策 10 公募 イベント等のボランティア・スタッフを公募する。

- ア. 各イベント等のボランティア・スタッフを公募し、やる気のある人で実施する。

コ/校/自 1/2/3/4/5

C 関連組織との連携・分担

対象団体 解決項目

方策 11 コミ団体連携 コミ団体間の役割分担・共同処理により、業務を合理化する。

- ア. 活動内容に応じて、自治会・校区・コミ協で役割を分担する。
- イ. 自治会の業務内容を絞り込み、親睦事業等はコミ協議会・校区で実施する。
- ウ. 複数の自治会に共通し、共同処理する方が合理的な業務は、校区・コミ協議会で実施する。
- エ. 個々の自治会の財産管理や防災施設整備等を校区で一括して実施する。

コ/校/自 1/3/5
コ/校/自 1/3/5
コ/校/自 1/3/5
校/自 1/3/6

方策 12 地域団体連携 子ども会・老人会などの地域団体と連携・役割分担する。

- ア. 各分野の地域団体の適性に合わせて、自治会・校区・コミ協から活動（協力）を依頼する。

コ/校/自 1/3/4/5

方策 13 祭組織連携 お祭りの年代別組織と連携して、事業実施する。

- ア. 年代別に構成されている祭組織と連携・協力しながら自治会事業を進める。

コ/校/自 1/3/4/5/7

方策 14 別組織 自治会や校区とは別に、特定目的の活動を行う組織を創設する。

- ア. ○○整備協議会など、自治会内の特定目的の活動を継続して取り組む組織を設置する。
- イ. 複数自治会や校区が連携し、共通課題に対応するための特定目的の組織を設置する。
- ウ. 特定目的組織の設置では、自治会等との関係や地域における権限・活動内容を明確にする。
- エ. 特定目的組織を設置では、特に活動の継続性を確保できる役員体制（長期任期等）とする。
- オ. 有志が集まって、地域内の課題に対応するNPO組織を立ち上げる。

自 1/2/3/4/5
校/自 1/2/3/4/5
校/自 3/5
校/自 3/5
コ/校/自 3/5

D 自治会等の再編・分割

対象団体 解決項目

方策 15 団体再編 運営状況を勘案し、自治会等を再編（新設・分割・統合）する。

- ア. 新規住宅地など居住者の形態等類似性がある場合は、**新規自治会を設立**する。 自 1/2/3
- イ. 形式的統合として、**複数の自治組織で一人の代表者を選出し**、対外的に対応する。 自 1/2/3
- ウ. 単独の自治会運営が困難になった場合、隣接する自治会に加わり、その下部組織となる。 自 1/2/3

方策 16 連合組織 自治会の中間連合組織を設けて対応する。

- ア. 校区内の自治会数が多い場合、複数の自治会が連携した中間連合組織を設ける。 校/自 1/2/3

方策 17 校区連携 校区連携組織を創設する。

- ア. 東部太平洋岸整備協議会のように、**中学校区内で共通課題に対応した活動**を行う。 コ/校/自 1/2/3



東部太平洋岸総合整備協議会「表浜自然ふれあいフェスティバル」

E 運営継続性を確保する体制

対象団体 解決項目

方策 18 繙続体制 前年度からの課題事項・取組内容を継続できる体制を確保する

- ア. 副会長（会長代理）など会長の**補助役員を一年以上経験した上で、会長職に就く**。 コ/校/自 2/3
- イ. 会長経験者を顧問・相談役とし、課題対応等の助言を得る。 コ/校/自 2/3
- ウ. **役職（区議員等）を複数年任期**とし、継続的に課題対応できる体制とする。 校/自 2/3
- エ. 事業実施部門の**委員を複数年任期**として、継続的に課題対応できる体制とする。 コ/校/自 2/3
- オ. 役員を**複数年任期**とし、**毎年半数ずつ交代**する体制とする。 コ/校/自 2/3

方策 19 引継書 活動方針・役員引継書により、活動内容を引き継ぐ。

- ア. 将来ビジョン・活動方針などに掲げられた**取り組むべき内容を確認**する。 コ/校/自 2/3/6
- イ. 決定事項・内規、事業内容、課題等を整理し、毎年度、**役員引継書を作成**する。 コ/校/自 2/3/6
- ウ. 引継ぎの内容を明確化するために、幹部役員等の立会いの下に**引継会を開催**する。 コ/校/自 2/3/6
- エ. 業務改善を促すため、引継会には前年度役員のほかに顧問等が立ち会う。 コ/校/自 2/3/6

F 幅広い年代の役員登用

対象団体 解決項目

方策 20 年齢配慮 幅広い年齢層から各種役職者を選出する。

- ア. 運営に幅広い年齢層の意見を取り入れるため、**役員の年齢層に配慮**する。 コ/校/自 2/5
- イ. 中心役員がすべて同年代（高齢者等）にならないように、人選に配慮する。 コ/校/自 2/5

方策 21 年代分担 年代別に就任する地域の役職を決めることで、人選が容易になる。

- ア. 例えば、三十代まで消防団員、四十代は団体役員、五十代は自治会役員、六十代は神社役員とする。 自 2/5
- イ. 自治会に、**若者、壮年、高齢者の役職**を設け、運営に参加する体制を設ける。 自 2/5

G

女性の役員登用

対象団体 解決項目

方策 22 女性割合 役員の一定割合は女性を登用するルールを設ける。

- | | | |
|--|---|-------|
| ア. 世帯主以外でも、役員になれるように自治会規約（施行規則等）を改正する。 | 自 | 2/4 |
| イ. 各組・瀬古等からの役員選出で、回り順で一定割合を女性とする。 | 自 | 2/4 |
| ウ. コミ協議会の構成団体に対し、会長・副会長のいずれは女性が就任するように呼びかける。 | コ | 2/4/5 |

方策 23 女性役職 女性から選出する役職を創設する。

- | | | |
|------------------------------|-----|-------|
| ア. ゴミ減量推進員など、特定の役職を女性から選出する。 | 校/自 | 2/4 |
| イ. 自治会や地域団体内に、女性専属の委員会を創設する。 | 校/自 | 2/4/5 |

方策 24 女性推薦 行政から推薦を依頼される各種委員を女性から選任する

- | | | |
|--|-----|---------|
| ア. これまで男性だけから選出されていた各種委員も、一定割合を女性から選出する。 | 校/自 | 2/4/5/9 |
|--|-----|---------|

方策 25 就任環境 女性が役員就任・活動参加しにくくなっている部分を見直す

- | | | |
|---|-------|-----|
| ア. 打合せやイベントを女性が参加しやすい時間帯に変更するなど、参加の障害を解消する。 | コ/校/自 | 2/3 |
| イ. 役員会等の意見交換で、女性が一人だけでは発言しにくいので、女性を二人以上にする。 | コ/校/自 | 2/3 |

H

会議運営の適正化

対象団体 解決項目

方策 26 総会運営 総会の目的・機能を明確化する。

- | | | |
|--|-------|-------|
| ア. 総会において、総会の機能、役員の権限等の運営ルールを読み上げ・明確化する。 | コ/校/自 | 2/3/4 |
| イ. 運営体制・活動内容を決定する総会への参加率を向上させる。 | コ/校/自 | 2/3/4 |
| ウ. 総会資料・決定事項（議事録）を全会員に配布又は回覧し、内容の周知を図る。 | コ/校/自 | 2/3/4 |

方策 27 役員会運営 役員会の機能・権限を活かし、効率的な運営を行う。

- | | | |
|--|-------|-----------|
| ア. 総会に提出する予算・事業計画等の議案は、規約に基づき役員会で事前に審議・決定する。 | コ/校/自 | 2/3/4 |
| イ. 前年度から準備を要する市予算要望は、役員会で検討した上で提出し、翌年度へ引き継ぐ。 | コ/校/自 | 2/3/4/6/9 |

第4章

自主的な改善

I

役員手当の給付

対象団体 解決項目

方策 28 手当給付 個人負担の大きな業務を行う役員には、手当等を支給する。

- | | | |
|--------------------------------------|-------|-------|
| ア. 会員を代表して行う業務が、大きな負担となる役職者に手当を支給する。 | コ/校/自 | 2/3/6 |
| イ. 会員に成り代わって、役員会に応する業務には、手当を給付する。 | 校/自 | 2/3/6 |

方策 29 お互い様 全員で分担する業務は、無報酬とする。

- | | | |
|--------------------------------------|-------|---------|
| ア. 全会員が役割を分担し、年番として順次担当するにより、無報酬とする。 | コ/校/自 | 2/3/4/6 |
|--------------------------------------|-------|---------|

方策 30 無償奉仕 コミ協議会は、手弁当（出身団体の負担）で活動する。

- | | | |
|--|---|---------|
| ア. コミ協議会は、基本的にボランティアで活動する。 | コ | 2/3/5/6 |
| イ. コミ協議会から、所属団体に補助金を交付することで、個々の委員には手当を支給しない。 | コ | 2/3/5/6 |

J

会員負担の軽減

対象団体 解決項目

方策 31 経済負担 経済的な負担を軽減する。

- | | | |
|-------------------------------|---|-----|
| ア. 独居高齢者などは、申し出により自治会費等を減免する。 | 自 | 3/6 |
|-------------------------------|---|-----|

方策 32 労働負担 労働奉仕等の負担を軽減する。

- | | | |
|-------------------------------------|---|-----|
| ア. 独居高齢者などは、身体的に困難な場合には、労働奉仕等を免除する。 | 自 | 3/4 |
|-------------------------------------|---|-----|

(2) 活動の改善策

対象団体
コ=校区コミュニティ協議会
校=校区
自=自治会

対象となる課題 (第2章の10区分)	
1=各コミ組織の多様性の課題	6=財務・経理の課題
2=役員職務・組織体制の課題	7=地域信仰・奉賛の課題
3=運営・活動の課題	8=活動拠点・地域環境の課題
4=住民参加の課題	9=行政関連の課題
5=地域活動の担い手の課題	10=コミ連合組織の課題

K 地域の現状・意見の把握

方策 33 現状把握 地域内の現状を把握する。

ア. 地域の自然、歴史文化等の 有形・無形の資源を確認 し、資料として整理する。	コ/校/自	3/7/8
イ. 毎年、地域内を 現地調査 し、 問題箇所マップ を作成する。	コ/校/自	3/8

方策 34 情報収集 地域内の意見を把握する。

ア. 毎年、定例的に自治会内の 組・瀬古等 からの 課題・要望等 を取りまとめる。	自	3/4
イ. 毎年、定例的に 各自治会 からの 課題・要望等 を取りまとめる。	校	3/4
ウ. 每年、定例的に 各自治会・団体・委員会等 からの 課題・要望等 を取りまとめる。	コ	3/4/5
エ. 総会、役員会等の際に、 会員からの要望等 に対応する機会を設ける。	コ/校/自	3/4/5
オ. アンケート調査 により、会員の意向等を把握する。	コ/校/自	3/4/5
カ. 意見提出・取扱いルールを定めた上で 意見箱 を設け、意見を収集する。	コ/校/自	3/4/5

L 将来ビジョン・方針の策定

方策 35 運営方針 団体の運営目標・目的を定める方針・ビジョンを策定・改訂する。

ア. 地域課題等を把握・整理し、 将来ビジョン・方針を策定 し、取り組む内容を明確化する。	コ/校/自	3
イ. 将来ビジョン・方針に定める地域目標・行動計画に沿って、毎年度の事業を実施する。	コ/校/自	3
ウ. 将来ビジョン・方針等により、行政への要望内容を明確化し、各種事業の促進を図る。	コ/校/自	3
エ. 将来ビジョン・方針等の策定後は、 実現状況を検証 し、 必要に応じて内容を改訂 する。	コ/校/自	3

方策 36 検討組織 将来ビジョン等の検討組織を設ける。

ア. 役員のほかに、幅広い層の会員で構成する 計画策定委員会 を設ける。	コ/校/自	2/3/5
イ. 課題の対応に関して、他の団体の取組を調査・研究し、改善策の参考とする。	コ/校/自	2/3/10
ウ. 市の まちづくりアドバイザー を活用し、課題整理・施策立案を進める。	コ/校/自	3/9

M 活動計画等策定

方策 37 活動計画 活動方針・事業計画・予算等を策定する。

ア. 每年度の 活動方針を定め 、活動内容を明確化し、これらに基づき運営体制を整える。	コ/校/自	2/3/4
イ. 每年度の 事業計画(スケジュール・内容) ・ 予算を作成 し、会員に活動内容を周知する。	コ/校/自	2/3/4

N 会員情報の管理

方策 38 会員台帳 会員台帳を作成・管理する。

ア. 地縁団体会員名簿など、必要事項を盛り込んだ 台帳を作成 し、毎年度更新する。	校/自	3/4
イ. 連絡体制を整え、 会員(住民)の転入・転出状況を把握 する。	校/自	3/4
ウ. 防災活動の中から、必要事項を盛り込んだ 台帳・地図を作成・管理 する。	校/自	3/4

O 地域ルールの明確化

方策 39 規約制定 規約を制定し、地域ルールを明確化する。

ア. 規約や 地域ルール を文書化し、 全戸配布・掲示等 により周知・徹底を図る。	コ/校/自	2/3/4
イ. 標準的な運営方法・規約の例を参考にして、 民主的な運営に改善 する。	コ/校/自	2/3/4

- ウ. 日常生活等に關係する**地域ルールのちらし等を作成**し、会員に配布する。
 エ. 毎年度、規約等の**地域ルールを総会資料に添付**し、開会時に紹介する。
 オ. 規約に基づく運営が行われているかどうかを**再確認**する。

校/自 2/3/4
 コ/校/自 2/3/4
 コ/校/自 2/3/4

方策 40 規約改正 地域ルールを見直す。

- ア. アンケート等により、住民意見を反映し、**定期的なルールの見直し**を行う。
 イ. 内容が分からぬままの前例踏襲を禁止するため、前年度の資料を処分する。

コ/校/自 2/4/5
 コ/校/自 2/3

P

活動情報の発信

対象団体 | 解決項目

方策 42 定期会議 定期的な連絡会議により、情報を伝達する。

- ア. 毎月、**全戸参加の定例会を開催**し、情報の周知・意見聴取等を行う。

自 3/4

方策 43 文書配布 文書（ちらし・広報紙）の配布により、情報を伝達する。

- ア. **会の広報紙を作成**し、活動内容や地域で活躍する人物等を紹介する。
 イ. 各事業の詳細を示した**ちらし等を作成**し、掲示板・回覧等で随時公表する。

コ/校/自 3/4
 コ/校/自 3/4

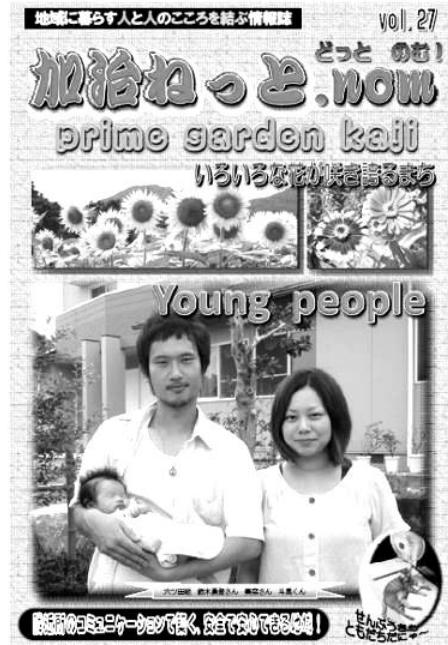
方策 44 IT活用 ホームページ、地区放送等を活用し、情報を伝達する。

- ア. **地区の屋外放送**により、イベント情報等の提供を行う。
 イ. **インターネット・ホームページや電子メール**により、情報等を提供する。
 ウ. **携帯メール**を活用し、情報伝達する。

コ/校/自 3/4/8
 コ/校/自 3/4/8
 コ/校/自 3/4/8



童浦校区おもしろ再発見マップ



加治区自治会広報紙

第4章

自主的な改善

Q

参加義務の明確化

対象団体 | 解決項目

方策 45 相互協力 全員が順番に、役員になることで相互協力する関係を築く。

- ア. 情報連絡等の役職は、**完全輪番制**で行う。※女性の場合でも役員になる。

自 2/3/4

方策 46 代替方法 共同作業に参加できない場合の代替方法を用意する。

- ア. **出不足金を負担**することで、責務を免除する。
 イ. 身体的理由等により、全員が参加すべき活動に出られない場合、**代替方法を提示**する。

校/自 2/3/4/6
 校/自 2/3/4

R 加入・参加の勧誘

方策 47 目的伝達 活動・事業の目的・意義を伝えながら、加入・参加を勧誘する。

ア. 転入者向けに地域ルールを説明したパンフレットを作成し、加入を呼びかける。	校/自	3/4
イ. 伝統行事の由来や名所・景勝地等を紹介する地域情報資料を作成し、会員に配布する。	コ/校/自	3/4/5/7/8
ウ. 各種事業の目的・意義等の説明資料を作成し、会員に配布する。	コ/校/自	3/4/5/7/8
エ. 地域事情・活動内容に応じて、学校・農業団体・観光業者等も会員に加える。	コ	2/3/4/5

方策 48 加入方法 居住形態に応じた加入・参加方法を設ける。

ア. アパート居住者は、大家と連携した加入体制を作る。	校/自	2/3/4/6
イ. 短期居住者には、会費割引・活動免除など参加しやすい体制を整える。	校/自	2/3/4/6

S 財政運営の健全化

方策 49 経費節減 経費節減に取り組む。

ア. 開催案内の封筒の再利用など、小さなことから経費削減に取り組む。	コ/校/自	3/4/6
イ. 会員相互の役割分担により、役員負担と手当給付額の低減を図る。	コ/校/自	2/3/4/6
ウ. 出来る限り経費のかからない方法で事業を実施する。	コ/校/自	3/4/6
エ. 基本的に、活動はすべてボランティア精神で行う。	コ/校/自	2/3/4/6

方策 50 会費改正 会費を適正化する。

ア. 事業内容（必要経費）に応じて、徴収する会費を検討し、不足する場合は値上げする。	コ/校/自	3/4/6
イ. 自治会費と奉賛会費、PTA会費、消防会費等との関係を整理する。	校/自	3/4/6
ウ. 施設改修・建替えを視野に入れ、会費収入等から毎年積み立てする。	校/自	3/4/6

方策 51 賛助会費 賛助会費を徴収する。

ア. 地域内で事業活動を行っている事業者等から賛助会費を徴収する。	校/自	2/3/4/6
イ. 自治会加入しない短期滞在の居住者は、大家から賛助会費を徴収する。	校/自	2/3/4/6

方策 52 財産運用 財産等を活用した収益事業を行う。

ア. 土地等の保有財産を活用（賃貸、売却等）し、運営収入を確保する。	校/自	3/6
イ. 収益活動がある場合は、税理士等の専門家による節税対策を徹底する。	校/自	3/6

方策 53 受託収入 地域課題の対応としても有効な市の業務を受託する。

ア. 地域の回覈システムを活用し、市の広報配布などに協力し、助成金を得る。	コ/校/自	3/4/6/9
イ. 地域が利用する上でも有益な公園管理等の業務を、市から有償で管理受託する。	コ/校/自	3/4/6/9

方策 54 補助収入 地域課題に対応した補助事業を実施する。

ア. 地域に有益な市の補助制度を利用し、事業を実施する。	コ/校/自	3/4/6/9
------------------------------	-------	---------

方策 55 財産保全 地域財産を適正に保全・管理する。

ア. 地方自治法の地縁団体制度により、土地等を自治会等名義で登記する。	校/自	6
イ. 財産管理組織により、保有土地等の有効利用・管理を行う。	校/自	6



T

神社運営の見直し

対象団体 解決項目

方策 56 奉賛組織 奉賛会組織を立上げる。

- ア. 神社奉賛会を立ち上げ、校区・自治会活動から分離し、自治会等は協力者となる。
イ. 自治会の役員経験者が奉賛会役員となり、現役役員の負担軽減を図る。

校/自
校/自 2/3/7
2/3/7

方策 57 運営改善 神社活動を見直す。

- ア. 現代の暮らしに合わせて、住民が参加しやすいように開催日時等を見直す。

校/自 3/4/7

方策 58 神社合祀 集落の弱体化により運営が困難な場合には、合祀（神社統合）する。

- ア. 状況に応じて、神社の合祀を行う。

校/自 2/3/7

第4章

自主的な改善



(3) その他活性化のための改善策



童浦校区コミュニティ協議会「笠山だでのんまつり」



高松コミュニティ協議会「フレンドップデイ」

対象団体	
コ=校区	コミュニティ協議会
校=校区	
自=自治会	

対象となる課題 (第2章の10区分)	
1=各コミ組織の多様性の課題	6=財務・経理の課題
2=役員職務・組織体制の課題	7=地域信仰・奉賛の課題
3=運営・活動の課題	8=活動拠点・地域環境の課題
4=住民参加の課題	9=行政関連の課題
5=地域活動の担い手の課題	10=コミ連合組織の課題

U

イベント等によるコミュニティ形成

対象団体 | 解決項目

方策 59 地域対抗 校区対抗イベントにより、校区意識の向上と親睦を図る。

- | | | |
|---|-------|------------|
| ア. 全市的な校区対抗のスポーツ大会等を開催し、市内・校区内の交流と親睦を図る。 | コ | 3/4/5/9/10 |
| イ. 校区内の自治会対抗のスポーツ大会等を開催し、校区内・各自治会の交流と親睦を図る。 | 校 | 3/4/5 |
| ウ. 自治会内の地区対抗スポーツ大会等を開催し、自治会内の交流と親睦を図る。 | 自 | 3/4/5 |
| エ. 対抗イベント企画・運営を通じて、参加者のコミュニケーションを醸成する。 | コ/校/自 | 3/4/5 |

方策 60 地域資源 地域資源の活用イベントにより、地域の連帯意識の向上を図る。

- | | | |
|---|-------|-----------|
| ア. 盆踊り等の伝統的イベントの復活・継続により、ふるさと意識・連帯意識の向上を図る。 | コ/校/自 | 3/4/5 |
| イ. 地域資源を活かした新イベントを企画・開催し、ふるさと意識・連帯意識の向上を図る。 | コ/校/自 | 3/4/5 |
| ウ. 地域史や歴史年表を作成することで、地域理解・ふるさと意識の高揚を図る | コ/校/自 | 3/4/5/7/8 |

方策 61 子ども行事 子ども行事をきっかけに、活動参加を呼びかける

- | | | |
|--|-------|-------|
| ア. 親子イベントを開催し、活動参加のきっかけをつくる。 | コ/校/自 | 3/4/5 |
| イ. 子どもが参加する事業を実施し、父母・祖父母世代の顔合わせや協力のきっかけをつくる。 | コ/校/自 | 3/4/5 |

方策 62 年代交流 年代別の交流会を開催する

- | | | |
|--|---|-------|
| ア. 地域内で、年代別の交流会を開催する。※四十代・五十代・六十代の交流会。 | 自 | 3/4/5 |
|--|---|-------|

方策 63 祭礼活用 祭礼を活用し、地域の連帯意識の向上を図る。

- | | | |
|---|-----|---------|
| ア. 地域内で協力しながら祭礼の各種催し担うことで、地域の連帯感を高める。 | 校/自 | 3/4/5/7 |
| イ. 祭礼の合同開催で、各自治会の山車や花火を競うことにより地域意識・連帯感を高める。 | 校/自 | 3/4/5/7 |

V

地域課題に対応した活動

対象団体 | 解決項目

方策 64 資源活用 地域の自然環境・山林等資源の保全・活用に取り組む。

- | | | |
|---|-------|-----------|
| ア. 所有山林(里山)の植樹・間伐・散策道整備など、保全しながら活用する。 | コ/校/自 | 3/4/5/8/9 |
| イ. 住民に愛される川づくりとして、河川堤に桜を植樹し、除草・ゴミ拾い等を行う。 | コ/校/自 | 3/4/5/8/9 |
| ウ. ホタルの飛び交う川を目指し、河川浄化活動を行う。 | コ/校/自 | 3/4/5/8/9 |
| エ. ため池を活用し、ピオトープ、散策道など住民のレクリエーションの場を整備・維持する | コ/校/自 | 3/4/5/8/9 |
| オ. 海岸の清掃活動、植物の保護活動など地域環境を保全する。 | コ/校/自 | 3/4/5/8/9 |

方策 65 安心安全 地域の防犯・交通安全・青少年健全育成に取り組む。

ア. 青少年健全育成の校外指導、研修等を行う。	コ	3/4/5/9
イ. 防犯見守り活動、防犯看板設置等を行う。	コ/校/自	3/4/5/9
ウ. 交通立番、交通安全啓発イベントなどを行う	コ/校/自	3/4/5/9
エ. 交通危険箇所のチェック・改善要望等を行う	コ/校/自	3/4/5/9

方策 66 福祉健康 地域の児童福祉・高齢者福祉・健康増進に取り組む。

ア. 子育て世代を対象とした体験学習等を実施する。	コ/校/自	3/4/5/9
イ. 独居高齢者に対する呼びかけ・交流会を開催する。	コ/校/自	3/4/5/9
ウ. 地域で敬老会を開催する。	コ/校/自	3/4/5/9
エ. 地域内を巡回するコースを設け、ウォーキング大会を開催する。	コ/校/自	3/4/5/9

方策 67 地域防災 地域の自主防災活動に取り組む。

ア. 自治防災体制を構築し、防災備品等を整える。	校/自	3/4/5/8/9
イ. 実動訓練等、講演会等により防災意識の高揚を図る。	校/自	3/4/5/9

方策 68 活動拠点 地域の集会施設、公園等の活動拠点整備に取り組む。

ア. 自治会や組等の活動拠点となる集会所を整備・維持する。	自	3/4/5/8/9
イ. スポーツ・レクリエーションの場として運動広場・公園等を整備・維持する。	校/自	3/4/5/8/9

方策 69 生涯学習 市民館活動を通じて、生涯学習の推進に取り組む。

ア. 市民館を活用して、生涯学習活動に取り組む。	コ/校/自	3/4/5/9
--------------------------	-------	---------

方策 70 生活環境 地域で出来る生活基盤・都市基盤の改善・維持に取り組む。

ア. 地元で出来る道水路等の改善・維持に取り組み、対応できないものは市・県等に要望する。	コ/校/自	3/4/5/8/9
イ. 下水道整備・接続の推進により、地域の水環境の向上を図る。	自	3/4/5/8/9
ウ. 地域に関係する公共施設等の管理を受託し、高齢者などの雇用の場を確保する。	コ/校/自	3/4/5/8/9

方策 71 伝統文化 地域の文化・伝統活動等に取り組む。

ア. 地域の歴史を後世に伝えるために、郷土史を編纂する。	校/自	3/4/5
イ. 戦没者の追悼行事など、地域（国）のために献身した方々に敬意を表す行事を行う。	校/自	3/4/5/7
ウ. 初盆等の伝統的協働行事を行う。	校/自	3/4/5/7

**第4章****自主的な改善****W****地域団体等の活動支援**

対象団体 解決項目

方策 72 団体支援 子ども会・老人会等の地域団体を支援することで、地域の人材を育成する。

ア. 自治会・校区・コミ協議会で、子ども会等の地域団体の運営を援助する。	コ/校/自	3/5/6/9
イ. 地域団体が利用するための市民館機能（印刷・会議室等）を充実させる。	コ	3/5/6/9
ウ. 地域団体等に自治会集会所・設備の利用を認める。	自	3/5/6/8
エ. 行政補助員である主事に、地域団体の事務処理等を支援させる。	コ	3/5
オ. 校区・自治会の事務員に、地域団体の事務処理を支援する。	校/自	3/5
カ. 自治会・校区・コミ協議会で、地域団体の会員確保等に協力する。	コ/校/自	3/5
キ. 自治会・校区・コミ協議会で、必要に応じて地域団体の活動を支援・調整する。	コ/校/自	3/5
ク. 自治会・校区・コミ協議会のイベント・大会等を通じて、地域団体の活性化を促進する。	コ/校/自	3/5
ケ. 会の広報紙に各種団体・行政委員などの活動状況を掲載し、市民に紹介する。	コ/校/自	3/5

方策 73 老人会 老人会の運営体制を見直す。

- ア. 高齢化やニーズの多様化に応じて、組織体制・活動の見直しの促進を図る。
 イ. 役員の選任方法・役割を見直し、新規加入の拡大の促進を図る。
 ウ. 老人会の若年層の組織（60代の会）新設を支援する。

コ/校/自 3/4/5
 コ/校/自 3/4/5
 コ/校/自 3/4/5

方策 74 団体新設 地域ニーズに即して、新たな団体を創設・支援する。

- ア. PTAや子ども会の役員経験者で地域活性化団体（おやじの会）を発足する。
 イ. 20代・30代の若者組織の新設に対して、活動資金・活動場所等を提供する。
 ウ. 趣味と社会貢献を目的とする校区・自治会単位の女性クラブの設立・活動を支援する。

コ/校/自 3/4/5
 コ/校/自 3/4/5/6/8
 コ/校/自 3/4/5/6/8

方策 75 NPO 地域で活動するNPO等の活動を支援する。

- ア. 地域を活動場所とする専門知識を持つNPO団体の活動を支援する。

コ/校/自 3/4/5

X 祭組織の活用

対象団体 解決項目

方策 76 人材育成 祭組織（組）の活動の中で、リーダー・人材を育成する。

- ア. 祭礼作法・煙火取扱など縦型組織体制の経験を通じ、共同社会に必要な人材を育成する。
 イ. 伝統芸能やイベント進行など、先輩から後輩に伝承することで人材育成する。

校/自 3/4/5/7
 校/自 3/4/5/7

方策 77 活性化 祭による地域内の交流・活性化を図る。

- ア. 祭礼時に、誰もが参加でき、楽しみめるイベントを開催する。
 イ. 祭の余興を通じて、地域内の交流と活性化を図る。

校/自 3/4/5/7
 校/自 3/4/5/7

方策 78 親睦組織 祭の余興を行う組織を立上げ、地域づくり活動へと展開させる。

- ア. 小・中学生、若者、壮年、老年の年代別組織を設け、年代別の活動・人材育成を図る。
 イ. 祭組織による地域住民の交流によって、地域課題に対応へと展開させる。

校/自 2/3/4/5/7
 校/自 2/3/4/5/7

方策 79 文化伝承 祭礼組織の活動を通じた地域の歴史・文化を伝承する。

- ア. 祭礼組織において、地域の歴史・文化の勉強会を行う。

校/自 3/4/5/7



田原まつり



お囃子

Y 連合会機能の充実

対象団体 解決項目

方策 80 連合組織 地域コミュニティの連合組織により、総合調整・振興活動に取り組む。

- ア. 総代会を、地域コミュニティ連合会に名称変更する。
 イ. 各校区のコミュニティ活動における情報交換や意見交換を充実する。
 ウ. 事業計画・予算を持ち、市全域のコミュニティ振興のための独自事業を行う。
 エ. 各校区からの負担金及び市補助金により、校区総代会を運営する。
 オ. 役職手当・委員活動費（代表として各種会議に出席した場合の報酬等）を支給する。
 カ. 地域課題の解消に役立つ、講演会・研修会等を開催する。
 キ. 総代会ホームページの立上げによる各種情報提供、意見聴取等を行う。

コ/校/自 1/3/9/10
 コ/校/自 1/3/9/10

第5章 行政との協働による対応



1. 市施策への協力による課題解決

地域コミュニティとして、「地域コミュニティでなければ対応できない業務」、「地域コミュニティの実施により、高い効果が期待できる業務」、「地域の課題解決にも効果のある業務」に関して、市の施策推進の担い手として、これに協力し、併せて地域課題の解決を図ります。

(1) 地域コミュニティでなければ対応できない業務

① 地域住民の意見把握・集約

- 市の個別施策に対して、**地域住民等の意見を把握・集約することは、自治会、校区、校区コミュニティ協議会以外では対処できないこと**から、これに対応するとともに地域意見が市政に反映されるように要望します。

※注) 市民協働まちづくり条例第15条に地域に関わる課題に関しては、地域コミュニティ団体が対象区域の市民等の意見把握に努めるとともに、それらの意見を集約・代表することが定められています。

② 各種行政委員の推薦など

- 地域単位の行政委員を市が直接指名や公募で選出することは困難なため、これに対応するとともに、これらの委員と連携しながら地域課題の解消を図ります。

(2) 高い効果が期待できる業務

① 様々な委託業務・依頼事項

- 市が直接実施するよりも、住民に身近な**地域コミュニティ団体が実施する方が、効果の向上と経費削減が期待できる委託業務や依頼事項**について、対応して行きます。

(例) 地域の中にある公園等の管理、交通安全などの啓発など

※注) 地域コミュニティ団体への委託・依頼事項で、個々の対価給付をしていないものは、行政助成金として交付されている。

(3) 地域の課題解決にも効果のある業務

① 様々な委託業務・依頼事項

- 例えば、広報・回覧物の配布は、日常的な隣近所の交流、独居高齢者の安否確認などの機会にもなっていますが、市が郵便等を使って配布する場合にはこのような効果は得られません。
- このように、市からの委託・依頼を通じて、併せて地域コミュニティの抱える「課題解消」や「活動の活性化」が図れる業務について受託します。

② 市の推進施策に関する補助制度

- 市が特定施策の推進を期待して定めている各種の補助制度について、その対象となる活動を実施することで、地域コミュニティの抱える「課題解消」や「活動の活性化」が実現できる場合は、これを積極的に利用します。

2. 市支援策に対する改善提案

地域コミュニティの課題を解決するための市の支援等について、各種調査と研究会委員から出された合計193件の個別意見を類型化し、16区分（a～p）・55項目の提案に整理しました。

改善提案一覧表

a 団体等の位置付け	提案 1 位置付け	2 役割	3 認定団体						
b 対応窓口	提案 4 情報窓口	5 処理手順							
c コミュニティ情報の発信	提案 6 広報活動	7 加入紹介	8 事業者	9 屋外放送					
d 市保有情報の提供	提案 10 転入転出	11 個人情報	12 活動情報						
e 市民館主事の業務	提案 13 事務職員	14 主事役割	15 事務処理	16 行政補助					
f アドバイザー派遣	提案 17 アドバイザー	18 専門職員							
g 計画策定支援	提案 19 策定支援	20 検討費用							
h 行政助成金	提案 21 助成金	22 運営補助							
i コミュニティ活動奨励金	提案 23 自主活動	24 指定活動	25 防災活動	26 福祉活動	27 美化活動	28 健全育成	29 市民館	30 計画推進	
j コミュニティ施設整備等	提案 31 コミ拠点	32 防犯防災	33 地縁団体						
k 活動保険	提案 34 活動保険								
l 市民館等の充実	提案 35 整備水準	36 運営体制	37 施設利用	38 地元負担					
m 生活基盤等の整備	提案 39 基盤整備	40 要望対応							
n 市依頼業務の適正化	提案 41 委託業務	42 依頼内容	43 依頼手順						
o 地域コミュニティの活性化	提案 44 顕彰	45 特命委員	46 連携強化	47 学校連携	48 校区連携	49 団体連携	50 地域対抗	51 団体振興	52 女性団体
p 連合組織の活動	提案 53 組織運営	54 意見交換	55 活動展開						

♣ ♣ ♣ 提案の内容 ♣ ♣ ♣

a 団体等の位置付けに関する提案

提案 1 位置付け 地域コミュニティ団体の位置付けを明確化する。

- ア. 市民協働まちづくり条例に定める地域コミュニティ中心のまちづくりを進める。
- イ. 条例規定の地域コミュニティ団体の目的・権利・義務を明確化する。
- ウ. 条例規定のコミ協議会・校区・自治会の構造（相互関係）を明確化する。
- エ. 条例に定める地域コミュニティ団体支援を実行する。
- オ. 条例の内容を市民等にもっと周知する。
- カ. コミュニティという概念を市民等にもっと周知する。

提案 2 役割 校区総代の役割を明確化する。

- ア. 校区総代、コミ協議会長、市民館長について、それぞれの役割（身分・責務）を明確化する。
- イ. 指定管理者の長である校区総代が市民館長である必要性を整理する。

提案 3 認定団体 適切な運営を行っているコミ団体を認定し、特典を付与する。

- ア. 条例に規定されたコミ団体の役割を公平かつ民主的に実現している団体を市長が認定する。
- イ. 認定を受けたコミ団体に市補助の上乗せ等の特典を付与する。

b 対応窓口に関する提案

提案 4 情報窓口 情報交換の窓口を明確化する。

- ア. 市は市民協働課、地或はコミ協議会を第一窓口として情報交換等する。
- イ. 地域課題等は校区・コミ協議会で総括し、市に提案等することを原則とする。
- ウ. まちづくりアドバイザーも市の窓口として機能させる。

提案 5 処理手順 地域コミュニティの苦情・要望等の処理の流れを明確化する。

- ア. 苦情・提案などについて、校区内の取りまとめ方法、市への提案・連絡の流れを明確化する。
- イ. 苦情・提案などの処理状況（途中経過・結果）の報告体制を確立する。

c コミュニティ情報の発信に関する提案

提案 6 広報活動 市広報等で自治会等の活動を紹介する。

- ア. ケーブルテレビ番組、広報紙や市ホームページでコミ協議会・自治会等の地域活動を紹介する。
- イ. 市ホームページに、コミ協議会（市民館）のホームページをリンクし、紹介する。

提案 7 加入紹介 市役所住民窓口で、転入者に自治会加入を依頼する。

- ア. 市役所住民窓口で、転入者に対して所属するコミ協議会・自治会の加入ちらしを配布する。

提案 8 事業者 市役所各課からアパート事業者等に協力を依頼する。

- ア. 市役所各課からアパート事業者等への協力依頼を配布する。

提案 9 屋外放送 市同報無線による情報伝達に協力する。

- ア. 同報無線装置を利用した地域情報の伝達を認める。

d 市保有情報の提供に関する提案**提案 10 転入転出 転入・転出者などの住民情報を提供する。**

ア. 自治会区域内の住民移動（転入・転出）の情報の把握に協力する。

提案 11 個人情報 社会活動に役立つ個人情報を提供する。

ア. 独居高齢者など活動対象者の情報を自治会に提供する。

イ. 各種団体や顕彰・祝い事（金婚、成人式等）の対象者の情報を提供する。

提案 12 活動情報 運営体制・活動の参考となる事例を紹介する。

ア. 活発に活動しているコミ協議会・校区・自治会の活動事例を紹介する。

イ. 奨励金の活用事例など他団体の情報を提供する。

ウ. 国・県のまちづくり施策、地域課題の解決事例などの情報を紹介する。

エ. コミ協議会・自治会等を対象にホームページ、ブログ等の研修会などを開催する。

e 市民館主事（コミ指導員・行政補助員）の業務に関する提案**提案 13 事務職員 市民館に常駐し、活動を支援する職員を充実する。**

ア. 現在は一人で兼務している市民館主事・コミ指導員・行政補助員の職務を明確にする。

イ. 市民館主事・コミ指導員・行政補助員の合わせた業務量に応じた職員体制を整える。

提案 14 主事役割 市民館主事の役割とそれ以外の役割を明確化する。

ア. 市民館主事の役割として、必須業務と任意業務を明確にする。

イ. 館長の指揮監督による業務と、指定管理者であるコミ協議会の業務を整理する。

ウ. 市民館の夜間・休日開館・受付等業務に携わる者を確保する。

エ. 市民館主事として企画力・運営力を備えた人材を確保する。

オ. 市民館主事として必要能力を向上させる指導研修・情報提供等を行う。

提案 15 事務処理 コミ協議会の諸活動の事務処理をコミ指導員が対応する。

ア. コミ協議会の活動に伴う経理・書類作成等の事務はコミ指導員が担当する。

イ. コミュニティ指導員という名称を業務内容に合った呼び方に変更する。

ウ. コミ協議会の事務等を処理するコミ指導員の身分等の取り扱いを見直す。

エ. コミ関係団体の事務処理について、コミ指導員が補助する範囲を明確にする。

オ. コミ協議会の活動内容（市民館指定管理を含む）に応じたスタッフ体制を整える。

カ. コミ指導員として、経理・事務処理能力を備えた人材を確保する。

キ. コミ指導員として、必要能力を向上させる指導研修・情報提供等を行う。

提案 16 行政補助 行政補助員の役割を充実する。

ア. 行政補助員として、校区・自治会役員の書類作成等を補助する。

イ. 行政補助員は、可能な範囲で自治会等の関係団体の事務処理を補助する。

ウ. 校区内の自治会数に応じて、行政補助員の業務補助体制を整える。

エ. 自治会数に応じた業務量の増加に対して、追加の事務員雇用経費を補助する。

f アドバイザー派遣に関する提案**提案 17 アドバイザー まちづくりアドバイザーを派遣し、活動全般を支援する。**

ア. まちづくりアドバイザーとなる職員個々の対応能力の格差を解消する。

イ. 各まちづくりアドバイザーの任期が短いため、少なくとも3年以上にする。

ウ. まちづくりアドバイザーとなる職員をコミ協議会の側から指名する。

提案 18 専門職員 個別の課題に対応する専門職員を派遣する。

- ア. コミ協議会・自治会等の個別課題に対応できる専門職員を要請に応じて派遣する。
- イ. 人事異動によって、知識・対応力が低下しないように職員能力を向上させる。

g 計画策定の支援に関する提案

提案 19 策定支援 計画策定の検討内容・手順等を助言する。

- ア. 校区（コミ協議会）ごとに将来目標等を定めたまちづくり計画の策定・見直しを支援する。
- イ. 計画策定・見直しに關し、検討内容・手順等に対して市（アドバイザー）が助言する。
- ウ. 自治会単位のまちづくり計画を策定する場合にも、要請があれば市が支援する。

提案 20 検討費用 検討会議運営、計画書印刷、周知等を支援する。

- ア. 計画策定の会議、調査、視察、計画書印刷等の経費を支援する。
- イ. 策定されたまちづくり計画を市広報・ホームページ等で周知する。

h 行政助成金に関する提案

提案 21 助成金 コミ協議会・自治会・校区の行政協力に応じて交付金額を増やす。

- ア. 市の依頼業務の内容に応じて助成金額を積算する。
- イ. コミ協議会会長（校区総代）の業務の内容に応じて助成金額を積算する。
- ウ. 人口規模の小さい校区の均等割を増加する。
- エ. コミ協議会・校区の業務量は自治会数に応じて増加する面を助成金に反映する。
- オ. 市の施策推進の担い手として依頼する業務内容に応じて、コミ協議会等を支援する。

提案 22 運営補助 コミ協議会・自治会・校区の運営費を支援する。

- ア. コミ協議会、自治会・校区の運営費補助額を加算する。
- イ. 市民館の管理人件費や運営事務費等の必要経費は、市民館管理費で交付する。

i コミュニティ活動奨励金に関する提案

提案 23 自主活動 コミ協議会に対する自主活動奨励金を見直す。

- ア. 人口規模で三段階になっている奨励金（限度額）の積算を見直す（人口割で良い）。
- イ. 自主活動奨励金の3分の1の自己負担の減額を再検討する。
- ウ. コミ協議会は自主財源が乏しいので、補助事業は全額補助にする。
- エ. 自主活動奨励金と指定活動奨励金を統合し、事業選択の自由度を拡大する。
- オ. スポーツ大会など市民館活動奨励金と自主活動奨励金の使い分けを明確にする。
- カ. 活動を実施するか否かは、コミ協議会の自主性を尊重し、押し付けにならないようにする。
- キ. 敬老会は校区開催だけが支援対象だが、趣旨・運営面から問題があり、見直しする。
- ク. 市民館まつりと夏祭りなど、集客向上のための複数活動の同時実施・補助を認めていく。
- ケ. 飯投げ・bingo大会などの集客力を向上させるための経費を出来る限り補助対象にする。
- コ. コミ協議会で、終日活動する無報酬のスタッフ・役員等の食事代を補助対象にする。
- サ. 補助事業の活動に伴って必要となる備品を補助対象にする。
- シ. 地域活動の担い手となる地域団体や女性団体の育成経費を補助対象にする。
- ス. コミ協議会の構成団体（自治会・各種団体）の事業経費を補助対象にする。
- セ. 校区まちづくり計画に位置付けられた項目を、重点事業・モデル事業として実施する。
- ソ. 奨励金の申請・実績報告等で作成する書類を簡素化する。
- タ. 自主活動奨励金（コミ協議会活動）の事務は、市民館主事（コミ指導員）が対応する。

提案 24 指定活動 コミ協議会・校区・自治会に対する指定活動奨励金を見直す。

- ア. 指定活動奨励金全体で、**地域の実情に応じて活動ごとの経費を流用できるようにする。**
- イ. コミ協議会・校区・自治会の補助対象活動の内容を自由に選択できるようにする。
- ウ. 活動に伴って必要となる**食事代を補助対象**にする。

提案 25 防災活動 自治会（自主防災会）に対する防災活動奨励金を見直す。

- ア. 地域の要望に応じて、**防災活動奨励金を増額**できるようにする。
- イ. 防災関係で購入する物がない場合、他の活動経費に回せるようにする。
- ウ. 防災活動奨励金の**均等割**を、**人口規模に応じて増額**する。
- エ. **校区単位の防災活動**を行う場合は、その経費を**別途支援**する。
- オ. 規模の大きい自治会は行っている**防災活動奨励金**による**備品購入の不公平**を解消する。

提案 26 福祉活動 自治会・校区・コミ協議会に対する福祉活動奨励金を見直す。

- ア. 地域の要望に応じて、**福祉活動奨励金を増額**できるようにする。
- イ. 自治会等に**福祉活動の対象者名簿**を提示する。
- ウ. 要援護者把握のため、自治会等における**防災台帳等の整備**について手法・経費を**支援**する。
- エ. 自治会等と連携して福祉活動を行う**民生児童委員**に対し、**市からの説明を徹底**する。
- オ. 市の単独事業であるならば、**福祉活動の対象年齢**を**65歳**から引き上げる。
- カ. 福祉活動は日頃の見守り活動を中心とし、**ふれあい活動は自由化**する。
- キ. 障害者などの要援護者も**福祉活動の対象**にするよう検討する。

提案 27 美化活動 自治会等に対する環境美化活動奨励金を見直す。

- ア. 環境美化活動奨励金と**農地水環境保全活動交付金**の交付額の差を解消する。
- イ. 美化活動奨励金の**積算単価**（人口当たり100円）を見直す。
- ウ. 河川美化奨励金の積算を見直す。
- エ. **農地水環境保全活動への交付を継続**する。
- オ. 環境美化活動は、**年度末に一括報告する形**にする。
- カ. 環境美化活動も他の奨励金と同様に使用経費を報告する。

提案 28 健全育成 コミ協議会に対する青少年健全育成活動奨励金を見直す。

- ア. 青少年健全育成として、実施しなければならない**活動を明確化**する。
- イ. **青少年健全育成活動と市民館活動の奨励金を一本化**し、全体経費で事業が実施できるようにする。
- ウ. 青少年健全育成活動の視察は任意とし、他の指定活動も先進地視察ができるようにする。
- エ. 育成会だよりは、市民館だより、コミュニティだよりなどとの一体化した発行を可能とする。

提案 29 市民館 コミ協議会に対する市民館活動奨励金を見直す。

- ア. **市民館まつりの開催**は、各コミ協議会の任意とする。
- イ. 市民館まつりの**集客**のために、夏祭り等のイベントの**同時開催**を可能とする。
- ウ. 市民館活動の**講演会（全体学習）**の講師料上限額を上げる。
- エ. 市民館活動の**全体学習**の必要経費の算定を、定額から**参加規模による積算に変更**する。
- オ. **教室・グループ活動の新規団体3年間の限定**を外して、全団体を支援する。
- カ. 市民館活動の**事前確認や報告**を簡素化し、概要的なものとする。

提案 30 計画推進 校区まちづくり計画推進奨励金を続ける。

- ア. 平成22年度の**校区まちづくり計画推進奨励金**を継続させる。
- イ. **備品・工事等も奨励金の対象**にする。

j コミュニティ施設整備等に関する提案

提案 31 コミ拠点 自治会・校区・コミ協議会に対する施設等整備補助金を見直す。

- ア. 役員交替による方針変更に対応できるように、**当年度に要求できる予算枠を設ける。**
- イ. 補助対象の**下限額を引き下げる。**
- ウ. 集会所建替えなど、整備費積立期間を要する場合に、実施時の補助交付を確約する。
- エ. 集会所建設・建替えなど、**整備費の一部を融資する制度**を新設する。
- カ. 妥当な理由があれば、補助金で整備した建物の耐用期間中の改築・撤去を可能とする。
- キ. 防災備品は**防災活動奨励金（全額補助）**で購入している地区もあるため、**公平性を確保する。**
- ク. 市が行う遊具の危険度調査の結果に対応し、その年度内に撤去費を補助できるようにする。
- ケ. **予算見積り、補助申請、実績報告の書類を簡素化する。**

提案 32 防犯防災 自治会等に対する防犯施設・消火栓器具設置補助金を見直す。

- ア. 過去の実績から想定し、年度途中で緊急対応が必要となった場合に対応する予算枠を設けて欲しい。
- イ. **市が必要性を認める施設であれば全額補助する。**

提案 33 地縁団体 地方自治法による地縁団体化による運営見直し・財産保全を支援する。

- ア. 地縁団体の認可に必要な運営見直しに必要な情報を提供する。
- イ. **地縁団体制度による地域の財産保全を支援する。**
- ウ. 地縁団体化に必要な財産保全書類作成等の費用を支援する。

k 活動保険に関する提案

提案 34 活動保険 コミュニティ活動に対する傷害・賠償保険に市で加入する。

- ア. コミュニティ活動を安心して実施できるように、社会活動傷害・賠償保険に加入する。
- イ. 宗教儀式を除く、**祭イベントはコミュニティ活動として保険対象とする。**

l 市民館等の充実に関する提案

提案 35 整備水準 市民館施設の整備水準を向上させる。

- ア. 市民館（施設内容、多目的ホール、拠点公園等広場）の**整備水準の較差を解消する。**
- イ. 市民館の利用増加により施設が手狭になっているため、**多目的ホールなどを増設する。**
- ウ. 市民館の子ども利用の拡大に応じつつ、他の利用を確保するために施設を増改築する。
- エ. 学校施設開放と市民館利用のルールを整理し、市民活動に公平に対応する体制を整える。
- オ. 市民館の整備経緯に違いがあるが、**全体の公平性を確保し、地元負担の格差を是正する。**
- カ. 施設整備が不十分であり、教育委員会は現地訪問し、問題点の把握に努める。
- キ. 各市民館の所有備品（貸出可能備品）の一覧表を作成し、相互利用できるようにする。

提案 36 運営体制 市民館の運営体制を充実する。

- ア. 暫間、主事一人では適正管理ができないため、状況に応じて**管理体制を充実する。**
- イ. 社会教育法の公民館機能とコミ協議会の拠点機能を調整し、利用しやすい管理体制を整える。
- ウ. **市民館長（非常勤公務員）に任命されるコミ協議会長の地域活動が制約されないよう改善する。**
- エ. 館長と主事は、指定管理者（コミ協議会）の会長と事務員と兼務するが、役割を整理する。
- オ. **市民館長の業務内容・責任を明確化し、それに応じた報酬を支給する。**

提案 37 施設利用 市民館利用が活発化するように利用ルールを整える。

- ア. 市民館の施設利用の固定化をなくし、大勢の住民等が利用できる体制を整える。
- イ. 女性と比較して少なくなっている**男性の生涯学習活動を促進する。**
- ウ. 市民館は、**住民が活動しやすい日曜・夜間に開館できる体制（人員確保等）**を整える。

提案 38 地元負担 市民館管理負担金を免除する。

- ア. コミ協議会事務所と地域住民利用の一部負担である**管理費5%負担を見直す。**

m 生活基盤等の整備促進に関する提案**提案 39 基盤整備 道路・河川・公園等の基盤整備・機能向上等を進める。**

- ア. 道路整備・改修等を推進する。
 イ. 道路の除草・植栽の手入れなどの維持管理を徹底する。
 ウ. 河川・排水路・排水施設の整備を推進する。
 エ. 排水施設の維持管理を徹底する。
 オ. 住民が憩える公園・広場等を設ける。
 カ. 公園・広場等の維持管理を徹底する。
 キ. 文化会館・総合体育館等の施設整備・機能充実を推進する。
 ク. 文化会館・総合体育館等を適正管理、利便性の向上を図る。
 ケ. 保育園の施設・サービスを充実する。
 コ. 小学校・中学校の教育環境の向上を図る。
 サ. 学校体育館等の市民利用の推進を図る。
 シ. 市の保有施設・用地の適正管理・有効利用を推進する。
 ス. 地域内の公共施設は、できる限りコミ協議会・各種団体等が活用できるように配慮する。

提案 40 要望対応 地域からの要望事項に適切に対応する。

- ア. 校区まちづくり計画の重点事業等は優先する。
 イ. 校区・自治会等から優先順位を付けて要望された場合、それらを尊重する。
 ウ. 文書で出された要望に対しては、その対応について**文書で回答する。**
 エ. 地域の要望に沿えない場合は、その理由等を説明し、地域側の納得が得られるようにする。
 オ. 行政懇談会を開催し、地域課題に対応する。

n 市依頼業務の適正化に関する提案**提案 41 委託業務 業務依頼は、自治会・コミ協議会等の規模・状況に応じて対応する。**

- ア. 依頼先の団体は、**地域の実情に応じて自治会・校区・コミ協議会の中で選択**できるようにする。
 イ. 市からの**強制的イベントへの動員は廃止**し、地域の任意参加とする。
 ウ. 消防団員、各種行政委員、各種団体参加者など**地域社会に必要な人材育成を支援**する。
 エ. 公園管理等の委託業務は、実態に応じて隨時経費積算を見直す。
 オ. 広報配布、地域美化活動など、**地域にとっても意義のある業務を市から自治会等に委託**する。

提案 42 依頼内容 コミ協議会・校区・自治会への依頼内容等を、早期・一括して提示・説明する。

- ア. コミ協議会等への年間の依頼業務を、**早期に一括提示・説明**する。
 イ. 市からの依頼事項について、**目的・根拠等を文書で明確**にする。

提案 43 依頼手順 校区総代会で事前説明してから、自治会等に依頼する。

- ア. コミ協議会・校区・自治会の全体に対する依頼事項は、**校区総代会で事前説明**する。
 イ. 総代文書の作成・配布ルールを明確化し、**配布量の適正化・減量化**を図る。

○ 地域コミュニティ活性化に関する提案

提案 44 顕彰 顕著なコミ団体・役職者を顕彰する。

ア. 他の模範となる顕著な活動が行われているコミ団体・役職者を市で顕彰し、活動の活性化を図る。

提案 45 特命委員 地域課題に対応し、地域が求める役割を持った委員を設ける。

ア. 役割が市施策に適合する場合は、**地域が求める役割を持った特命委員を市長が任命する。**

イ. 市長任命の特命委員は、市雇用の非常勤職員として市保有の個人情報等を活用して活動する。

提案 46 連携強化 コミ協議会と各種地域団体の連携強化を支援する。

ア. 子ども会等地域団体の市補助金をすべてコミ協議会に一括交付し、そこから各団体に交付する。

イ. コミ協議会が地域の担い手となる**子ども会等団体の運営を支援する仕組み**を構築する。

提案 47 学校連携 保育園・学校と地域の連携を強化する。

ア. 保育園、小学校、中学校は、自治会・校区・コミ協議会等の**イベント等に協力する。**

提案 48 校区連携 共通課題の連携による対処など、コミ団体同士の連携を支援する。

ア. 校区同士の連携による課題対応について、市は支援する。

提案 49 団体連携 活動に必要な専門家・活動団体（NPO等）を紹介する。

ア. コミ活動に役立つ専門家や各種団体からの情報を集め、リスト化し提供する。

イ. 専門家や各種活動団体等の情報提供・交流の場を設ける。

提案 50 地域対抗 地域対抗イベントの開催を企画・支援する。

ア. 市と総代会共催により、**市内の校区対抗のスポーツイベントを開催・経費を負担する。**

イ. 各校区で開催する**自治会対抗イベントを支援する。**

提案 51 団体振興 地域の各種団体等の活動が活性化するような取組を実施する。

ア. 地域の各種団体の活動が、それぞれの目的に応じて活性化するように市で支援する。

イ. 老人会の**対象年齢引上げなど、団体運営に対する市補助条件を見直す。**

ウ. 地域の**各種団体における会員確保に協力する。**

エ. 地域団体の役職者や活動内容を市広報・ケーブルテレビ市政番組等で紹介する。

提案 52 女性団体 校区・地区別の女性団体の設立・運営を支援する。

ア. 自治会、校区、コミ協議会の単位で、**女性活動団体の設立・運営を支援する。**

p 連合組織の活動に関する提案

提案 53 組織運営 市連合会の組織運営を見直しに協力する。

- ア. コミ協議会の連合組織として、機能向上のための活動内容見直しに協力する。
イ. コミ協議会の連合組織として、意見調整・啓発等の活動ができるよう市が運営費を支援する。

提案 54 意見交換 市との意見交換の場を設け、地域課題の解決に協力する。

- ア. 定例会議（現校区総代会）において、市の事業や情報等について意見交換をする。
イ. 各地域の課題に対し、市と校区・コミ協議会が意見交換する場（行政懇談会等）を設ける。

提案 55 活動展開 連合組織によるコミ団体活性化の活動に協力する。

- ア. 各コミ協議会の事業の実施方法や講師・協力団体等の情報収集に協力する。
イ. 連合組織による市外の先進コミュニティの取組を現地視察・調査を支援する。
ウ. 市民協働課職員による事務局機能を充実する。
エ. 総代会ホームページ作成・運営など、情報提供体制を確立する。
オ. 運営体制の見直しに役立つ、標準的な組織構造・規約・活動内容を紹介する。





行政懇談会

第6章 地域の活性化に向けて

改善策の実践！



第12回研究会

これまで整理してきたように、**社会動向と地域コミュニティへの期待**（第1章）と**地域コミュニティの現状と課題**（第2章）を踏まえて、誰もが暮らしやすい地域（第3章の目標とする地域社会）を実現するためには、地域コミュニティの“**自主的な改善**”（第4章）と“**行政との協働による対応**”（第5章）を進めていく必要があります。

また、その際に、より効果的な課題解決を目指し、**総合的な改善策として3つの重点推進テーマ**を立案しましたので、参考にして下さい。

1. 自主的な改善の推進

第4章の自主的な改善に掲げる**80項目の方策**は、各地域の自治会・校区・コミュニティ協議会がそれぞれの**課題解決に対処する際の参考として提案**しました。

個々の地域コミュニティ団体は、それぞれの状況に応じて、「目標とする地域社会と地域コミュニティの理想像」を目指して、**5つの留意点**（**地域特性、自助・共助・公助、行政との役割分担、地域内の役割分担、民主的運営・男女共同**）を念頭に置き、個別の改善策に取り組んで下さい。

また、**市全体の地域コミュニティの振興を図るため、地域コミュニティの連合組織（現総代会）において、次の取り組みを提案します。**

（1）活動改善方法集の作成

・この報告書では、記載スペースの関係から“**改善方策の列記**”に留めていますが、この検討で収集した個別の改善方策資料を活用して、**地域コミュニティ団体が実際に改善に取り組む際に、利用できる具体的方法を示した資料「（仮題）活動改善方法集」を作成**することにより、効果的に課題解決が推進できます。

■掲載内容の例

規約例、組織・役員構成例、事業計画書例、予算書例、コミュニティ活動例、イベント例

（2）共通課題への対応

・個別の改善方策うち、個々の自治会等で対応できない項目や多くの地域コミュニティで**共通して必要性が高まっている項目の具体策は、地域コミュニティの連合組織において、研究会等の専門組織を設置し、引き続き検討**し、効果的に課題解決を推進する必要があります。

・また、地域コミュニティの連合組織が、共通課題の**改善方策やその関連情報の講習会・勉強会を開催**することにより、効果的に課題解決が期待できます。

■講習会例

予算・決算・経理、税、財産管理、広報作成、ホームページ

2. 市への働きかけ

第5章(2)の市支援策に対する改善提案に掲げる55項目は、中間整理の段階の平成22年9月30日に校区総代会で決議し、10月6日に総代会から市長に要望書として提出しましたが、この報告書を再度提出し、引き続き要望内容の実現を求めます。

(1) 市への改善提案

- ・研究会の検討内容のうち、市の支援策に関する事項を中間報告としてとりまとめ、平成22年9月30日の総代会で「地域コミュニティに対する市の支援に関する要望書」として決議した上で、10月6日に市長に提出しました。
- ・この報告書についても、総代会から市長に提出し、地域コミュニティの抱える課題と市の支援制度の改善提案を理解していただきながら、着実な実現を働き掛けて行く必要があります。
- ・また、毎年度、地域コミュニティの現状・課題とこの改善提案の実現状況を確認し、緊急的な対応が必要な項目や重点的に実施を求める項目を抽出し、それらの実現を求めて行くことも、課題解決の推進に有効な手段と考えます。

(2) 調整・協力体制

- ・市の施策推進のための協力や市への提案実現による個別の課題解決に向けて、地域コミュニティ連合組織において、市長や市関係課と連絡調整する機会を設けて、十分に意見交換する必要があります。

3. 重点推進テーマ

それぞれの地域コミュニティ団体において、目標とする地域社会と地域コミュニティの理想像の実現を目指し、地域コミュニティの抱える種々の課題に対して総合的な改善が期待できる

〔第1〕目標・目的の共有化 〔第2〕全員参加の活動体制 〔第3〕連帯意識の向上・人材育成の三つを“重点推進テーマ”として提案します。

また、ここに掲げる重点推進テーマのほか、それぞれの地域コミュニティ団体が地域課題の状況に応じて必要とするテーマを設定して、効果的な課題解決を進める 것을期待します。

第1テーマ 目標・目的の共有化



「目標・目的の共有化」を目指した改善策に取り組むことによって、参加・協力の拡大や事業の効果的・継続的な推進が実現できます。

テーマ実現のための具体策（例1）

- 地域の現状把握と住民意見の収集による地域ビジョン・活動計画を策定し、その周知を図る。

対応する課題

課題11	活動の硬直化	課題14	コミュニティ意識
課題16	不参加住民の増加	課題18	共助意識等の低下
課題20	活動の魅力低下 等々	課題21	担い手の減少



■関連する地域側の自主的な改善策

- 方策33 現状の把握
- 方策34 意見の把握
- 方策35 方針・ビジョン策定
- 方策36 方策等検討組織設置
- 方策37 活動計画策定
- 方策42 定期会議による周知
- 方策43 文書配布による周知
- 方策44 I T活用による周知 等々

留意点

- ・地域特性
- ・自助・共助・公助
- ・行政との役割分担
- ・地域内の役割分担
- ・民主的・男女共同

■関連する市支援策の改善提案

- 提案6 広報支援
- 提案19 計画策定の支援
- 提案20 検討会議運営支援
- 提案23 自主活動奨励金
- 提案30 計画推進奨励金 等々

テーマ実現のための具体策（例2）

- 地域の制度・行事等の目的を明確化し、事業計画・年間スケジュール等を作成し、その周知を図る。

対応する課題

課題13	活動情報の伝達	課題16	不参加住民の増加
課題18	共助意識等の低下	課題21	担い手の減少 等々



■関連する地域側の自主的な改善策

- 方策18 取組を継続する体制
- 方策19 引継書の作成
- 方策26 総会運営の明確化
- 方策27 役員会運営の明確化
- 方策39 地域ルールの明確化
- 方策42 定期会議による周知
- 方策43 文書配布による周知
- 方策44 I T活用による周知
- 方策47 目的等を示した参加勧誘
- 方策48 居住形態による加入 等々

■関連する市支援策の改善提案

- 提案6 広報支援
- 提案7 加入紹介
- 提案23 自主活動奨励金 等々

期待効果

- 目的の明確化や意義の理解による活動参加・協力の拡大
- " 効果的・継続的な事業実施 等々

第2テーマ

全員参加の活動体制



「全員参加の活動体制」を目指した改善策に取り組むことによって、役員負担の軽減、参加義務の認識向上、活動の活性化、地域課題の解消を図ることができます。

なお、全員参加の活動体制は、すべての活動に全員（役員や会員・構成員）がすることではなく、みんながそれぞれの立場で役割を受け持ち、分担するという考え方です。

テーマ実現のための具体策（例1）

- 役員職務を分散し、一人ひとりや各種団体等がそれぞれの立場で、活動に参加する体制に見直す。

対応する課題

課題 6	代表者・役員負担	課題 7	役員任期の長短
課題 8	組織体制の固定化	課題 9	男性中心の体制
課題 16	不参加住民の増加	課題 18	共助意識の低下
課題 26	女性団体の消滅 等々		



■関連する地域側の自主的な改善策

- 方策 2 役員間の業務分担
- 方策 4 事務処理体制の強化
- 方策 5 全員参加による負担軽減
- 方策 6 代表者の補助機能
- 方策 9 イベント実行委員会
- 方策 10 スタッフ公募
- 方策 12 地域団体との連携
- 方策 13 祭組織との連携
- 方策 14 特定目的組織の創設
- 方策 21 年代別の役員選出
- 方策 22 役員の女性割合設定
- 方策 23 女性専門職の創設
- 方策 45 全員の相互協力
- 方策 46 義務の代替方法
- 方策 56 奉賛会組織の立上げ 等々

留意点

- ・地域特性
- ・自助・共助・公助
- ・行政との役割分担
- ・地域内の役割分担
- ・民主的・男女共同

テーマ実現のための具体策（例2）

- 専門分野の課題解消に取り組む委員会・役職を創設し、長期的に地域課題に対処する。

全員参加の組織体制の趣旨から、総会等で目的・権限を明確化した上で、通常業務を行う役員とは別組織として、専門分野に対処する委員会を設け、別途に委員を選任する。

対応する課題

課題 10	業務増加・専門家	課題 11	活動の硬直化
課題 34	活動拠点	課題 35	地域環境 等々



■関連する地域側の自主的な改善策

- 方策 8 専門委員会・役職の創設
- 方策 14 特定目的組織の創設
- 方策 17 校区連携組織の創設
- 方策 23 女性専門職の創設
- 方策 64 自然環境保全・活用
- 方策 65 防犯・安全活動等
- 方策 66 地域福祉の活動
- 方策 68 拠点施設の整備
- 方策 70 生活基盤の整備
- 方策 71 文化・伝統継承の活動
- 方策 80 連合会機能の充実 等々

■関連する市支援策の改善提案

- 提案 18 専門職員の派遣
- 提案 45 特命委員の任命
- 提案 48 校区連携支援
- 提案 49 専門家・団体の紹介
- 提案 55 連合組織の活動支援 等々

期待効果

- 役員の負担軽減、参加義務の認識向上、活動の活性化、地域課題の解決 等々

第3テーマ

連帯意識の向上・人材育成



「連帯意識の向上・人材育成」を目指した改善策に取り組むことによって、地域活動への関心の向上、役割の認識、活動成果の向上、つながりの形成（孤立化の回避）、地域社会の担い手の確保が進められます。

テーマ実現のための具体策（例1）

- 住民の交流イベント等を実施し、住民・団体等の連携、活動・団体等への参加や地域内の助け合いのきっかけとする。

対応する課題

課題14	コミ意識の醸成	課題16	不参加住民の増加
課題17	交流機会の減少	課題18	共助意識等の低下
課題20	活動の魅力低下	課題21	担い手の減少
課題22	団体加入の減少 等々	課題26	女性団体の消滅

■関連する地域側の自主的な改善策

- 方策12 地域団体と連携
- 方策13 祭組織との連携
- 方策47 目的等を示した参加勧誘
- 方策48 居住形態による加入
- 方策59 校区・地区対抗イベント
- 方策60 地域資源活用イベント
- 方策61 子ども関連行事
- 方策62 年代別交流会
- 方策63 祭礼による連帯感
- 方策64 自然環境保全・活用
- 方策65 防犯・安全活動等
- 方策66 地域福祉の活動
- 方策68 拠点施設の整備
- 方策70 生活基盤の整備
- 方策71 文化・伝統継承の活動 等々

留意点

- ・地域特性
- ・自助・共助・公助
- ・行政との役割分担
- ・地域内の役割分担
- ・民主的・男女共同

■関連する市支援策の改善提案

- 提案6 広報支援
- 提案12 参考事例の提供
- 提案23 自主活動奨励金
- 提案34 活動保険 等々

テーマ実現のための具体策（例2）

- 地域活動を支える各種団体の活動を支援し、地域を担う人材を育成する。

対応する課題

課題22	団体加入の減少	課題23	活動機会の減少
課題24	高齢者組織の課題 等々	課題26	女性団体の消滅

■関連する地域側の自主的な改善策

- 方策12 地域団体との連携
- 方策13 祭組織との連携
- 方策14 特定目的組織の創設
- 方策72 地域団体の支援
- 方策73 老人会運営体制の見直し
- 方策74 新団体の創設・支援
- 方策75 NPO活動の支援
- 方策77 祭組織による人材育成 等々

■関連する市支援策の改善提案

- 提案23 自主活動奨励金
- 提案31 コミ施設整備補助金
- 提案35 市民館の整備
- 提案36 市民館運営の充実
- 提案37 市民館利用向上
- 提案46 各種団体連携強化
- 提案51 各種団体の活性化支援
- 提案52 女性団体設立支援 等々

期待効果

- 地域活動への関心の向上、役割の認識、活動成果の拡大
- つながりの形成（孤立化の回避）、地域社会の担い手の確保 等々

♣ 参考資料 1 ♣

研究会の活動概要



研究会の活動概要

1. 研究会の業務内容

(1) 目的

地域コミュニティ団体(自治会・校区・コミュニティ協議会)を取り巻く社会環境の変化に伴う様々な課題に対し、団体運営の自主的改善策、総代会のあり方、市の支援のあり方などについて提案する。

(2) 位置付け

田原市総代会規約第10条第4項に規定する専門委員会として設置し、委員は校区総代会の承認を経て会長が任命する。

(3) 委員

地域コミュニティ団体は、規模・活動内容に多様性が見られることから、それぞれの役員経験者、市民館主事、まちづくりアドバイザー、研究者で構成する。

■委員12名：校区総代5名、自治会長経験者4名、市民館主事1名、まちづくりアドバイザー2名

■オブザーバー1名：大学教授1名

※委員は、総代会役員会（正副会長）において、地域バランス等を配慮し選任し、オブザーバーはコミュニティ政策の専門家を依頼しています。

(4) 研究の進め方

① 課題の整理…… ヒアリングやアンケート調査等により市が収集したデータをベースに、各委員の意見を加えて課題を整理する。

地域コミュニティの現状・課題の収集データ

- ア. 自治会へのヒアリング調査の意見（平成16～17年）
- イ. 田原市まちづくり市民懇談会コミュニティ部会の意見（平成17～18年）
- ウ. 総合計画策定時の行政懇談会の意見（平成15年）
- エ. 市民協働まちづくり条例検討会議の附帯意見（平成19年）
- オ. 自治会・校区・コミ協議会のアンケート調査の意見（平成20年）

② 改善策の立案…… 実際の事例等を参考にしながらケース・バイ・ケースの課題克服に役立つよう出来るだけ多くのアイデアを出し合い、可能な場合には統一的な提案を行う。

(5) 確認・取りまとめ

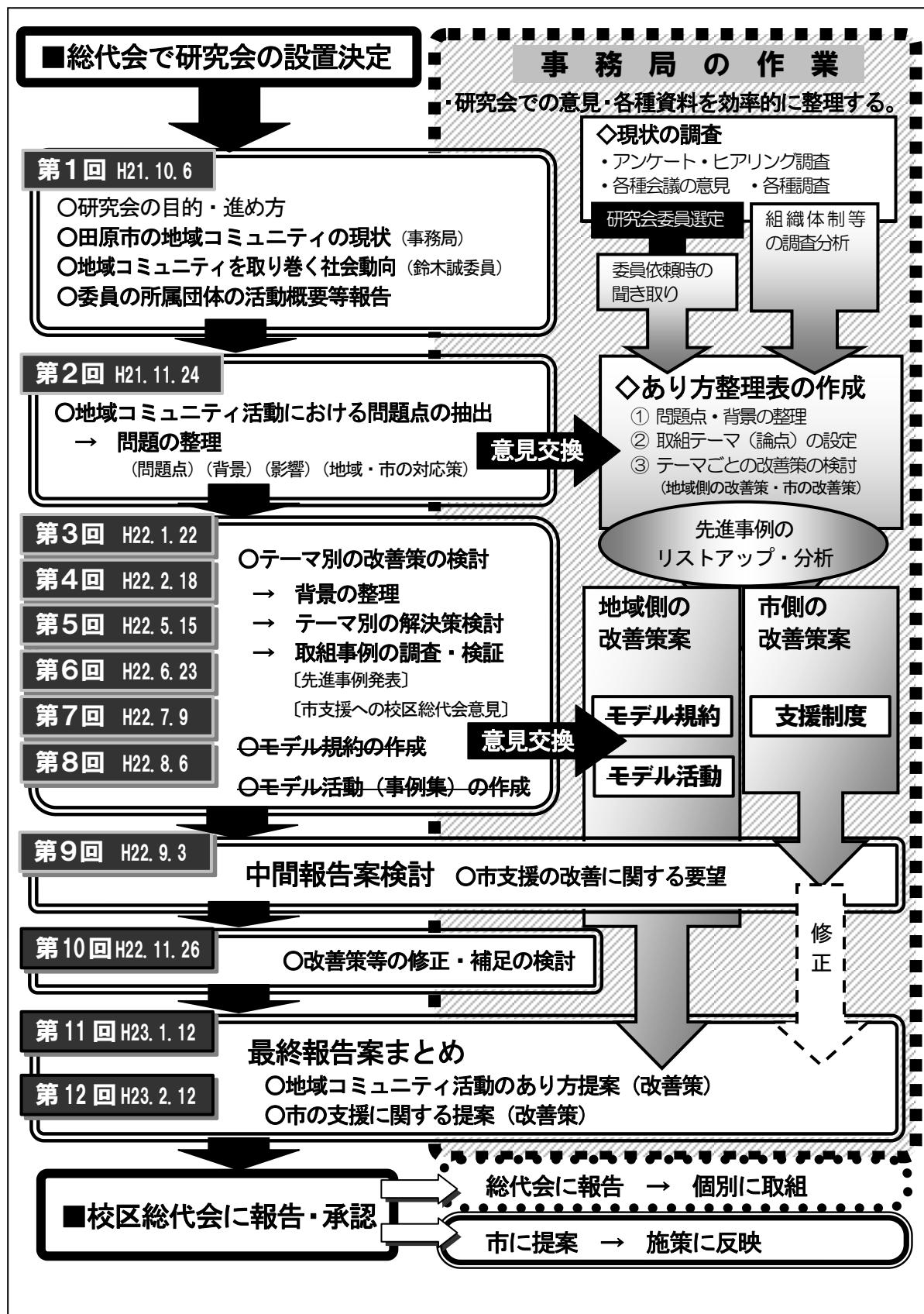
① 総代会の確認…… 検討状況は、随時、校区総代会に報告しながら、内容の確認・補足意見等を受ける。また、最終的な報告書は、校区総代会に報告し、承認を受ける。

② 取りまとめ…… 事務局は、意見交換・個別ヒアリング・校区総代会の意見等に即し、順次、報告書の形態に整理する。

③ 報告書の活用…… 報告書は、地域コミュニティ団体及び市に示し、それぞれにおける地域コミュニティ振興に活用する。

2. 検討の状況

(1) 検討の流れ



(2) 会議の開催状況

合計12回開催された研究会の検討経過は、次のとおりです。

- ❖ 平成21年4月 校区総代会 … 研究会設置を決定
- ❖ 平成21年7月 校区総代会 … 研究会委員候補者報告

第1回 研究会	議題
平成21年10月6日(火) 15:30~18:35 野田市民館 【出席】委員等14人	①総代会長あいさつ ②研究会の目的及び検討の進め方 ③地域コミュニティを取り巻く現状(オブザーバー) ④委員活動紹介、会長・副会長選出

- ❖ 平成21年10月 校区総代会先進地視察(一括交付金の例:名張市・東近江市)

第2回 研究会	議題
平成21年11月24日(火) 14:00~16:30 若戸市民館 【出席】委員等13人	①地域コミュニティへの期待と課題(オブザーバー) ②アンケート等からの現状課題等の整理状況報告 ③現状・課題等に関する意見交換

- ❖ 平成22年1月 研究会委員個別意見ヒアリング

第3回 研究会	議題
平成22年1月22日(金) 14:00~16:50 清田市民館 【出席】委員等12人	①総務省コミュニティ関連研究会の状況(オブサーバー提供) ②事例紹介「恵那市の住民自治の取組」 ③事例紹介「清田校区コミュニティ協議会の取組」 ④検討テーマ別の意見交換(テーマ1~4)

- ❖ 平成22年1月 校区総代会 … 研究会検討状況報告

第4回 研究会	議題
平成22年2月18日(木) 14:00~16:45 田原南部市民館 【出席】委員等12人	①研究会の進め方(再確認) ②事例紹介 「高松市栗林校区コミュニティ協議会の取組」 ③検討テーマ別の意見交換(テーマ5~7)



第4回研究会

第5回 研究会	議題
平成22年5月15日(土) 15:00~17:30 亀山市民館 【出席】委員等11人	①自己紹介 ②進め方の再確認・前回の検討内容 ③検討テーマ別の意見交換(テーマ8~9)

- ❖ 平成22年5月 校区総代会 … 研究会検討状況報告

第6回 研究会	議題
平成22年6月23日(木) 15:00~17:20 大草市民館 【出席】委員11人	①前回検討内容の確認 ②検討テーマ別の意見交換(テーマ10~18)

第7回 研究会		議題
平成22年7月9日(金) 14:00~17:30 高松市民館 【出席】委員11人		①前回検討内容の確認 ②検討テーマ別の意見交換(テーマ19~28)

◆平成21年7月 校区総代会 … 研究会検討状況報告(要望事項とりまとめ)

第8回 研究会		議題
平成22年8月6日(金) 15:00~17:30 田原中部市民館 【出席】委員等11人		①地域コミュニティ取巻く状況報告(オブザーバー) ②前回検討内容の確認 ③整理の進め方 ④課題テーマの再整理・内容確認

第9回 研究会		議題
平成22年9月3日(金) 14:00~16:30 福江市民館 【出席】委員等11人		①前回検討内容の確認 ②課題・対応策の取りまとめ ③市の支援策に関する意見交換(再確認) ④中間報告の実施方法

◆平成22年9月 校区総代会 … 研究会中間報告、要望書決議

◆平成22年10月 総代会長から市長に要望書提出

◆平成22年10月 校区総代会先進地視察(一括交付金の事例等:瑞浪市・茅野市)

第10回 研究会		議題
平成22年11月26日(金) 15:00~17:30 加治区自治会館 【出席】委員等9人		①事例紹介「加治区自治会の取組」 ②地域コミュニティの取組事例(オブザーバー) ③前回検討内容の確認 ④地域側の解決策確認

第11回 研究会		議題
平成23年1月12日(水) 14:00~16:30 谷ノ口公民館 【出席】委員等13人		①事例紹介「谷ノ口区の取組」 ②前回検討内容の確認 ③報告書の構成案・内容案

第12回 研究会		議題
平成23年2月12日(土) 17:00~18:15 【出席】委員等13人		①枠組づくりから実践活動への展開「蟻ヶ崎西町会の取組」 ②前回検討内容の確認 ③報告書案の確定



第11回研究会



第12回研究会

◆平成23年2月 校区総代会 … 研究会最終報告、報告書決議

◆平成23年3月 総代会長から市長に最終報告書提出(予定)

(3) 委員・オブザーバー

① 委員名簿

(平成 23 年 2 月現在)

	役職	氏名	役職	備 考
1	会長	村瀬 精彦	総代会副会長 大草校区総代	(元) 大草地区総代、校区内に 2 自治会
2	副会長	山本 達夫	総代会副会長 亀山校区総代	(元) 渥美町教育長、校区内に 2 自治会
3	委員	山田 憲一	童浦校区総代	(元) 片浜自治会長、校区内に 11 自治会
4	委員	河邊 寿夫	野田校区総代	(元) 仁崎自治会長、校区内に 13 自治会
5	委員	川崎 政夫	福江校区総代	(元) 福江自治会長、校区内に 4 自治会
6	委員	玉越 恒夫	(元) 加治区自治会長	役員任期 3 年間連続、衣笠校区内の自治会
7	委員	福井 哲己	(元) 谷ノ口区長	役員任期 2 年間連続、神戸校区内の自治会
8	委員	光部 良一	(元) 高松区長	区長任期 2 年間、現副区長、1 校区・1 自治会
9	委員	渡會 健治郎	(元) 堀切自治会長	会長任期 1 年間、堀切校区内の自治会
10	委員	河合 清美	六連市民館主事	行政補助員・コミュニティ指導員、新浜在住
11	委員	大谷 紀夫	(元) 童浦校区アドバイザー	市政政策推進部広報秘書課長、本町在住
12	委員	鈴木 正三	(元) 清田校区アドバイザー	市産業振興部営農支援センター所長、古田在住
13	オブザーバー	鈴木 誠	◆岐阜経済大学経済学部教授 ◆同大学地域連携センター長	◆コミュニティ政策学会理事 ・市民協働まちづくり会議会長

平成 21 年 10 月～平成 22 年 3 月までの委員

前会長 渡会 清継（総代会副会長 若戸校区総代）
 前副会長 荒木惇一郎（総代会副会長 中山校区総代）
 委員 村上 福男（南部校区総代）、小久保久子（野田市民館主事）

■事務局：田原市市民環境部市民協働課

課長 渡邊澄子（前任者：藤井正剛）
 副主幹 鈴木嘉弘 主任 渡會俊也、広中有香、渡邊敏彦

② 各委員の所属団体の概要

	委員の概略	所属団体の概要
1	村瀬 精彦 委員 平成22年度総代会副会長 ○大草校区総代(平成20年度～) ■大草地区総代(平成18年度)	○大草校区は2自治会、365世帯、人口1,333人・校区で認可地縁団体を運営、大草地区は224世帯、928人 ○昭和60年度校区制導入、校区内にコミ協等を含んでいる。※見直し予定 ・活動は、スポーツ大会、市民館まつり、敬老会等 ※東部中学校で東部太平洋岸総合整備促進協議会を形成し、活動している。 ■大草地区には、半身、志田、大東、大西の4地区がある。・大西地区は、区長、副区長(会計)、納税部長、班長で 1年任期 、大草自治会が財産保有
2	山本 達夫 委員 平成22年度総代会副会長 ○亀山校区総代(平成17年度～) ・渥美町教育長	○亀山校区は2自治会で構成、353世帯、人口1,286人 ■亀山自治会(認可地縁団体)は、153世帯、625人 ○平成17年度校区制導入、コミ協等による運営 ・コミ協の活動は、校区運動会、市民館まつり・夏祭り、スポーツ大会等 ・歴代自治会長が校区協力員として残り、事業運営を指揮している。 ■亀山自治会は、役員会、総会による運営・11班・会長(選挙)・会長指名の代理と会計・班長が 1年任期 、活動は清掃、敬老会、慰靈祭、祭礼等
3	河邊 寿夫 委員 ○野田校区総代(平成21年度～) ■仁崎地区総代(平成20年度)	○野田校区は13自治会で構成、902世帯、人口3,485人 ■仁崎地区は91世帯、386人・校区で認可地縁団体 ○コミ協よりも校区主体 *校区意識が強い・校区内に住宅開発地区有り ・校区は、会長2年、副会長1年、区議員2年、総代1年 ・校区内全地区毎月25日に定例集会(全戸)を開催、活動はスポーツ大会、夏まつり、老人ふれあいの会、慰靈祭、成人式等、土地利用申し合せなど。 ■仁崎地区は、区長(1年)、代理(次年区長)、評議員4人(4組) 仁崎観光開発組合で海水浴場等運営
4	山田 憲一 委員 ○童浦校区総代(平成21年度～) ■片浜自治会長(平成18年度)	○童浦校区は11自治会で構成、2,922世帯、人口7,001人 ■片浜自治会(認可地縁団体)は、61世帯、254人、区画整理による新住民増加 ○昭和60年度校区制導入、コミ協に校区を包含(平成20年度組織改革) ・コミ協等の活動は、市民館まつり、防災防犯フェア、納涼夏祭り、笠山だでのんまつり、スポーツ大会、校区広報など活発 *緑地管理事業 ■自治会は、役員会、総会(全員)による運営 ・活動は、地域環境維持改善、防災等 *埋立前は海水浴場運営、神社祭礼が親睦の機会

委員の概略		所属団体の概要
5	玉越 恒夫 委員 ■加治区自治会長(平成20年度) ・祭の会(加勢組) ・里山づくりの活動等	○衣笠校区は7自治会で構成、2,489世帯、人口6,003人 ■加治自治会(認可地縁団体)は、470世帯、1,480人、市営住宅(緑ヶ丘) ■自治会は、三役、評議委員会、組長会、総会による運営 ・土木係・会計・会長で3年間連続(選舉)・9組(小組22)、評議委員会は決議と執行を兼ねる。・神社運営は別組織、自治会活動は環境維持改善、親睦、防災など十数年前から活性化・山・川・道役・環境整備、ソフトボール大会、運動会、盆踊り、敬老会・祭礼は親睦行事としての役割が大きい
6	福井 哲己 委員 ■谷ノ口区長(平成13年度) ◆谷ノ口総合整備促進協議会会長 ・市民協働まちづくり会議委員等	○神戸校区は15自治会で構成、2,303世帯、人口6,751人 ■谷ノ口区(認可地縁団体)は、64世帯、256人 ■区は、役員会、総会(全員)による運営・7組(七長)・区長代理・区長で2年間連続(選舉)、活動は環境維持改善、親睦行事、防災等・毎月沿道花壇整備・草刈り、スポーツ大会 ◆区と別に、谷ノ口総合整備促進協議会を平成13年発足、地域が活性化・地域生活基盤整備、マーケット運営、森林公園整備など活動は活発
7	光部 良一 委員 ○高松校区総代(平成19・20年度) ■高松区長(平成19・20年度)	○高松校区は高松区のみで構成、453世帯、人口1,690人・市営住宅(宝蔵寺)・認可地縁団体 ○平成15年度校区制導入、コミ協よりも区主体 ■区は、役員会、区議員会、組長会、総会(代議員制)による運営・区長、区議員、組長等は全て2年任期(6組で毎年半分交替)、組長と区議員で4年間・活動は、草刈、校区運動会、各種スポーツ大会、八柱神社行事、区の活動と各組の活動がある。
8	川崎 政夫 委員 ○福江校区総代(平成22年度) ■福江自治会長(平成19年度) ・福江清田まちづくり協議会会长	○福江校区は4自治会で構成、1,361世帯、人口4,458人 ■福江自治会(認可地縁団体)は、721世帯、2,497人 ○平成17年度校区制導入、コミ協等による運営(校区機能含む) ■自治会は、役員会、総会(班長)による運営・49班・会長、代理者、副会長は、自治委員10人の互選で1年任期、女性部長2人、女性委員8人・自治会活動に神社運営を含む*全員参加行事は少ない ○親睦行事は校区コミ協等で実施 ◆自治会とは別の協議会でまちづくり推進
9	渡會健治郎 委員 ■堀切自治会長(平成19年度)	○堀切校区は2自治会で構成、567世帯、人口2,190人 ■堀切自治会(認可地縁団体)は、406世帯、1,504人 ○平成17年度校区制導入、コミ協等による運営(校区機能含む) ■自治会は、役員会、総会による運営・6地域(27瀬古)・会長、代理者、部長(区議員)で1年任期(十年前に2年から変更)・住民全員参加の行事は少ない(主なことは役員で実施)・婦人部長がゴミステーション管理 ○スポーツ等の親睦行事は校区コミ協等で実施
10	河合 清美 委員 ○六連市民館主事 ・行政補助員・コミュニティ指導員 ■新浜自治会所属	○六連校区は5自治会で構成、581世帯、人口1,812人 ■新浜自治会(認可地縁団体)は、96世帯、340人・新浜自治会は97戸の住宅開発地区で、平成元年自治会発足 ○昭和60年度校区制導入、コミ協のほか校区自治会(認可地縁団体)・平成22年度、コミ協に青少年育成会と市民館委員会を統合 ○コミ協の活動は、夏祭り、市民館まつり、敬老会、スポーツ大会等 ■新浜自治会は、8組の組長から会長、代理、会計などを選出、活動は地区夏祭り、持ちつきなど
11	大谷 紀夫 委員 ・市政政策推進部広報秘書課長 ・童潮校区アドバイザー(H18~20) * 田原中部校区・本町自治会所属	○田原中部校区は13自治会で構成、2,468世帯、人口6,831人 ■本町町内会(認可地縁団体)は、98世帯、295人 ○昭和60年度校区制導入、コミ協等による運営(校区機能を含む) ○コミ協等の活動はスポーツ大会、交通安全活動等。* 田原まつりがコミュニティ活動の柱 ■本町自治会活動は、評議員会、総会(全員)による運営・10組・会長、副会長、理事等が2年任期、組長が1年任期・自治会活動は、環境美化、防災、交通安全、神社(お祭)など
12	鈴木 正三 委員 ・田原市産業振興部農業支援センター所長 ・清田校区アドバイザー(H18~20) * 清田校区・古田自治会所属	○清田校区は4自治会で構成、728世帯、人口2,446人 ■古田自治会(認可地縁団体)は、364世帯、1,182人 ○平成17年度校区制導入、コミ協等による運営(校区機能含む)・コミ協等の活動は、里山づくり、美化活動、ホタル観察会、ウォーキング、交通安全活動、敬老会、市民館まつりなど活発 ■古田自治会は、役員会、総会による運営・7組・会長、副会長、会計、評議員、組長等で1年任期、活動は防災などで、神社の祭礼が親睦行事

途中交代の委員

委員の概略		所属団体の概要
13	渡會 清継 委員 平成21年度総代会副会長 ○若戸校区総代(平成21年度~) ■越戸区長(平成21年度~)	○若戸校区は3自治会で構成、488世帯、人口1,920人 ■越戸区(認可地縁団体) : 105世帯、441人 ○平成15年度校区制導入、コミ協等による運営(校区機能を含む) *平成22年度にコミュニティ協議会、青少年育成会、市民館委員会を統合 ○コミ協議会の活動は、運動会、地引網、市民館まつり等 ■越戸区は、役員会、総会による運営・7瀬古・役員は、区長、会計、瀬古長等で2年任期、活動は環境維持改善、防災、敬老会、祭礼等
14	荒木惇一郎 委員 平成21年度総代会副会長 ○中山校区総代(平成20年度~) ■中山自治会長(平成15年度)	○中山校区は2自治会で構成、1,389世帯、人口5,047人 ■中山自治会(認可地縁団体)は、662世帯、2,601人 ○平成17年度校区制導入、コミ協等による運営(校区機能を含む) ・コミ協等の活動は、老人事業、子ども育成事業、各種スポーツ大会、市民館まつり、敬老会等 ■中山自治会は、役員会、総会による運営・23組・役員は、会長、代理者、会計、役員、女性部長、組長等で1年任期、自治会活動は、環境保全、祭礼等 *開拓組合事業・親睦会主催の盆踊り
15	村上 福男 委員 平成21年度総代会会計 ○田原南部校区総代(平成20年度~) ■大久保区自治会長(平成20年度~)	○田原南部校区は大久保区自治会で構成、380世帯、人口1,449人・新規住宅開発、集合住宅(藤尾) * 大久保区自治会は認可地縁団体 ○昭和60年度校区制導入、コミ協等よりも校区主体 ■自治会は、役員会、総会(代議員)による運営・7組で構成・役員は、会長、副会長、組長で1年任期 ・活動は、敬老会、市民館まつり、フェスティバル(小学校運動会時の地区対抗)、慰霊祭、成人式等など活発 *コミ協等も区活動の一部、やぐら会(盆踊り)、お祭同好会・若人会などある。
16	小久保久子 委員 ■野田市民館主事 ・行政補助員・コミュニティ指導員	※野田校区の状況は、河辺寿夫委員の項目を参照。

3. 意見交換の状況 ♦ 研究会会議録抜粋 ♦

(1) 委員所属地域の紹介補足 (○第1回・●第5回研究会)

- 中山自治会長をしたが、大きな権限があった。・校区制には、自治会から厳しい意見がある。
- 校区総代の権限は小さい。校区運営には苦労しているので、研究会の設置には賛成している。
- 年18回会議を行う。組長は年間201日出ている。
- 意見・苦情を文書で提出させ、昨年は72件。文書だと処理がしっかりできる。
- 平成21年度から校区・自治会組織を一本化し、校区専属役員を本年度より3名設置した。
- 役員は、土木係から会計、会計から会長、会計から会長、相談役、監事と5年間縛られる。
- 出不足金制度もある。毎月役員全員参加の会議がある。
- 組長を中心に行っている。行事参加者数に苦慮している。
- 自治会の仕事を320日した（小さな仕事が多い）。神社の仕事がとても多い。
- 12年前までは任期が2年だった。神社には一切関与しない。
- 校区で快適なまちづくりをするため、土地利用申合せ事項が掲げられている。
- 月1回評議会あり、一世帯一役、お祭りの維持、あいさつ運動などがある。
- 認定制度も総会などで説明をしたが、メリットデメリットの意見も出ている。
- 大草自治会内にコミュニティ協議会を含んでいるため、今年度見直しする。
- 東部中学校の東部校区、神戸校区、大草校区、六連校区で、東部太平洋岸総合整備促進協議会を形成している。東部太平洋岸総合整備の拠点地区として谷ノ口総合整備促進協議会が立ち上がった。
- 自治会は1年交代するため、校区は1年ごとに説明をしている。まだ、自治会意識が強いが、校区・コミュニティ協議会は3、4年先にいけば上手く回っていくと思っている。
- 野田校区の中に、コミュニティ協議会が入っている形で、役員も一緒に支障はないが、4月からコミュニティ協議会の組織を検討している。
- 外国人世帯が増えてきて、区費は納めてくれるがお付き合いはしないところが多い。
- 神社運営は、奉賛会（自治会役員兼任）として別運営にて実施。
- 自治会の運営と校区の運営に、色々な面でギャップがあることを感じ始めているところ。
- 主事14年目、田原に住んで20年になる。六連に来て驚いたのは、区費の高さ。新浜自治会は、昨年20周年イベントを開催したが、思うような参加が得られなかった。
- コミュニティ協議会、市民館運営委員会、青少年健全育成会を今年度から一本化した。
- 古田自治会の会計を以前務めたことがある。地縁団体を作る前であったので、仕事をしながら大変だった。地縁団体ができ会計も明快になりましたと思う。

〔オブザーバー鈴木誠教受〕

- 近年、国の施策が変わってくる。特に地域主権改革、今年の参議院議員選挙前くらいには、ひとつの方針が出される見通しが立ってきた。
- 『地元』が地域づくりの主体で、コミュニティ団体がその主権を担って地域づくりを進めていくことが大事である。それを、行政なり、国なりが支援する。このようなコミュニティ研究会の活動を国も重要視している。
- 地域協議会を合併の特例で作ったところも非常に多くあり、合併特例が来年の3月で終わるところが多く、これからは地域コミュニティの形態を検討している。
- 自治会、校区総代の代表の皆さんが集まって、コミュニティの形、運営方法、合わせて、行政のかかわり方を話し合って、積み上げていくというのは重要な段階を迎えてる。
- 来年度、京都で開催するコミュニティ政策学会で田原の成果を発表し、全国に発信していただきたい。

(2) 地域コミュニティの現状課題 (第2回研究会)

ア) 自治会の加入率に関する現状・課題・意見

- 戸籍上二世帯でも、自治会では1世帯になっているなど、自治会と市では世帯数の扱いが異なっている。この違いで自治会加入率のカウントの仕方が異なる。（世帯数の違いは、自治会費の徴収、文書配布数、市の助成金算定などに影響）
- 常時居住していない者（別荘所有者）でも、ゴミステーション利用や消防活動の対象となることから、区費を徴収し、当然、地縁団体の会員にもなっている。
- 地域活動は人だけでなく、そこに存在する土地・建物も対象となるため、本来、それらの所有者も地域に関わる必要があると考える。

イ) 役員の負担軽減に関する現状・課題・意見

- 自治会役員は年間で相当日数の業務あるため、役員手当を直上げして、費用弁償（実質負担の減少）しないと受けることができなくなる。
- 役員報酬を上げてバランスを取るのではなく、役員の役割を分散・分担するように工夫しなければ、人材確保面を含めた根本的な解決にはならないのではないか。
- 役員報酬等に対して市が補助することは分かるが、区民の負担が少なくなると金の使い方が無責任になりやすい。報酬などは自治会費の中から出した方が良い。

ウ) 人材育成に関する現状・課題・意見

- 今の若者は自分の嫌なこと・苦労することには参加しない傾向があり、参加してもリーダーを敬遠し、苦労はしたくないという意識。
- 祭が中心的なコミュニティ活動で、青年団など年代別組織が弱体化するなかで、祭の組は年代別に構築され、組織ルールにより人間形成の場にもなっている。
- 神輿や花火などで祭を盛り上げる活動を始めたことで、実際に若者が地域に関心を持ち地域コミュニティ活動、自治運営が活発化した。

エ) 活動への女性参加に関する現状・課題・意見

- 婦人会の解散した要因には、活動への参加は良いが、代表者にはなりたくないという面があった。
- 婦人会の呼び方に抵抗があったことから、レディースクラブに変更した。女性は、災害時に重要な役割期待されるので組織に必要。女性も参加してみれば人も覚えられて良かったという意見が聞かれる。

- 婦人会解散後、自治会に女性クラブを作り、自主防災の炊き出しやまちづくり部会のメンバーとして活動している。リーダーが重要。
- 防災研修を女性だけで行っている。組織に組み入れる必要がある。自治会における位置付けと役割が必要で中途半端では役割が難しい。
- 自治会に女性ボランティアがいる。女性の力・意見は重要である。しかし、役員になりたがらない女性が多くなっている。

オ) コミュニティ活動（盆踊り）に関する現状・課題・意見

- 青年団や婦人会が主催した盆踊りなどの行事は、この解散で中断したが、これに代わる団体がない地域は、校区コミや自治会が引き継がなければできなくなった。実際、多くの地区で行われなくなった。
- お盆休みの里帰りの楽しみとして、親子連れで集まる盆踊りは地域のコミュニケーションの形成に有益と考える。
- 以前は、各自治会で行っていた盆踊りなどを、校区コミでまとめて実施している。校区は準備などで大変な面もあるが、一度止めると復活することが難しい。
- 盆踊りなどのイベントは、校区コミや自治会が実施するよりも、各種団体が集まつた実行委員会形式で実施する方が、模擬店で儲けることなどが制約なくできる。

カ) 敬老会に関する現状・課題・意見

- アンケート結果では7割の自治会が敬老会を開催し、校区や組などを含めれば殆ど全域で行われている。
- 身近な地域で高齢者に感謝するのが敬老会の目的であり、市から自主活動奨励金（2/3補助）が出ることで校区開催を市が推奨する現在の制度がおかしい。無理して校区開催することに意味はない。
- 合併後、校区開催するようにしたが、会場（小学校）から遠い方の送迎が大変で、地区での敬老意識が薄れることになる。人口の多い校区は、収容施設と金額（補助限度額）の面から校区対応はできない。
- 以前、敬老会を開催していた青年団が解散し、消防団に依頼しているが、対象者が増えすぎて対応できなくなり、老人クラブに依頼して75歳以上にして貰った。
- 対象者を70歳以上に引き上げても会場に入り切れない。敬老会を楽しみにしている人がいる中で、年齢設定は地域によって差が出ている。

キ) 神社と自治会に関する現状・課題・意見

- アンケート結果では、神社活動を行っている自治会は8割で、神社行事の役員負担が大きい。しかし、神社の祭礼が住民のコミュニケーションを高める活動として根付いている地区もあり、両者は密接な関係にある。
- 自治会業務の半分は神社関係である。役員は神社の役員を兼ね、季節ごとの祭礼のほか、月次祭がある。
- 校区の神社には奉賛会組織があり、運営は分かれているが、各自治会では他元の神社に深く関わっている。
- 自治会と神社は別組織として運営しているが、神社は地或住民の心の支えであり、祭はコミュニティ活動であるため、完全分離は難しい。
- 地縁団体化する際に、自治会と神社は別組織したが、大祭には自治会役員が手伝いに出るようになっている。本来は、来賓で良いと思う。
- 自治会内には神社が二つあり、それぞれのシマで運営し、自治会は関与していない。
- 神社の奉賛会費を自治会費に含めて集めた場合、自治会活動には賛同しても、信教の自由から神社活動には賛同しない住民もいる。外国人の住民から神社に使うなら、その分を自治会費から差し引く要望もある。
- 祭をまちづくりや地或活性化のイベントとして費用を行政（観光協会等）が負担するケースも想定できる。
- 発端は宗教的なものであっても、地域住民に広く還元される活動であれば、自治会の活動と考えて良い。
- 伝統文化的な祭礼を、単に宗教活動として分離すべきどうか。クリスマスも宗教行事だが、保育園でクリスマス会をやっている。また、盆踊りはお寺の行事ではなく、地域住民の親睦交流行事と言っても問題ないと思う。
- 青年団や婦人会が神社の仕事をしていたため、解散後は自治会の負担が増えた。
- 楽しい行事で人が集まることから、住民の相互理解や助け合いが発生すると考える。その点からも、祭にはコミュニティ形成に有効な要素を多く持っている。

ク) 市の助成制度の改革に関する意見

- 助成制度をすべて廃止し、地域が自由に使える地域づくり助成制度にした場合、みんなが参加して使い道を考え、コミュニティの活性化に繋がるのではないか。
- 地或側で考えることで、補助が廃止されて止めた活動も復活されるのではないか。
- 様々な助成制度をすべてやめて使い道を任せると校区や自治会長の負担が大きくなるのではないか。また、地域にすべて任せることにより、市役所側があまり考えなくなり、無責任となる。市役所は何をやるのか。
- 校区の自由枠が増えれば、校区アドバイザーの活用方法が変わってくると思う。
- 交付金の算出方法では、校区・自治会の大小、数もあるのでバランスの良い積算が難しい。
- 指定活動助成は使い道が決められているが、包括的交付金では地域の選択で活動が進められる反面、地域によってはパニックになると思う。まずは5～10の項目を示し、モデル事業を実施し3～5年で改革すべき。
- 包括的交付金で効果を上げるには、行政や住民に実施する活動を公表し、評価を得るために評価基準制度が必要となる。

（3）地域側の改善策の検討（第3回・第4回・第5回・第6回・第7回研究会）

■まとめ方について

- 課題が過大すぎるため、何が問題で、何を協議すべきか焦点を絞った方が良い。コミュニティ協議会の場合は、老人会などの組織もあり、我々の審議で網をかけていくことがいいのか。また、自治会には歴史があり、一律の案を出していいのかという懸念がある。
- 地域コミュニティには、コミュニティ協議会、校区、自治会の3つの形態があり、この3つの関係も地域ごとに異なり、細かいケースを想定すると整理できなくなる。統一的な解決策を示すのではなく、解決策のアイデアをまとめていきたい。
- 研究会で整理した方策を市から命令するのではなく、総代会の方に持ち上げていく。それぞれの歴史もあるので、地域で整理・改善しようするときに、参考となる改善方策を提案する。2年間では、まとまらない部分もあるが、提案できる部分もあると思っている。

■テーマ1. 役員負担の軽減

- 役員負担の軽減は、自治会のことか。コミュニティとなるいろいろな組織が関わるので、どこを対象としているかを明確にした方が良い。

◆役員の役割

- 1校区 1 自治会であり、組長（40～100戸の代表）は220日出で、約30万円の年手当。少しずつ日数減らしたつもりだが、台風など思いかけないこともある。

- ・1校区1自治会の場合、組長は他校区の地区総代の役割になっているのではないか。
- ・1校区1自治会と1校区十数自治会では、活動の内容が違うと思う。
- ・丸一日の業務でなく、すこし出るだけでも、度重なれば役員個人の負担は大きい。
- ・同じ立場の役員であれば、軒数が多くて少なくても仕事内容は一緒だと思う。
- ・役員任期が1年では、何も改善できずに終わってしまう。

◆役割の分担

- ・自治会三役（会長等）ほか、連絡と人集めを担当する組長、決議機能と執行機能の両面を持つ評議員がある。評議員は、厚生・土木・文化の委員会に別れて、自治会事業の準備・進行を担当するなど、役割分担ができているため、多数の事業がこなせている。
- ・私の町内会では、交通立番を役員だけで回している。住民みんなで業務を回せば良いと思うが、役員は毎日立たないといけないと言われる。その辺の意識改革が必要。
- ・役員業務の負担分散とは違う次元で、リーダーとして求められるものがある。
- ・とにかく1年丸々頑張れば、次の年から何もしなくて良いという分担の仕方がある。
- ・自分の自治会では、地域の各種役職を年代順に分担する形になっている。
- ・◆責任者となる会長等の役員、情報連絡の組長のほか、事業執行部（評議員）を設け、負担を分散できる。

◆役員任務の簡素化

- ・簡素化はどんどん難しくなる。地域の事は地域でやって下さいとなってきており、責任や仕事が重くなる。そこをどうするか難しいと思う。
- ・コミュニティ活動をしっかりと実施しようとすると、負担の軽減は難しい。業務内容を分散すれば負担は軽くなるが、出る日数は変わらない。
- ・地区総代は、市からの依頼ごとがあると出る日数が多い。
- ・自治会行事は、毎回、新たな気持ちで取組む必要がある。去年と同じ認識では、本来の意義や協力者に関する気持ちを見失う恐れがある。
- ・◆負担の軽減では、出動日数を減らす工夫が一番と思う。
- ・◆マニュアル化しておけば、次の役員の負担が減る。ただし、変更できなくなる弊害や、意義がわからない弊害がある。

◆実行部門の設置

- ・私の自治会では、旗振りから最後のゴミ拾いまですべて役員が担っている。
- ・コミュニケーション協議会の機能向上のために、実行部門の体制強化を検討している。
- ・◆小委員会を設けて活動し、役員は半職務とすれば負担は減る。
- ・◆実行部門ができるれば、役員の負担（役割）が軽減できる。

◆市関係組織の就任依頼の適正化

- ・校区総代として一つ役職を貰うと、関連して色々な役職に就くことになる。結局、自分の組織よりも、ほかの役職として出ることが多い。
- ・市民代表の校区総代として会議に出ても、専門性が高くて議論に入れないことがある。
- ・◆市組織の市民代表を校区総代に割振るのではなく、専門の人に依頼したらどうか。

■テーマ2. 人材発掘・育成

◆祭礼の活用

- ・子供会の頃から祭に参加することで仲間意識や年代の序列ができる、地域活動に良い傾向でつながる。
- ・十数年前に、神明社の祭を盛り上げる若者の会が立ち上がり、それらが祭りだけではなく、様々な地域活動に携わっている。
- ・◆子どもや若者世代（厄年）で参加できる団体を育成する。

■テーマ3. 地域組織の役割の明確化と支援

◆地域団体との連携

- ・自治会主催の盆踊りや運動会などの各種事業は、子ども会、老人会のほか、各種スポーツ団体などに協力をお願いしており、地域内団体との連携が不可欠。地縁団体になる前は、自治会版のコミュニケーション協議会があった。

■テーマ4. 女性の活動参加と役員登用

◆女性親睦組織の創設

- ・婦人会からレディースクラブと名称を変えて存続している。組織の力は大切。
- ・婦人会は解散したが、女性クラブとして復活させた。かなりの戦力となっている。
- ・老人会は、女性准進委員を地区1名選出し、校区会長会議に副会長で出席している。
- ・自治会長はないが、女性の組長や評議員は出ている。そうした役職は女性で問題ない。
- ☆恵那市では女性の自治会長や役員もいる。女性も役職をやった後は良かったと言う。女性がいると会議の雰囲気が良くなる。
- ・女性は目立つのを嫌がるが、協力意識はある。人材がいれば、活動の後押しが必要。
- ・◆女性組織を設けることは大切。会長に男性、副会長に女性ということから始めたら良いのではないか。

■テーマ5. 世代間バランス

- ☆役員負担が大きく手が不足している。また、協力団体も老人会が主体で、若者の声を聞く機会がない。一方、情報収集はパソコンなどが主体になっているが、高齢者では対応できない。

◆高齢者の組織

- ・小幡津地区は、早くから老人会はどうかと言うことで、65歳から老人クラブで、前段階の50～65歳は早年会としている。（堀切地区は58歳から老人会）
- ・福井地区の老人会は、60歳からが基本。役員任期1年だが老人会に加入すると即役員になるため役員のなり手がない。
- ・保美地区は400人いるが来年は役員のなり手がなく休眠状態になる。長沢地区はなくなった。任意団体なので強制加入の曲がり角。
- ・中山も役員だけの老人会で機能していないが、無いよりは良い。また、自治会から手厚い補助を受けています。
- ・老人クラブの目的は、情報交換、相互扶助の助け合いで孤立しないようにすること。
- ・谷ノロの老人会も会費だけ払って（名前だけ）で参加しないことが多い。名前は、市の補助金（@350円）を受けるために必要だから載せる。

◆世代間交流

- ・世代間交流として、谷ノロ地区では40代・50代・60代で親睦会を行っている。40代と60代では親子世代である。年代の関わりに切れ間ないようにしている。
- ・六連には、三会という30代と40代の会があり、顔合せを兼ねた親睦会があった。

◆女性の組織

- ・女性団体は必要であり、緊急時に活動できないので横のつながりが重要である。
- ・市民館まつりに地区選出の女性に参加してもらったが、地区回り番だと60代や30代など年齢がバラバラで活動しにくいと意見があった。
- ・地区によってはレディス・クラブに定年がある。
- ・イベント参加者はスポーツクラブのママさんが主流。30代のママさんはスポーツ俱楽部やグループ活動などで家から出たかる。
- ・女性は、自分の好きなことは積極的に出る。時代が変化してきた。また、最近の女性は意見をはっきり言うようになった。反面、女性の意見をまとめるのが大変になった。
- ・遊びなどを交えて参加させる。皆が集まれば輪が広がっていく。子ども行事も重要なキーワードであり、市民館まつりの発表会は世代間で参加してくれる。

■テーマ6. 継続活動や改善を実施しやすい体制づくり

☆役員任期1年では改善や新事業ができない、また、複数年の役員任期の場合は役員交替のタイミングが難しく、なり手がない問題がある。

◆役員の任期

- ・董浦校区は、地区総代が全員一年任期であるため、専属の役職を設けて、2年任期で毎年半数が交替する。
- ・片浜地区は自治会長、副会長、会計の任期は1年。その下に理事があり6人いれば半数は来年度に、残りは再来年に役員に就任する。
- ・2年目役員と1年目役員の組合せは、2年目役員が権力を持つという弊害もある。
- ・全員すべて替わるため、暗黙の了解で副総代が総代になるが、副総代の選出が難しくなった。会計は総代経験者が何年後かに就任する。
- ・役員任期はトータル5年経験する。意見が偏らないために50～60代と若い人を選ぶ年度もある。
- ・中山自治会は任期1年で、半年で交替するために役員によって地区の方向がガラッと変わる。

◆組織の形態

- ・自治会の仕事は変える部分と変わらなければいけない部分がある。仕分けをする必要がある。自治会の長である校区総代が指導するのも良い。
- ・平成14年に協議会ができたが、それまで道整備などすべて自治会が判断してきた。今は道路、花壇、公園整備など協議会で考えている。協議会が継続してやっているから役員への文句が出なくなった。この体制なら女性が総代をやっても問題ないと思う。
- ・福江校区と清田校区でまちづくり推進協議会を作っているが、任意団体でボランティア。自治会とは関係していないし、来年から福江・清田の各コミュニティ協議会に加入する予定。課題事項ごとに別組織の立上げも実施方法としてある。
- ・取組を継続するには、役員体制で継続させる方法と組織体制（機能分担）で継続させる方法がある。
- ・行政補助員がお手伝いすることで活動を継続させていく方法もある。
- ・スタッフを自分の団体で確保できる体制になれば役員が複数年やらなくても良くなる。そのためには財源が必要である。補助金や使用料、広告料など収入源はいろいろある。

■テーマ7. 社会ニーズ・地域特性・住民意見に基づく活動実施

☆地域の課題がなかなか解消されないのは、状況が把握されていないことや解決知識・能力がないことが考えられる。

- ・アンケートは、ある程度目標が必要であり、何もかもアンケートはダメである。
- ・女性から防災講習会への参加希望が出て、講習会を開催したら殆どの方が参加してくれた。その後、災害非常食や災害グッズの取りまとめ要望があるなど、女性の考え方は参考になり、情報収集の必要性を感じた。
- ・意見箱を各組集会所に設置した。書類で残すことが重要であり、H20年度は71件あった。近所同士の問題も多い。小さな事でも確實に対応すること、意見を持っている人からの連絡手段を確保することが大切。
- ・連絡手段は重要で、広報を発行すると意見のある人からは直ぐに連絡がある。
- ・平成15年から加治ネットを年4回、全戸配布。編集はボランティアで、自治会の印刷機を使用。自治会は別途行事案内は出しており、加治ネットは行事を通じて人を紹介して、人の心をつなぐことを目標としている。

■テーマ8. 組織加入・活動参加の拡大PR

☆自治費は納めても、活動へは参加しない人が増加してきている。また、親睦イベントなどを開催しても参加者が減少している。それでも、投げ餅は人気がある。

☆校区・自治会中心に行政・生活情報が伝達されており、非加入者や不参加者に情報の伝達ができないので、伝達方法を検討する必要がある。本来は、加入促進が優先である。

◆アパート入居者

- ・アパート住民は、常にいないため行事に参加できないが自治会費は納める。出入りが激しいので、アパート経営会社と自治会で契約結んで、自治会費を払って貰っている。
- ・アパートでは、行事案内の回覧板が回らず止まってしまう。どのように連絡し、参加して貰うかが問題になっている。
- ・アパートはすぐ引っ越し人ばかりで、別だと言われる。自治会とは付き合いをしないと最初から決めている。入りたい人を阻害している。
- ・アパート居住者も保育園や小学校に子供がいると、その人たちとの連携は上手くやる。その辺を、上手く自治会が取り込んでいけると加入も増えるかもしれない。
- ・学生の多くはワンルームに住む。ゴミ出しや回覧板、広報のことはよくわかるが、地域のお祭り、草刈などは、部活やアリバイト、帰省などで協力できない。
- ・アパート居住者は、通常の会員よりも会費の安い賛助会員として、回覧板とか広報は回すという自治会が結構ある。
- ・ワンルーム居住者の自治会加入は、地縁団体では構成員として財産処分権が発生するため、規約上賛助会員とするケースもある。事業者から頂く賛助会費の方が高いが、草刈など出ないので、その分を出しなさいということ。
- ・市は市民協働まちづくり条例ができ、各アパートの所有者や不動産屋などに、入居者の自治会加入を勧めるチラシ作成を準備している。
- ・市の広報は、自治会に加入世帯分も配っている。自治会に非加入者には、市民館で受け取るように伝えるとともに、市はコミュニティ中心のまちづくりを進めているので地元自治会に加入して下さいと一言添えている。

◆加入・参加の促進

- ・自治会に月加入世帯はない。アパートがないということと、加入しない世帯には、会計が一生懸命儲ける。
- ・組長が転入者を連れて、組内を紹介して回っている。その後も、様々な活動の際、隣近所の方が常に教えてくれる。
- ・亀山では、自治会費を何に使うか説明して集めている。使い道を説明しないと新しい人は理解して貰えない。
- ・予算書・決算書は、数字を並んでいるだけでは読んで貰えない。来年度から目標・表題等をつけて書類を作り、皆さんに関心を持って貰えるようにしたい。
- ・住民は、好きなことや楽しい活動には積極的に参加する。イベントのあり方の検討が必要であり、すべてコミュニティでやろうとするのは難しい（他の団体との連携等）。
- ・自分の命に関わることには関心がある。その面では、防災をキーワードにして、色々な場面で意識を高め、連帯感を強めていくという方法があると思う。
- ・校区や地区の活動を市のホームページに紹介してはどうか。主だった活動について写真と文章で、年2回更新で市民の方に見て貰う。

◆運営参加・情報伝達

- ・総会は代議員制を取っているため、代議員（組長、班長）には運営情報が伝わるが、一般住人には知らされない。どのように情報伝達すればよいか検討が必要と感じた。
- ・野田地域は、自治会単位で毎月25日を定例会として全戸集まる。ほとんどの場合は25日でなく日曜日の晩に開催し、定例会で、現金を集める地区もある。したがって、回覧ではなく、定例会で情報伝達・文書配布する。欠席した人には、近所の人が持っていく。

◆幅広い参加を得るための組織の見直し

- ・区費などは地区で差があり、組織見直しとして検討会議で調整する予定。
- ・幸田町では約4千人の区の中に、まちづくり協議会を設け、区から少し経費を貰い活動している。協議会がどのような形で活動するかは全く自由となっている。映画会、花見会、虫の観察会とか、防災のための学習会とか、子供たち向けの企画をどんどんやっている。若い世代のつながりと、組織の大切さをアピールして、比較的いろいろな世代の方が、参加できるようにしている。
- ・福江の場合、まちづくりについては別組織があり、今年からコミュニティ協議会の中に、まちづくり推進協議会を入れて、意見を聞きながら活動していく。
- ・コミュニティ振興では、別組織の立ち上げも有効な場合ある。

◆活動の基盤となる地域団体

- ・老人会は、行政から下部組織へ伝達する会になり、必要性を感じなくなっている。保美地区では、老人会がなくなったと聞いた。役員の受け手がなく無くなってしまった。区としては残って欲しいが、地域団体は市の人集めに使われることから敬遠されている。
- ・市の組織に入らずに、自分たちの地区だけでも皆が集まっておしゃべりする場を設けて欲しいと思うが、組織の役員を受けたくないという部分で躊躇している。
- ・大草の老人会は一度つぶれて、もう一度立ち上げて3年目になる。今60人くらい。
- ・自治会運営を力ubaしていた青年会、婦人会なくなったため、自治会負担が増えている。地域コミュニティや自治会だけでなく、構成する団体がないと継続づかない。
- ・市が変な予算を出すと組織を壊してしまう。予算の出し方を検討する必要がある。

■テーマ9. 寺社活動の整理と活用

☆自治会と神社の活動が混同しているという問題があるが、祭は最大のコミュニティ行事であるため、単純に政治分離で自治会から寺社活動を切り離すことはできない。

◆神社活動の負担

- ・大草校区として、2地区で1つのお宮さんを建っている。毎月1回の月次祭と春と秋のお祭りがある。奉賛会役員は2地区的代理で管理し、区長が氏子総代として参加する。
- ・亀山も、自治会イコール奉賛会。年7回祭礼行事に追われている。
- ・加治は、氏子総代4人がしめ縄を飾ったり、諸々のことをする。評議員が、奉賛会長（自治会長）の指示の下にお手伝いをする。
- ・役員は、宮係と自治会副会長が宮総代として出る。会計は自治会と分離しているが、役員は分離できない。
- ・福江も自治会イコール奉賛会で、自治会の負担大きい。別組織になると良いと思う。
- ・神社関係の自治会の仕事が多くなる。その辺の区別が必要だと思う。
- ・堀切では、自治会長をやっている年代の次の年代が、お宮の役をしていくようになっている。

◆神社活動等への理解

- ・転入した人は氏子に入るのが当たり前と考えると、抵抗を持つ人もいる。お宮の建替で寄付金を徴収される。若い世代には、理解されにくい。上手く伝える必要がある。
- ・大草団地は神社仏閣に全く関係がない。校区としては、大草団地の自治会長さんも1つの宮をお参りするが、遷宮の費用も団地からは集めない。しかし、お祭りは、団地の子供も参加するため、寄付金を納める。
- ・アメリカ人と結婚した人が、区費を集め際、何に使うと聞き、神社費は払わない。
- ・うちにも宗派が違う方がいて、神社費ではなくて、ほかの名目で集金している。
- ・仏教会で花祭りを行い、必ず保育園の園児を呼ぶが、保護者から問合せがあった。宗教的なことに敏感になり過ぎているのではないか。
- ・慰靈祭も変わった。前は、坊さんにお経を上げて貰ったが、今は顕花方式になった。

◆祭礼による地域活性化

- ・神社関係の整理・統合は、いろいろな状況があってできない。
- ・祭礼は、子供が集まる面、社会学習の面、地域活性化の面などで期待できることも多い。
- ・古田には山車があったが、青年団が無くなった時に休止した。小学校の子供にお囃子を習わせ、出来るようになったら山車を復活しようして3年になる。上手く繋がっている。子供たちには、大人になってからよい思い出になると思う。
- ・お祭りの中で、組織の社会を子供たちに体験させるには、いい社会勉強になると思う。
- ・最近、お祭りで、女性が踊りたいと積極的に参加するようになった。女性の活動参加として上手く使えるといいと思う。

■テーマ10. ルールの制定・公開

◆ルールの徹底

- ・コミュニティ協議会の役員は総会などで年間計画などを分かっているが、それ以外の人は内容などを知らない。
- ・代議員である各地区的班長やグループ長は、総会の報告会で行事などを把握している。その先の情報連絡はなかなかできていない。
- ・行事ごとに役員を通して参加の呼びかけをしている。
- ・地域の定例会で、区議員が事業経過報告や決算などを読上げる。定例会には各戸1人は出席している。
- ・地域ルールでは、役員の決め方、行事への参加者、ゴミ出し管理の当番ルールなどの運営に関する決め事を表現している。例えば環境美化活動など地域によって参加者などの取り決めがあるが、アパート居住者には周知が徹底されない。
- ・同じ校区内でも自治会によって役員等の決め方に若干のズレがある。
- ・地域ルールをはっきりさせ、多くの住民にお知らせする方法としてどのようなものが良いのか。特に新住民や若い世帯にどのように伝えていくのかというところではないか。
- ・地域には慣例があって、役員によってやり方も違う。特に田舎はやり方を変えるのは大変。コミュニティ協議会と自治会で共有できる形でやっていくしかないのではないか。

◆伝達方法

- ・コミュニティ誌を年2回発行しており、その中で行事内容を掲載して周知している。
- ・情報伝達方法として広報誌があるが見ない人もいる。
- ・情報伝達は校区、自治会の大きさによると思う。できるところとできないところがある。統一したルール制定は難しいのではないか。
- ・旧屋敷ではお日待ちなどの寄り合ひの場所があり、そこで伝達できる。
- ・以前はお日待ちが年3回あったが、3年前の世代交代の時に年1回に変更となった。
- ・若い世代はおひまちなどを嫌がる。自宅を使うので負担にもなるし、開催場所を変更する前に消滅傾向にある。
- ・庚申様を公民館（地区集会所）でやっている。
- ・共通行事ががあれば情報伝達や地域の慣習も伝わっていく。

■テーマ11. 共助意識の向上

- ・地区で生活する再意識の場がなくなり、付き合いが希薄化してきている。
- ・イベントを通じて伝える。市民館まつりなど毎年運営メンバーを変えることにより、引継ぎなどを通じてイベントに参加し、意識も高まる。また、自治会長経験者は、校区に残るようにして、すべてのイベントに参加して貢献している。
- ・校区対抗イベントは盛り上がった。イベントを通じて地域を愛することにも繋がったと思う。地区対抗のイベントを提案したい。
- ・校区対抗イベントは、選手以外も集まるので共助意識も高まる。人集めや会場の問題もあるが、一度に開催できなくともやり方を考えて復活して欲しい。他地区との顔合わせ、新顔の顔合わせもできる。連帯意識での効果は高く、特に自治会をつなぐには良い方法である。
- ・校区のソフトバレー大会は瀬古対抗戦をしている。瀬古でチームを作れば顔合わせもできるし、地域へのデビューにもなる。
- ・校区スポーツ大会も自治会対抗戦であり、夏まつりを含めて参加率が高い。
- ・夏まつりの盆踊りの練習は、会社員でも参加できるよう平日の他に日曜日の夜も練習している。練習はレディースクラブが主体。

■テーマ12. 住民負担の公平化

- ・住民負担の公平だが、各役員のボランティアの部分が多くあり負担が大きい。そのために次の役員交代が難しくなってくる。

■テーマ13. 住民情報の把握・整理

- ・個人情報保護条例によって市から名簿が出なくなった。独自にデータを作り直し、毎年総代に確認して修正しているが、それも限度がある。
- ・農業委員を決める時に一番困った。選挙人登録があるのだが、市は人数だけしか教えてくれない。しかも農業委員をやっている人にも教えてくれないのは疑問が残る。
- ・地縁団体なので住民台帳は毎年更新をしている。
- ・区で毎年2月に更新しているが住民基本台帳と区が把握している世帯数が合わない。もしもの時のために、地域で名簿は必要と考える。
- ・今年、防災台帳を整備しようとして4,500人のデータをパソコン入力しているが大変。データ更新が課題。
- ・防災台帳の活用方法も検討する必要がある。共助意識の向上にも関係するが、お互い助け合う地域にするには「防災」がキーワード。
- ・各班長が各防災台帳を管理。区長は各班長のデータをコピーして持っている。年齢までは把握していないが人数はある程度把握している。
- ・台帳は各地区で整理している。昨年防災の推進地区になったので、防災台帳を全自治会で前進しようとしている。
- ・防災台帳の他に住民台帳を各自治会で持つ。生年月日から結婚日まで全て把握。表には一切出さずにすべて自治会長が管理している。
- ・過去には台帳データには年齢から職業まであったが、これではダメだということで、紙を配布・回収して更新するようになった。
- ・各戸単位で世帯情報を把握しているが、台帳とのズレは配布物にも影響してくれる。
- 外国人も一般住民として把握する必要がある。研修生なら農協が把握していると思う。

■テーマ14. 団体間の役割分担の推進

- ・コミュニティ協議会の仕事は地域によって違いはあるが、発想として個々の自治会でできないことや、各種団体と協力連携することによって効果が上がるものをコミュニティ協議会の事業としてやることだと思う。
- ・コミュニティ協議会で福祉活動や盆踊りをするところもあるし、消火栓器具を設置するところもある。全校区では統一されていない。
- ・コミュニティ協議会と地区的区別ができるないので混乱している。

■テーマ15. コミュニティ活動区域の検討

- ・校区は、本来コミュニティ協議会で良いと思う。自治会の連合組織もコミュニティ協議会含めて対応できる。
- ・今の校区総代会は、本来の形ではコミュニティ協議会連合会である。
- ・校区とコミュニティ協議会の2本立てになっているのは、用地交渉や委員推薦などをコミュニティ協議会長に頼むのは無理があるから。
- ・1校区1自治会と、複数の自治会がある校区との比較は難しい。
- ・自治会の役員がコミュニティの役員になるので混乱してしまう。元々すべて区がやっていて、合併で区がコミュニティ協議会にスライドした。
- ・改めて組織を分けると混乱するし役員も増えて、結果、住民負担も増える。
- ・地縁団体の認可条件と、各種団体が入るコミュニティ協議会では合わない。

■テーマ 16. コミュニティ活動の体制整備と担い手の確保

- ・移行の段階でありコミュニティ協議会名でイベントを開催するより、区名で開催した方が人を集めまる。それだけ住民に理解されている。
- ・コミュニティ協議会長というより、校区総代は役所とのパイプ役として、一般住民に理解されている。
- ・コミュニティ協議会に統一して2年が経っているが、役員からは校区総代ではなく会長として理解されている。
- ・多くの校区で、校区総代の任期が1～2年で交替することが前提とされている。一方コミュニティ協議会はイベント実行形で、好きなものが集まれば良いと思われている。役員も何年やっても良いし、そうすれば皆参加しやすいきっかけに繋がれば良いと思う。
- ・自治会とコミュニティ協議会の区別は難しいが、「どうしてもやる」ことは自治会でやって、「やったほうが良い」のは範囲もあるがコミュニティ協議会でという見方もできるのではないか。

■テーマ 17. 要望・意見の集約と対応の迅速化

- ・校区総代は市へ要望を伝えることが仕事だと思うが4地区あると要望も多い。自分が要望の内容を確認するだけでも時間がかかるので、自治会は直接市へ要望してもらいたいのが本音である。しかし校区総代として情報を把握しておく必要もある。
- ・ある程度軽微なものは直接支所へ受け付ける体制にしてほしい。すべて校区総代を通す体制は必要なのか。
- ・市への要望は支所を通じて上げるのが原則である。たまに自治会や個人が市へ直接要望することがあるが、これでは近隣の校区や自治会との連携がとれない場合がある。校区総代や自治会長は情報を把握する必要がある。

■テーマ 18. 情報交換・連絡調整体制の強化

- ・行政も自治会や個人から連絡を受けたら、校区総代に連絡する体制が必要と思う。
- ・校区でルールは作ってあり、地区で要望をまとめて校区に上げる。それをまちづくりの生活基盤部会で検討して、地区ごとに優先順位や仕分けをして整理している。
- ・まちづくりアドバイザーを活用し、地域の問題を整理している。
- ・まちづくりアドバイザー（担当者）は、異動しない方がよい。まちづくりアドバイザーを取り組みの途中に変えられるのは悪い。
- ・行政補助員（市民館主事）の機能・活動の充実はあるが、これ以上活動の充実があると、農地・水・環境事業などの事務量が多いのでパンクするのではないか。3年前は主事の仕事をやりながらできると説明を受けた。
- ・本来、農地・水・環境は主事の仕事ではないので、9時から5時までの間で農地・水・環境の事務をするのはどうかと思う。
- ・現在は1校区1主事で割振りをしているが、地域によって自治会数や業務量が違うので、地域が必要な数だけ雇用する方法もあると思う。
- ・夜間に多目的ホールの利用があるが、鍵の管理は主事がしなければならないのか。大変束縛を受けている。市で管理人などを雇えないのか。
- ・市民館の管理の部分とコミュニティの活動に分けられると思うが、コミュニティの活動は地域によって規模や活動内容が違う。

■テーマ 19. 活動経費の適正化

- ・市からの校区助成金や地区助成金の使い方については、地域が納得して活用できていれば良いと思う。
- ・寺社経費も宗教の自由から納めたくないケースも出てくる時代なので、活動経費を明確にする必要もあるのではないか。
- ・一般的な自治会の概念で考えた場合、自治会の中でも地縁団体は法人格があるので、寺社の経費などはしっかりすべきである。それ以外は自治会のやり方によると思う。
- ・校区総代は市民館館長、コミュニティ協議会会長、校区総代があるが、役職の費用弁償にも関わってくるので使い分けにも苦慮している。
- ・地域によっては土地改良区や農地・水・環境の役職も持っている。
- ・校区総代、市民館長は市の都合の呼び名である。校区によってはコミュニティ協議会一本にして会長で統一している。
- ・自治会長の任期は1年であり、引継ぎで地域の活動などは把握しているが、市の支援はよくわからないので、市民館主事などをしっかり指導してもらいたい。
- ・全国的にコミュニティ協議会の活動はボランティアが多い。自治会は地域の役として、どうしてもやらなくてはならないことを代表して誰かがやっているので難題が出ているが、コミュニティ協議会は交通費程度の費用弁償のところが多い。
- ・地域の意識を上げてから提案などを作成するべきである。そうでないと押し付けになってしまふ。
- ・校区総代、コミュニティ協議会長の本来の役割を考えなければならない。
- ・活動内容などをもう少し整理していく必要がある。

■テーマ 20. 自主財源の確保

- ・高齢化の減税はしていかなければならぬが、自治会の経費も確保していかなくてはならない。アパート住民は減免処置しても、少しすつ会費を確保していく。
- ・減免等は各地区に任せて総会などで決めれば良い。
- ・自治会費の格差は活動内容によってどうしても発生してしまう。
- ・自治会の大きさによって活動内容も違うので、自治会の考え方である。
- ・自治会費の中身で違いが大きい。消防費や懇親費、公民館の立替計画があると高くなってしまうし、別々に分けて集めれば安くなる。
- ・自治会費の積立は景気によっても変更している。
- ・集会所・公民館の管理については各区に任せてある。コミュニティ協議会とか自治会とは別会計になっている。神社費も自治会やコミュニティ協議会から一切出していない。
- ・区内に財産があり、地代も入るので区費は他と比べて安いと思う。
- ・自主財源として自販機の売上が結構ある。
- ・自主財源がなければ戸数も少ないでの区費が上がってしまう。

■テーマ 21. 運営助成制度の見直し

- ・敬老会の助成金は校区で開催すると対象になり、自治会で開催すると対象外になるのは疑問。本来敬老会は近所で開催するのが理想。
- ・校区で敬老会を開催すると役員や参加者も大変である。助成金をもらえるから校区でやっているが、年々参加者が少なくなっている。
- ・自治会には予算がなく、助成金も対象外になったので敬老会は廃止した。
- ・地域の会話は、祭と敬老会の経費が大半である。
- ・敬老会対象者が多くなってきたので、地区によっては敬老会の対象年齢を引き上げた。
- ・地域によっては複数の行事を開催しても参加者数が限られるので、他の行事と合同開催して効率的な運営をしている地域もある。
- ・校区で活動するより自治会でやると出席率が良い。校区は活動の形だけ作っている。

■テーマ2.2. 活動奨励金の見直し

- ・指定活動は内容制限などが細かすぎて事業を実施する意味がなくなる。市民館主事も覚えるのが大変である。
- ・もっと自由に使える助成金を増やすべきである。
- ・校区助成金を増やしてほしい。その根拠として防災活動奨励金は自治会に対して交付されるが校区には交付されない。校区でも防災活動をするので経費が必要であり、校区防災備品整備の支弁するところもない。もっと校区が自由に活用できる支援を考えてほしい。
- ・小さい校区や自治会では予算が足りない。大きい校区や自治会では活動経費などを区費でまかなえるが、小さいところでは区費にも限界があるので助成金を活用するしかない。その結果事業自体が限られてしまう。
- ・校区や自治会に格差があるので、市の支援の均等割を増やす方法もある。
- ・校区によって自治会数がバラバラであり、1校区1自治会でも複数の区割りがされているので、実態を調査する必要がある。
- ・助成金は本来校区や自治会の運営に対して交付されている。
- ・広報などを郵送する方法もあるが、逆に経費が嵩むのではないか。
- ・お金の問題で広報などを郵送すれば、市と住民の繋がりが途切れてしまう。役員が回ることによって近所の繋がることにもなる。
- ・現在の活動奨励金は事業内容が指定されており、他の事業に流用もできない。もしも地域の裁量で事業の流用ができるれば大きな事業もできる。もっと地区によって融通があっても良いと思う。コミュニティ協議会の自由裁量があつてもいいのではないか。
- ・市は項目だけ指定して、重点やウェイトは地区に任せればよい。
- ・事業によって担当課が違うし使い勝手が悪い。しかし担当課としては事業の目標や目的があるので、市でも検討する必要がある。
- ・地域の裁量に重点を置いた、一括交付金制度を検討する自治体も増えている。
- ・地域によって事業運営が違うので、各事業の効果を上げることは、市側だけが考えるのではなく、地域側の意見も重要になってくる。
- ・環境美化活動奨励金は、農地・水・環境整備事業とのバランスがとれていない。
- ・農地・水・環境整備事業が始まる前までは、地域活動などボランティアが当然であったが、今では食事などの提供が当然である。

■テーマ2.3. 地域活動施設等の計画的な整備

- ・ため池の必要性が低下している。他の活用方法もないし埋めたても費用が掛かるので改善策が見えない。
- ・ため池管理は農地・水・環境整備事業で対応している。ため池は防災対策用に役割がけりつつある。
- ・自治会でマーケットを始めてからは自販機の売上と合わせて公民館の立替のために積立をしている。

■テーマ2.5. 整備補助制度の見直し

- ・集落センターが市民館に格上となったので、格上になった地域から他の集落センターに補助を出している。
- ・集会所を整備する場合、負担金でもめないよう校区で均等に負担している。

■テーマ2.4. 活動拠点となる公共施設等の適正配置と地域施設との機能分担

- ・子供が安心して遊べるところは必要であるが、あまり用意するのも問題である。放課後子供教室などの子育て支援があるが、大人の見守り環境を整備しすぎると子供は育たないと思う。
- ・市民館の多目的ホールが児童クラブに取られているので、児童クラブは、市民館以外で活動してもらいたい。
- ・現在体育館などが受益者負担として有料になっている。市の方針として市民館の多目的ホールも将来的には有料になるのか。
- ・施設によって利用基準が違うのは問題。有料にするなら自主財源に充てれば良い。そうすれば地元も努力して施設運営を考えると思う。
- ・体育館が有料になったので、利用者が市民館の多目的ホールに流れてくる。結果的に施設の維持管理費が上がってしまう。
- ・市民館での中国人研修は疑問であり、本来は事業者が場所などを確保すべきである。
- ・市民館を地元住民だけで利用することはほとんどない。
- ・市民館の設置基準はあるのか。市民館によっては収容人数が少なく、敬老会や市民館まつりなどのイベント開催にも影響が出ている。
- ・市民館の多目的ホールは、面積がどこも中途半端である。
- ・市民館の設置基準も現状に合わせて見直ししていく必要がある。
- ・空き施設の活用方法を考える必要がある。
- ・市民館が古いので料理教室もできない。施設が壊れてもなかなか直してくれない。

■テーマ2.6. 地域施設・保有財産の適正管理

- ・地域の施設として施設保育園があるが管理がされておらず、お化け屋敷になっている。市は予算がないので管理できないというが、地域の集会所を検討するよりも、市の施設の管理体制を考えるのが先ではないか。
- ・施設された保育園も遊具もあるので、子供が遊べるくらいは維持してほしい。
- ・市も合併して空き施設もあるので、地域が使える施設の検討をしてほしい。

■テーマ2.7. 地縁団体化による適正管理の推進

- ・地縁の設立要望があれば補助の必要があるのではないか。
- ・地縁団体になる場合住民名簿を作るのか。地縁財産はその時の名簿人になるのか、又は設立当時の名簿人が基準になるのか。⇒ならない。
- ・その時々で変わってくる。規約上では毎年名簿を更新することになっていると思うが、財産を分配することは前提としていない。

■テーマ2.8. 地域コミュニティ機能の合理化

- ・校区総代はコミュニティ協議会長であって、主事を使って指定管理をするようになっているが、市民館長に校区総代を任命しておいて、コミュニティ協議会側で指定管理を受ける代表者としているのはおかしいと思う。
- ・市民館はコミュニティセンター化が良いと思う。
- ・地域性もあるが、館長より総代のほうが読み取られている。総代と館長の役割をそれぞれ整理する必要がある。
- ・主事は校区の大小に関わらず、校区1人体制が本当に良いものか検討する必要がある。また、地域専門性のある人はそれなりの給与で雇うことも考え方によっては有だと思う。
- ・総代の任期も限られるので、経験の長い主事とのトラブル問題もあるので考える必要がある。
- ・市は法律に縛られているので、現場からの意見が出てこないと変わらない。
- ・主事の人数を言われたが、夜間の市民館管理の体制も考えてほしい。

(4) 地域側の改善策の再確認 (○第8回・●第10回研究会)

- コミュニティ協議会長と校区総代の区別や役割分担が理解できていない。コミュニティ協議会は小学校校区内の市民、自治会、その他の活動団体で構成されて、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う。地域のまちづくりの総合調整、市との連絡調整、住民団体への情報伝達、意見集約、地域の交通安全、防犯、環境保全、青少年健全育成活動、市民館を拠点とした活動などの規定がある。現実、校区総代は自治会のまとめ役となっており、コミュニティ協議会長と役割が重複している。そのことが理解、整理できない限り意見ができない。
- 1校区1自治会のところはコミュニティ協議会長、自治会長、校区総代と兼務しているので、校区によって考え方や状況が違う。
- 現在、コミュニティ協議会の会長はすべて校区総代である。それを規約上、謳っている校区もあるし、ほとんどの校区は総会で決定されている。実質は総会が開かれる前からコミュニティ協議会長として活動をしている。
- 校区総代の権限や責任がはっきりしていない。例えば自主防災会の会長は自治会長であるが、校区総代は連絡係なので災害の出動に対して権限がない。しかも地元からの問合せは校区総代に入ってくる。また怪我があった場合は誰が責任を持つのか。それらをまとめる必要がある。
- 防災マニュアルによると、校区総代は市民館を待機するよう指示があった。避難所の運営は自治会長であるが、校区総代が現場に出向く必要は本當にない。緊急時に安心して行動できる体制になっていないので、校区総代から自治会長に依頼ができない。
- 市の防災マニュアルは校区総代名で出されている。校区総代が自主防災会長にならないところは混乱してしまう。
- 1校区1自治会は校区総代がすべて兼任しているので混乱はしていない。校区によって組織体制が違うので自主防災会長と校区総代がどのように連携をとるのか考えなければならない。
- 自治会は納得してやっているわけではないので、どれがコミュニティ活動なのか、どれが自治会活動なのか、各自治会で再検討する必要がある。そうすれば方針や動き方も変わってくる。
- 自主防災は活動の原点であり、整理する必要がある。校区によって様々な組織体制があるが、活動を行う上で校区総代などの位置づけをはっきりさせておく必要がある。→ 経験上、自主防災会に関して難いことはなかったし、特別なことは実施していない。
- 自主防災会は一般住民も各部署に配属されているが、そのことを認識していないので再度配属部署の確認が必要である。
- 総会の代議員が自主防災会の班員になっているので、総会に出席すれば役職が分かるようにしてある。
- 防災対策課に聞くと、「地域のことは地域で守ってください。それが自主防災会です。何ら権限はありません。」そんなことでは、校区総代から自治会へボランティア精神でやって下さいとは言えない。安心して活動できる体制にする必要がある。
- 役員のなり手がないのに、責任ばかり取らされることは自治会の存続が危ぶまれる。住民が自治会の必要性を認め、仕方なくやっている。
- 市の指導が足りないのではないか。自分の地域は自分たちで守る精神が必要である。自治会によって定期的に可搬ポンプの訓練などをしており、代々の引継ぎがされている。
- 災害時は校区総代が地域をまとめることが昔からの流れなので何も苦になっていない。
- 旧屋美町では駐在員制度があったので、辞令が出て役割も明確に決まっていた。合併で校区総代制に変わって理解できていない。
- 旧3町で校区総代制に対する温度差を感じる。
- 昔から校区内の組織体制ができている。災害時には校区総代は市民館に詰めらるし、自治会長は区民館に詰めらる体制となっている。また建設業者も直ぐに対応することになっており、自治会、消防団、建設業者と連携を取っている。
- 法律的に権限がないが、地域住民が住み良いまちづくりを推進するため、総会で決議された土地利用協定書がある。
- 校区総代の選出方法によって、校区総代の権限などに反映されてくるのではないか。
- 自分たちの地域は自分たちで守る。区民を守ることが原点である。そのために可搬ポンプ訓練や防災台帳で家族情報を把握している。
- 住民自治をするにはそれなりの奨励金も必要であり、もっと自由に使える奨励金を増やすべきである。

◆A：個々の役員が受け持つ任の軽減 B：組織内の役割分担について

- 「こういう意見があった」というものなのか、「こうしたらどうか」というものなのか。「しなければいけない」というように受け止められてしまうのではないかと懸念を持った。
- 負担軽減のところ、「全ての活動に全会員参加し」とあるが現実は不可能である。そういう方向に動くことが大事だが、どうかと思う。
- 参考程度に思ってもらえばいいのではないかと思う。

☆こういう解決方法があるという受け止め方ができるように修正する。

◆C：関連組織との連携・役割分担～H：組織運営の役割の明確化について

- 女性の役員登用は事例がないとなかなか難しい。
- 早急には無理。全市的にそうしたいと思えば、ある程度行政が率先して女性の地位を向上させるような施策を作らないと実現できない。
- 青年会等もないので、女性自身がそういう場に出て情報を得たり、勉強する場所がない。いきなり自治会長に就任することは難しいと思う。
- 女性登用は行政で組織とか場所を作つてやつていかないと無理である。長期的にやつていかないといけない。
- 地域によっては婦人会ではないが、名前が変わって「レディースクラブ」や「菜はなの会」がある。
- 女性の力は異質だし、その存在は大きい。
- 女性側の意見としては、役員になって人を引っ張っていくのが窮屈で根気がいる。それがなければ、役員を引き受けたと思う。
- 女性自身は、ある程度出て勉強したいということ持っていると思うけど、いざ自分がその役になるのは拒むと思う。
- 中学校単位の活動は、東部中学校校区で表浜協議会というのを4校区でいろんな事業や広報誌を発行したりということを十数年やっている。これは各校区ではできないので、校区連携してやっている。

◆I：役員手当での給付～P：活動情報の発信について

- 農業委員を出す場合、議会推薦とか団体推薦など女性の方が出てくる。それらがある程度定着すると、次はどの団体でということになる。
- コミュニティ協議会は、基本的にはボランティアで活動する。報酬のことを記載すると誤解される。
- 手弁当のボランティアでは長続きしないと思う。

◆Q：参加義務の明確化～U：イベント等によるコミュニティ形成について

- 奉賛会について、行政から周知というのは難しいと思う。地域の中では分離させたいが、なかなか今までのことがあつて分離できない。
- 神社活動は地域行事の中でのウエイトが大きい。校区によっては分離しているが、地区的自治会では無理だと思うし、それが主である。
- 別にされば、校区の仕事やりやすくなる。
- 地域によっては、自治会長は奉賛会長と二つの顔を持っているが、一応分けてある。
- 役員は兼ねているが、自治会としては一切関わっていない。
- 自治会長は奉賛会の役員になっているが、お客様としていくだけで、ノータッチである。
- 老人会の対象年齢が60歳であるが、若くてやり手がない。60～65歳まで奉賛会をやって、65歳から老人会に入ればいいと思って老人会に話をしたら、60歳で入ってもらわないと補助金300円がもらえないと言われた。補助金をもらうために制度の改善ができない。
- 現実はなかなか上手くいかないが、順番で年代別に役職分けをしておくとやりやすい。

◆V: 地域課題に対応した活動実施～Y: 総代会機能の充実について

- 青少年健全育成の事業内容が全然見えてこない。青少年健全育成推進員を作っているが、年2、3回市で発表するだけである。
- 指導するにも、「何の権限があって」と言われてしまうので、旧屋美では、町長から青少年健全育成委員は委嘱され、証明書をもらって見せていた。それがないと指導がしづらい。
- 教育員会が組織を作っても、ただ校区に青少年健全育成推進委員がいるだけでは意味がないと思う。青少年健全育成委員という名前はあるが、どういう活動をしていて、何のつながりという話だと思う。
- 地域の文化、伝統活動等に取り組むの中で、戦没者慰霊祭を自治会が開催するというニュアンスに受け止められてしまうのではないか。
→ 市は戦没者追悼式であり、慰霊祭というわけないのではないか。→ 自治会で追悼会としてやっているが、参加者が孫、ひ孫の代で、ぼらぼら区ではどうかという話がある。→ 戦後60年経って、組長から遺族の人たちに働きかけてなくしたところもある。→ 地域を代表して戦争にいった方に感謝しようという趣旨ではないのか。→ 郷土史の編さんなど、昔の伝行事などをやるという意味だと思う。代表選手を変えていけないのではないか。
- 祭組織の活用というのがあるが、地域の祭を盛り上げて、伝統的協働行事を行うというものがあってもいいかと思う。

(5) 市支援の改善に対する意見確認(第9回研究会)

■コミュニティ体制

- 「コミュニティとは何なのか」が一般市民の意識だと思う。コミュニティに対する考え方方が未成熟なので、コミュニティ協議会長に変更すると言っても「何のことなのか」が現実だと思う。現状では校区総代をコミュニティ協議会長に持っていくのは難しいと思う。
- コミュニティの考え方方が地域に定着するには10年、20年かかると思う。
- 校区総代が自治会などの要望を取りまとめて市へ提出するようになっている。行政側もコミュニティについて市民に周知できていない。
- 現状は校区もコミュニティ協議会も一緒である。その枠から除外してあるのは生産組合と土地改、農業委員などがある。コミュニティ協議会には地域にあるすべての団体は入らなければならないのか。
- 校区によって状況が違う。校区によっては土地改、農協理事、老人会、レディースクラブなどすべての団体が入っている。
- 各校区によってバラつきがあるので指針などはないのか。一般市民からすると自治会、校区、コミュニティ協議会を一本化したほうが理解されるのではないか。
- 組織団体が多いと会議を何度も開かなくてはならないので、一本化できないものか。
- 以前は、校区の総会とコミュニティ協議会の総会とで2本立てであった。まったく同じ議論、まったく同じ資料で表紙だけ違っていた。一本化するにあたり、コミュニティ協議会は各種団体を含んでいるので、コミュニティ協議会に統合した。
- コミュニティ協議会は自治会とその他の団体を含めたものである。校区総代は自治会のまとめ役的なものであった。
- 基本線は自治会の連合組織が校区であり、各種団体を含めたのがコミュニティ協議会である。
- 地域側がコミュニティ協議会に変更するなら、市側も校区総代ではなくコミュニティ協議会長に変更する必要がある。現在、市の会議などはコミュニティ協議会長に一切出席の依頼がない。
- 校区総代会をなくして、コミュニティ協議会連合会にすれば良いと思う。そうすれば自然に変わっていくと思う。

■助成金関係

- 校区助成金だが、大きな地区と小さな地区では差がある。事業内容はそれほど違いがないのに、小さな地区は区費を合わせても余裕がない。他の事業に補助が出来ない状態である。
- 施設整備も同じである。小さな地区は市にお願いしないと施設整備ができない状態なので、格差が大きいのではないか。
- イベントを開催しても小さな地区の方がまとまりがある。その分参加者も多いので、均等割りなどを検討する必要があるのではないか。
- 行政助成金に関しては、大きな地区的のところは余裕があると思う。
- 多くの校区ではコミュニティ協議会長の報酬は、行政助成金から出していると思われるが、本来、コミュニティ協議会長の報酬は行政助成金以外から補助されるべきではないか。
- 校区の仕事については、地元が集めた区費の中から総代の手当を貰っている。
- 校区総代の報酬は、基本的に校区助成金は手当には使わないようになっているが、不足する部分もあるので、その分を行政助成金から補填してもらっている。
- 行政助成金はなるべく事業に使いたい。
- 大きな校区は校区助成金を使わなくても、地区で集金した区費だけで総代の手当がカバーできている。
- 敬老会は校区で開催しているところは助成金がなくなると困るのではないか。
- 敬老会は自主事業の中の一環として、校区開催でも地区開催でも自由にしてはどうか。
- 敬老会を校区で開催する場合、会場のスペースがない。
- 補助金説明会に行っても校区で事情が違う。高齢者の敬老会は近所で開催することが本来であるという意見の反面、校区での開催が定着している校区もある。
- 校区・地区によって対象年齢の違いもある。年齢を上げないと会場に入れない問題もある。地区で開催しても入れなくなっている。
- 公平性を欠いている。平均値を取るなどして、校区・地区助成金の中に入れてはどうか。あとは自由に使わせる。
- 助成金の使い道は、校区や地区で自由に判断してもらえれば良いのではないか。
- 地区的助成金が増えれば敬老会が復活するかもしれない。
- 地域の担い手を育てるために、子ども会や老人会などの助成はどうか。
- 校区独自で子ども会、レディースクラブ、老人会、PTA、消防などには補助をしている。地区からも出しているところもある。
- 校区としては助成していないが、自治会では各団体に助成している。
- 各団体の補助はコミュニティ協議会を通じて行えば、校区への身近さを感じるし参加意識も向上すると思う。
- コミュニティ協議会から市へ提出する書類をある程度簡略化してもらわなければ、主事の事務量が膨大になってしまふ。
- コミュニティ協議会が一括して補助金管理をすると主事が一括になってしまふ。団体によっては書類作成などをコミュニティ協議会に依頼してくるのではないか。そのためにも主事の雇用体制等を見直す必要があるのではないか。
- 補助金をコミュニティ協議会が管理すれば、各団体にも行事参加への協力依頼もできるようになる。総会にも出席してもらう。
- 総代会をやめてコミュニティ協議会から補助金がながれれば、地域もまとまるかもしれない。
- もちろんお金は括りにして、括りにすることで団体の活動と一緒にやって、お互いに協力し合っていく。そうやって効率化を図っていく。
- 代表者はいろいろな業務を兼ねて大変なので、事務仕事をやらなくて済むような体制にしなければ受け手がいなくなるのではないか。

- 今年の新規事業の「まちづくり推進十画奨励金」は1年で終了なのか。今回立ち上げた事業を継続していきたいので、是非続けてもらいたい。
- 自分の校区はまだ実施していないが、継続してもらえば他の校区を参考に実施できるので残してほしい。
- 自分の地区は58歳から老人会に加入する。老人会に助成するのは良いが、加入する年代を決めてほしい。
- 老人会は活動をしなくても、名簿さえ提出すれば補助金がもらえるのはおかしい。見直すべきである。

■市民館長・コミ会長・校区総代の関係

- 行政助成金を増やすよりも、**指定管理委託制**を充実させることが本来ではないのか。
- 市民館長は**コミュニティ協議会長**などの地域役員とは分けたほうが良い。校区総代が市民館長では選挙対策にも影響が出てくる。校区で推薦する人の応援もできない。
- 市民館長を独立させた場合、小さな校区では対応ができない。
- 市民館長は主事が兼務しても良いと思う。
- 地域別に応じて主事を雇うというのはどうか。
- 夜間パートが雇えれば校区総代の主事の負担軽減にもなる。
- 雇用手当の問題が出来るのではないか。指定管理費でカバーしてもらえば良いと思う。
- 市民館を夜間使用する場合、主事が校区総代が開けを行っている。主事も大変なので各クラブを信頼して誓約書を交わして鍵を貸している。
- 市民館は夜間でも使うものである。夜間管理には費用もかかるし、現在は団体と誓約書を交わして対応していれば良いのではないか。
- 特に多目的ホールを持っているところは毎晩利用されている。(他の市民館も同様)
- 学校の施設開放ルールを適用させてはどうか。
- 鍵は1個なので最後の団体が帰り際にポストに鍵を入れてもらっている。
- 四国の高松市では**コミュニティ協議会**の事務をするための職員を独自に採用している。その経費は行政助成金を活用し、漁協などからの寄付などで自主財源を作り、独自で職員を採用して**コミュニティ指導**などの仕事もして、館長の負担も減らしている。

■住民情報の提供

◆対象者の名簿

- 住民情報の提供について、市側から言えば本来地縁団体は住民台帳を整えなければいけない。また、防災活動では要援護者を調べなければならない。それを調べる作業を通して**コミュニティ**が形成されるのではないかという意見もある。
- 役職者にはある程度の情報を流して貰いたい。防犯、防災など、総代から依頼があった場合は個別に情報を提供すべきではないか。
- 市が要請する一人暮らしの高齢者見守り事業など、各校区にお願いする事業については、対象者名簿などの提供は必要ではないか。
- 市の把握している戸数と地図が把握している戸数はまるで違う。誰が住民登録しているのか分からない。文書配布にも影響が出ていている。
- 今一番困っているのはアパート関係の出入りである。
- 農業委員の選挙の時も困った。選挙人名簿の人数だけ教えてもらっても誰か対象なのか分からない。農業委員事務局でも教えてくれない。
- 個人情報問題は全国的にも同じ状況である。市民参加の協働のまちづくりは、市民側にも守秘義務が発生してくる。今後、**コミュニティ協議会**への委託業務となった場合は、守秘義務・情報管理の責任も発生してくることを自覚しておかなければならぬ。
- 市の助成金は各自治会単位で自動的に防災活動を推奨している。その中には個人情報に関わることも発生してくる。実際 行政から依頼を受けて活動しているが、個人情報の問題は、地域の自主性に任せていくしかないと思う。

◆世帯数の把握

- 各地区でも独自に住民台帳を持っているのではないか。個人の生年月日や転入転出手などは把握できているが、二世帯の状況(世帯分離)までは把握できていない。
- 世帯分離している世帯の区費は2世帯分をもらっているが、お役は1世帯としている。
- 最近二世帯(世帯分離)が増えてきているので、市の配布物などの判断に困っている。配布物の数が余ってしまう。
- 敬老会はやめてしまったが、記念品は配るので個人情報は管理している。
- 外国人が社宅に入っているが、日本語がしゃべれないで困っている。会社でまとめてもらいたい区費を徴収している。

■中間報告について

◆中間報告の目的

- ・市に対応を望む課題解決策の場合、実施予算の確保が必要となるため、予算編成が始まる10月までに各課に改善依頼等提案する。
- ・中間報告は、市の対応を求めるために必要な事項を現時点で暫定的な整理を行うものであり、最終報告において確定させる。
- ・この報告は整理段階の暫定的な要望であることから、案件によっては追加・一部修正が有り得ることを記載する。

◆中間報告の実施方法

- ・研究会の現時点までの検討内容を概要整理し、そのうちで、市に対応を望む項目を中心にしてまとめる。
- ◎タイトル案 「地域コミュニティに対する市の支援に関する要望書」～ 地域コミュニティ研究会中間報告～
- ・9月30日任意総代会での意見を加えて、総代会から市へ要望書として提出し、翌年度予算反映・実施を依頼する。

(6) 報告書のまとめに関する検討(第11回・第12回研究会)

- 各章で、詳細な記述をする前に「全体の一覧表」掲載すると分かりやすい。
- 6章の地域の活性化に向けての「市への働きかけ」では、緊急・早急な対応をお願いする項目を示すと、市の対応は早いのではないか。
- 5章の市施策への協力による課題解決では、市の施策を受託することで地域の課題解決にも効果があることをもっとPRすべきである。
- これをどのように実践して行くのかが重要ではないか。
- 多くの参考事例が出たので、それぞれの地域でいかに実現していくかに尽きる。

(7) オブザーバー助言 (第1回・第2回・第3回・第8回・第9回・第10回・第12回・第11回研究会)

◆研究会オブザーバー (岐阜経済大学教授鈴木誠 氏) による情報提供の状況 (要約)

①第1回研究会

分権社会における地域コミュニティへの期待

- 地域コミュニティの重要性が高まり、全国的にもあり方を探求する動きは多いが、コミュニティの持つ多様性から、画一的な結論は見出せない。
- 全国情勢誌「まちむら」に合併と地域づくりに関する寄稿文を掲載しているが、岐阜県が自治会長に行った「平成の大合併が良かったのか」の調査でもはっきりしない。良くなかった点として、地域の相互扶助がなくなったり、消防、警察などが再編され、行政の関わりが暮らしから消えつつある点を挙げている。合併中心部と周辺部を比較すると周辺部では不安が大きい。
- 合併に際して、コミュニティに力を入れた自治体と入れなかった自治体では、住民の評価に差が生まれている。
・恵那市は、自治会を中心にまちづくり協議会を設け、活動資金、地域への愛着心、人口流出などに対応した5年間の地域計画が策定し、実現に取り組んでいる。その結果、合併に対する住民評価も高くなっている。
- 地縁組織によるコミュニティづくりなどでは、行政がバックアップすることで住民に安心感を与える。
- これから的地方自治は、大枠の道訓制よりも、地域共同体としての地域コミュニティの確立が重要で、地域の魅力は地域に愛着の深いコミュニティから作らるといけない。

②第2回研究会

地域コミュニティへの期待と課題

- 先日、集落のコミュニティづくりとして、集落とは何か、問題点は何かを検証し、価値を再発見する語り合いをし、集落再編事業計画を検討する活動をしてきた。その一方、大垣市において、合併による地域自治区の特例限界後の住民自治体制として、校区中心のコミュニティ協議会の立ち上げに関わっている。
- コミュニティ施策の検討は、地域住民にとっても大切なことであり、実際の運営においては、**担い手・人材の発掘**が特に重要となる。
- 宮崎市ではコミュニティ税を徴収し、地域協議会の活動財源としている。単に、行政からの補助金は公金(税)の意識が薄いが、コミュニティ活動のために税金が徴収されることにより、認識や参加意欲が生まれてくる。

③第3回研究会

地域コミュニティへを取り巻く状況 ～ 総務省の研究会 ～

- 総務省は、平成21年7月に公表された「新しい地域コミュニティのあり方に関する研究会」の報告書を踏まえ、コミュニティ組織のガバナンスについて、特に会計事務等についての指針や基準が提示されていないような法人格を持たない任意団体(いわゆる旧来の自治会・町内会等)を中心に調査研究をに取組んでいる。
- コミュニティ組織のガバナンスのあり方に関する研究会は、国もコミュニティ活動に期待を寄せる一方で、各地で問題が起きている会計面の適正化策を研究し、マニュアルとして示すもので、平成22年2月に報告書作成に向けた検討が進められている。
- ガバナンス=governance(支配、統治)… 不正行為の防止あるいは適正な事業活動の維持・確保を目的とした組織システムのあり方
- 検討内容は、コミュニティ組織のガバナンスの現状と課題及びリスク、会計処理をめぐるトラブルの実態把握、実務担当者にとって使いやすい事務マニュアル等の提案の可能性を掲げている。

④第8回研究会

地域コミュニティを取り巻く状況 ～ 旧金山町・瑞浪市の事例 ～

◆旧金山町

- 合併特例法によって地域協議会を立ち上げたが、特例のためまもなく廃止となる。それに変わる機関を立ち上げる予定だが、まだ市は方針を出していない。4つの小学校は、適性見直しして1つ廃校。合併により市民病院を建設し、地域の総合医療に取り組もうとしている。
- 商工会、観光協会などの事業団体を中心にして、地域の脈のいや地域コミュニティのあり方を考え直す懇談会が開催されている。地域とは一定の人の集まりであり、共同生活をしている場所、組織である。人の成長と共に大きくなってくるが、逆に高齢になると生活圏が縮小していく。
- コミュニティづくりとは地域を作っていくコミュニティ、あるいは地域につくられるコミュニティと言ってもよいが、子供たちや高齢者が安心安全に暮らし続けることがコミュニティづくりの基本である。
- 子供たちや高齢者にも分かる将来ビジョン、活動の実績が大切である。→マップ作成

◆瑞浪市「夢づくり地域交付金事業」

- 8つの小学校があり、各校区にまちづくり協議会が設置されている。人口割と均等割をベースに夢づくり地域交付金を交付し、1年ごとにコミュニティ事業の評価審査をしている。
- 住民を中心となってコミュニティ協議会を作り直し、学区ごとのまちづくり協議会もしくは校区コミュニティ協議会を作り、その協議会ごとに実行委員会を作り、地域活動に取り組んでいく。自治会はその組織を作ることを応援して、NPO活動団体やボランティア団体には必ず実行委員会に入らせるよう呼びかけをする。

⑤第9回研究会

地域コミュニティを取り巻く状況 ～ 阿智村・岐阜市の事例 ～

◆阿智村「いきいきセミナー紹介」

- 自治会単位で将来像を作り、実現するためのまちづくり計画作成した。自治会より小さな集落を重視して計画作成されている(集落計画→地区計画→総合計画の組み立て方をしている)特徴は住民1人から予算交渉ができる。政策はそこの住民が決定するものである。
- 公民館を重視し、公民館活動から住民提案を貢う。特に女性が公民館を活用して勉強会などを行い、講演会やシンポジウムをしている地域もある。公民館を公民館図書室に変えて地区の図書館にした。図書室を運営するには司書が必要であり、地域の人が大学に司書の資格を取りに行った。本の収集も地域で計画し、それを使って学習会などを自主的に開催している。その築きの時間を作りながら集落計画を作っている。
- 「地域にお任せにさせない」、住民1人1人が参加できる仕組みを作っている。

◆岐阜市「安全・安心なまちづくり」「豊かな文化の創造」

- 岐阜市は東海地区の中でも珍しい住民自治の仕組みを制度的に作られている。まちづくり協議会で地域力創生事業の形で、自治会単位で地域づくりを応援している。
- 活動支援は、地域と行政の協働を「分体型協働コンパクト（協約）」において、明確にしたまちづくりの推進をしている。
- まちづくり協議会はコミュニティスクールを運営している。学校と自治会連合会が協力し合って、学校の教育授業にまちづくり協議会が参加する。またまちづくり協議会の普段活動に先生や生徒が参加する。まちづくり協議会は学校の先生の人事権を持つようになっている。
- 市民と行政のパイプ役として岐阜市NPO・ボランティアセンターを開設。新しい行政サービスの試み。アドバイスプログラム紹介。

⑥第10回研究会 地域コミュニティによる地域課題の取組 ~ 住民自治と議会 ~

- 若い世代の世帯は、自治会活動への係わりが逆に希薄になり、役員へのなり手がなく、毎年同じ人がなっている。その属性は、70歳以上の男性で職を辞められた方。若い世代と年配者との階層分離がものすごく進み、どんな分野の活動をやっても活発にならない。
- 親睦活動もできない、環境・防災活動も難しい状況の中、自治会の役職・業務の簡素化、最近では自治会の自主合併も進んできている。
- 空同化が進む社会の中で、孤独死や世帯・個人の孤立化が加速している。もう一度声を掛け合って、共同生活の場だよという自治会を作るか。そういう自治会ができる場合には、コミュニティをつくるかが必要になっている。
- 企業説教が難しく地域は、観光資源を上手く活用して、年配の方たちでも動ける、女性の方たちが家計を支えられる場面づくりのために、コミュニケーション政策も観光交流政策にも取り組んでいく必要がある。親睦活動だけではなく、収入を得て、定住できる環境を作る。
- 自分が暮らす近隣社会、自治会、校区といったところは、自分たちで作っていくということが絶対に必要になり、住民相互でより良い関係を作っていく。そこでできないことは、市の施策として議会に働きかけてもらう。それ展開を取り決めるのが議会基本条例となる。
- 地域のことは地域に任せながらも、全市で具体的に必要な政策を作っていくける議員を目指さなければいけないということをうち出すことになってきている。コミュニティは、住民自治活動の方法と継続を作り上げていく。それを議会が補完するという形が期待される。
- 宝塚市は、コミュニティ連合会の規模が大きい、総合計画の中の地区別計画を校区コミュニティで作っている。5年計画の中で地域づくりを進めている。毎年度、コミュニティのほうから計画に係る予算を要求、交渉をして議会に諮ってもらっている。
- 下呂市馬瀬地区では「日本一美しい村づくり」と称し、コミュニティづくりの目標を位置づけ、観光交流を中心とした村づくりをしている。住民憲章を作り、自治会を中心となって観光の村づくりの馬瀬地方公園事業委員会というものをあって活動を始めている。

⑦第11回研究会 地域コミュニティによる地域課題の取組状況 ~ つながり ~

- 平成19年度版国民生活白書のむすびの部分を紹介したい。平成19年はリーマンショックの前の年に当たり、日本社会の中でも、地域のつながりを築いていくうと、国民生活白書で呼びかけた時期であった。この研究会がなぜ大事なのかという裏づけにもなる箇所になる。
- 家族が小規模化をし、それそれがバラバラになりつつある。核家族が定着して、家族自体でつながりを再生するのは不可能となってきた。地域の民生委員の役割、自治会長さんの役割、地域や家族を支えていくということが重要な時代になってきた。
- 国民生活審議会が、家族の中で孤立する人、職場の中で居場所を失う人たち、さらには仕事をうけられない人たちの受け皿を地域の中でこれから作っていくという展望をもてないかと発信したのが、今回の国民白書に掲載されている。
- 地域のつながりの弱まりというものが、人々の個人の生活、家庭の生活、職場での満足度、仕事のやり方など、すべてにおいて満足度を失って、どうでもいいやという雰囲気を家庭、職場、地域社会の中で発するようになってきている。
- つながり再構築へ向けた動きとしては、ワーク・ライフ・バランスが大きなテーマとなってきている。
- 自治会でもNPOでもいいので、孤立しないようにやってほしい。魅力ある新しいつながりの形成というが、今日で言う「新しい公共」に任せていきたいという話しのとっかかりになっている。
- コミュニティも従来の親睦を目的とした支え合いの活動を、まずは大事にしてもらうが、その上で事業を行う。事務局体制を強化して、これからもっと各地域の組織や人とのつながりを作っていく。それぞれの地域にあった形で、そのつながりを作っていくのを事業としていくのであれば、そのことに対して税制上の優遇措置を設けましょうとか、それから、市町村はそういう団体に業務を委託できるようにして欲しいとか、こうやって地域の社会を担う団体を新しい公共ということで、これから地域づくりの主人公になっていってもらう。
- 日本がこれから国際社会の中で発展していくとき、「地域のことは自治会、町内会を中心としたコミュニティづくりに任せていきたい」と、新成長戦略の項目の一つとして掲げられている。
- 国のコミュニティづくりに対する財政的な支援、情報提供というのは非常に積極的になると思う。今、コミュニティづくりを組織的にしっかり行うというのは、大変意義のあるものであると思う。これは、国のためになく、家族や地域、職場の中で関係性を失いつつある人々の支えを作っていく拠点としても価値のある事業である。

⑧第12回研究会 枠組みづくりから実践活動への展開

- 岐阜県山間部の集落では、町内会が色々な団体やボランティアと連携して、地域の助け合い組織の活動が見られる。また、こうした活動がなければ安心して暮らして行けない状況になっている。これは田原市でも将来の姿となる可能性があり、今後の参考になる。

■松本市蟻ヶ崎西町会の活動事例（活動紹介ビデオ）

- 町会は私たちの家庭、道路は家の廊下で、各家庭はそれぞれの部屋という「福祉の町づくり宣言」を平成9年に制定した。住民が共通の理念を持ち、一人ひとりが目標に向って何ができるかを考えれば、おのずと活動が変わってくる。
- 税金を払っていれば行政、会費を払っていれば町会というように、誰かかやってくれるのを待っていたのでは先が無いことを認識すべきで、幸せは誰かか作ってくれるものではなく、自分達で作るもの。
- 有志が組織する助け合い活動でも、最初から行政や町会の補助金を当てにするのではなく、まず、利用者から会費を集めなど、自分達ができる事をやった上で、町会や行政に助けを求めるべき。人頼みではなく、常に自立できる活動を目指さないと、活動は発展しない。
- 町会内の助け合いは、自分で出来ないことは頼るけれども、自分も何かやれることを見つけて参加するようなムードにしなければ、全体のレベルが上がらないし、住んで良かったという町にはならない。
- 男性社会となっている自治会を変えるには、女性も、まず自らが参加して、その中から男女共同参画で進めようということにならなければ変わらない。

◆ 参考資料2 ◆

参考事例

1. 恵那市自治連合会
2. 高松市栗林校区コミュニティ協議会
3. 清田校区コミュニティ協議会
4. 加治区自治会
5. 谷ノ口区

1. 恵那市自治連合会の取組（第3回研究会事例報告の要約・資料抜粋）

恵那市自治会連合会 前会長 大井守男氏 同事務局（恵那市役所企画部まちづくり推進課）北原茂昭氏

○恵那市は、岐阜県東南に位置し、市内には中央自動車道、国道19号などの幹線道路、中央線と第三セクター明知鉄道が通り、大井宿や恵那峡、岩村城址などがある。

- ・平成16年10月に、旧恵那市と岩村町、山岡町、明智町、串原村、上矢作町との1市5町村で新設合併し、人口5万人、面積504.19km²となった。
- ・高齢化率は27.3%と高く、財政力指数0.539と低く、国の地方交付税に頼っている。

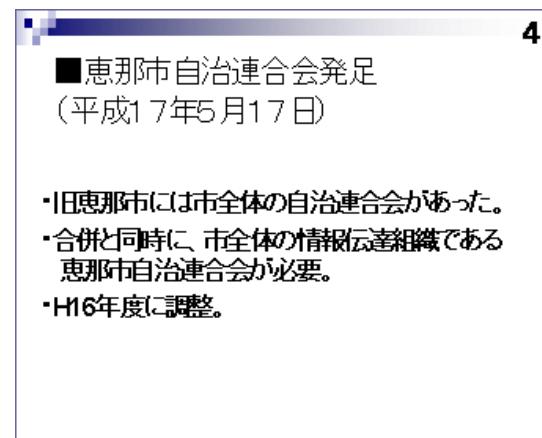
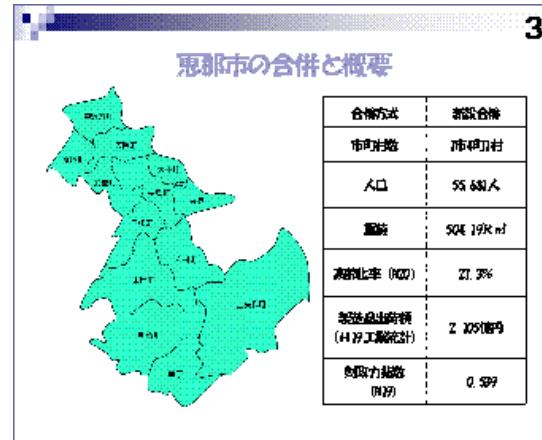
○住民自治は、旧恵那市は自治連合会を中心だったが、そうではない町もあり、必要性を検討した結果、平成17年5月に恵那市自治連合会を発足させた。

- ・「恵那市自治連合会」は、大井町自治連合会のほか合計13地区の連合会で形成し、各連合会は区や単位自治会で形成している。
- ・年1回の市自治連の総会は、代議員67名で構成し、各地区的代表者が一同に会する機会であることから、議事終了後に毎年3地区的単位自治会の活動情報を提供している。実際に発表された活動に刺激を受けて、事業に取り組んだ地域もある。
- ・市自治連の予算額は殆ど市からの補助金で、H21年度総額1255万円のうち870万円は単位連合会や単位自治会に配分されるため、実質運営費は385万円。市自治連の主な役割は情報伝達で、自治会長、代議員、理事に対する研修も行っている。
- ・市自治連で全自治会にアンケートを行い、「活動資金の不足」の回答が多かったで、市自治連独自で自治会活動支援金や自主防災活動支援金を設けた。また、自治会加入率の低下を少しでも防ぐために、加入促進パンフレットを刷新した。
- ・理事会は、自治連合会会长等で構成し、各理事は「総務防災部会」「環境整備部会」「福祉教育部会」「経済交流部会」に所属し、それぞれ勉強や事業を実施している。昨年は、防災部会で被災時対応の自治会長研修をNPO組織と連携して行った。

○『単位自治連合会』の活動は、市自治連の情報を単位自治会に伝達することや町単位のお祭りや清掃を行うことで、『単位自治会』は互助活動及び広報誌配布などを行なっている。ただし、これらの活動は、地縁の強さによりかなりの差がある。

○様々な要因から、自治会・自治連合会・市自治連だけでは、「地域が抱える課題を解決すること」が困難になっている。

- ・自治会役員は1年任期で、目的別活動に対応しにくいことがアンケート調査でも浮き彫りとなっている。こうした課題に対し、地域自治区条例で設置することとなった1町1組織のまちづくり実行組織で解決しようという地区が出てきた。
- ・実行組織では、「自らのことを自らで」を基本にした地域の助け合い・協働が基本となる。自分たちで頑張って、補いきれないところは、地域のみんなで助け合う。それでも力が及ばないときは行政やNPOと協働して、地域の夢をかなえる。
- ・実行組織には様々な部会があり、地域づくり計画を立て、地域課題に取組む。住民であれば誰でも参加でき、地域内の住民・自治会・活動団体・事業者がボランティアで力を合わせてまちづくりを行う地域の協働の場となっている。
- ・実行組織における単位自治連合会の役割は、自治連合会特有の情報伝達機能を使い、活動を住民全体に呼びかけ、地区課題を実行組織に報告すること。



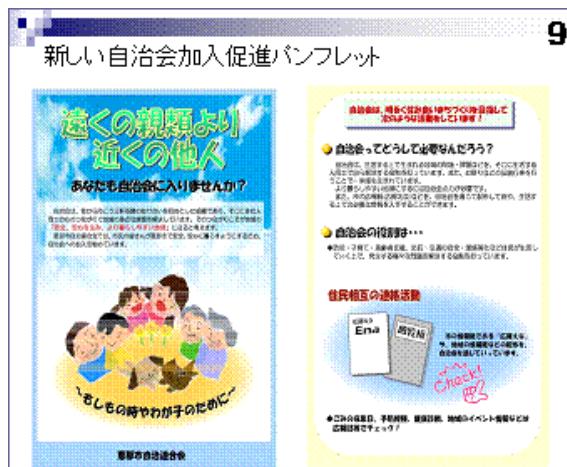
5 恵那市自治連合会組織表

単位連合会名	自治会数	内 容
■ 大井町自治連合会	全128自治会	1区～14区
■ 西島町自治連合会	全72自治会	中野自治連合会、正家区、永田区、久須見区、大河内自治連合会
■ 東野自治連合会	全92自治会	
■ 三郷町自治連合会	全20自治会	佐々木本区、野井区、柳原区
■ 吾妻町自治連合会	全15自治会	福区、竹原区
■ 箕面町自治連合会	全15自治会	毛呂瀬区、蛭ヶ区、河合区
■ 中野方町自治連合会	全11自治会	
■ 新地町自治連合会	全8自治会	
■ 岩村町自治連合会	全25自治会	1ブロック～8ブロック
■ 山岡町自治連合会	全51自治会	山田、田沢、上手向、久保原、下手向、新屋、原、田代(各区)
■ 明智町自治連合会	全50自治会	第1分団～第5分団
■ 串原村自治連合会	全15自治会	
■ 上矢作町自治連合会	全40自治会	小笠原、島、遠原、横道、新田原、木原、木の原、遠原、下、小田子



**7
自治会組織ごとの役割(市自治連合会)**

◆組織構成	各13地区の代表者合計67名の代議員制 (うち理事15名で理事会を運営)
◆予算額	12,550千円(実質運営費3,850千円) ※各単位連合会へ8,700千円配分
◆主な役割	・市からの情報伝達を各地区に行うこと ・全体ですべき研修を企画、実行すること 自治会長(496名)代議員(67名)理事(15名) 研修を年1回実行 ※市自治連合会の果たすべき役割を認識する ために平成19年度にアンケート調査を行う
◆その他	県、東濃再構築自治連絡協議会への参加



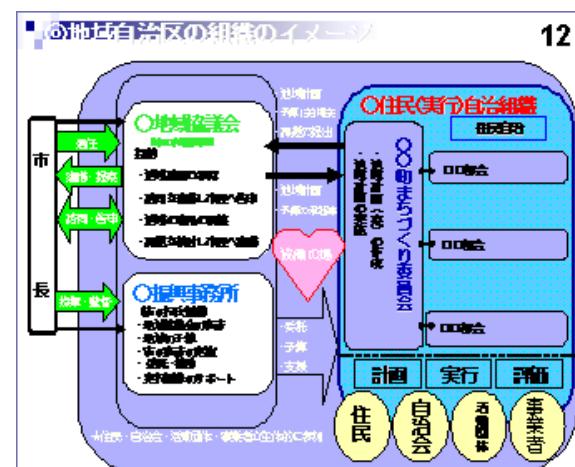
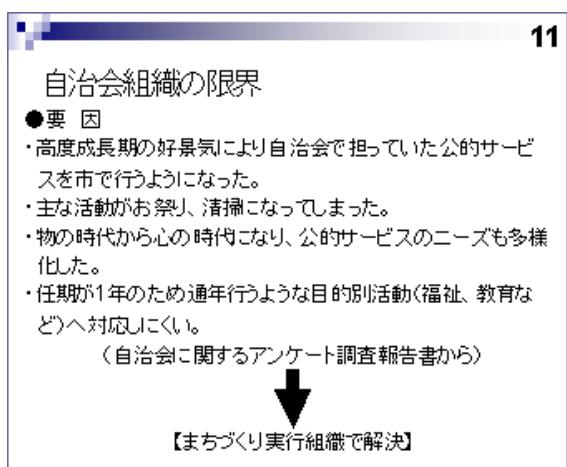
**10
自治会組織ごとの役割(単位自治連合会、単位自治会)**

単位自治連合会

◆組織構成	大井から上矢作までの13地区があり、それぞれの形で運営(旧町村単位)
◆主な役割	・市自治連合会からの情報を各単位自治会に伝える ・町を挙げてのお祭りの企画、運営 ・町単位の清掃活動

単位自治会

◆組織構成	昔からの向こう三軒町道のお付き合いから発生した住民自治組織であり、平均40世帯で構成
◆主な役割	・住民相互の互助活動 ・町を挙げてのお祭りへの参加等



2. 高松市栗林コミュニティ協議会の取組（第4回研究会事例報告の要約・資料抜粋）

栗林校区コミュニティ協議会 副会長 早谷川悟氏

○高松市は、県都として、四国の中枢管理都市として発展を続けてきた海に開かれた都市。年間を通して寒暖の差が小さく、降水量が少ない。
 • 明治23年2月15日に全国40番目の市としてスタートし、瀬戸大橋開通や新高松空港開港、平成11年4月中核市に移行した。
 • 173,564世帯・419,299人（2010年）・面積 375.09km²

○地域コミュニティ協議会は、地域ごとに多様な部会組織・参加形態になっている。協議会の活動は、まちづくり活動（生活充実型・課題解決型）とコミュニティセンターの管理・運営が中心となっている。
 • コミュニティの言葉さえ知らない、共同住宅が多く転勤族の自治会への未加入問題（加入率70%前後）がある。

○栗林校区は、市中心部に位置し、人口16,705人、世帯数7,562を有し、JR高徳線、コトデン琴平線が通り、国道11号・193号・県道280号が走る交通の要衝。
 • 校区内には、特別名勝栗林公園・栗林・桜町聖母幼稚園・栗林小学校1,163人・桜町中学校757人・高松第一高等学校977人がある。
 • 栗林公園と子どもが多いという特徴を活かした活動をしている。

○組織体制はその時代に合う形、地域にあった形を毎年検討している。
 • 連絡会議等が多いので、今後スムーズにできるよう進めていきたい。
 • 役員会は8人（会長、副会長、会計、監査等）、運営委員会は役員会8人と部会長9人で構成し、総会は構成団体代表者のみで行う。

○コミュニティ協議会の主な行事には、住民運動会、夏まつり、地区文化祭、おもてなしエコロードで、コミュニティセンター講座（高齢者教室、女性教室、子ども講座）などがある。
 • 以前、運動会は校区体育協会が運営していたが、地区とのつなかりを持つということで、コミュニティ協議会主催になった。
 • 団体が個々に実施していたイベントを、各団体の協力でコミュニティ協議会の事業に変更してきている。公民館事業もコミュニティ協議会の事業に変更にした。
 • 貸館は稼働率が良く、コミュニティ協議会の大きな収入源になる。
 • まちづくり交付金と選択制交付金は、現在はコミュニティ協議会に一元交付され、協議会内で検討して各種団体へ分配している。
 • 構成団体は、運営協力金として一口5,000円を納付している。
 • 子育て支援事業には、子ども塾、栗林プレーパーク（月1回自由に遊び）、広場や自然体験、昔遊び、ネイチャーゲーム、キャンプなど。
 • 協議会の職員は、コミュニティセンター長の他に主事、副主事、スタッフ3人の5人体制で、スタッフ勤務時間は9時～17時と17時～22時で土日もある。
 • センター長は公募で、職員2名は市職員と同等扱いだが、採用の決定等すべてコミュニティ協議会が行う。これら人件費は管理運営委託費に含まれている。スタッフ等の任期は基本1年で、再任できる。
 • 建物は市の持ち物だが、指定管理業務の中で貸館収入を得ている。
 • 市からの交付金の配分は、構成団体から提出されるそれぞれの予算書を見ながら事業仕分けをする。当然、補助金を減額される団体も出るが、自治会は特別枠。

○他の団体との交流・連携としては、NPO栗林おやじ塾との連携では、おやじ塾が30年ぶりに夏まつりを復活させ、8年後にコミュニティ協議会の事業として定着させた。
 ○地域イベントで、地域コミュニティとは何かを住民が理解してくれる。
 ○高松市の支援は、組織づくり・人材養成、活動拠点づくり、運営・活動財源、活動情報発信、自治と協働の基本指針の策定がある。



栗林地区の位置

3

栗林地区の概要

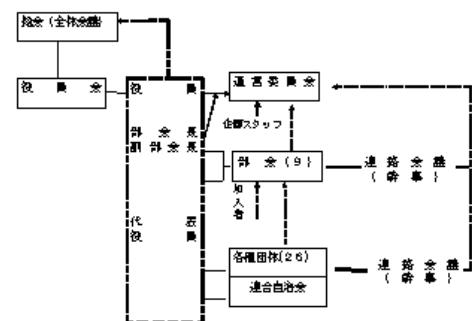
4

- 地区内人口 16,705人
- 地区内世帯数 7,562世帯(2010.1. 1現在)
- 交通 JR高徳線・コトデン琴平線
- 観光 特別名勝栗林公園
- 教育 高松市立栗林小学校(児童数1,163名)
高松市立桜町中学校(生徒数 757名)
高松市立高松一校(生徒数 977名)
幼稚園2園 保育所2園

栗林小学校では転校・転入児童が多く平成20年度は転校児童約70名 転入児童約80名を数える

栗林コミュニティ協議会の組織図

5



栗林コミュニティ協議会構成団体

6

1. 地区連合会	14. 高松市生協連女性会活動委員会
2. 技術婦人会	15. 技術婦生協連婦人会
3. 社会公明連婦人会	16. 高松市連同会中央文化会館一分会
4. 地区連合会	17. 女性やじ塾
5. 日本連盟栗林分会	18. 技術婦生協連婦人会連絡会
6. 地区連合会	19. 女性バーチャラブ
7. 地区民主委員会栗林地区委員会	20. 女性手作りFTA
8. 地区老人クラブ連合会	21. 高松市立桜町小学校
9. 地区連合会栗林分会	22. 高松市立栗林小学校
10. 技術婦生協連女性会連絡会	23. 高松市立高松一校
11. 技術婦生協連女性会	24. 高松市立栗林中学校
12. 技術婦生協連女性会	25. 高松市立高松中学校
13. 女性バーチャラブ栗林地区委員会	26. 高松第一高等学校

栗林コミュニティ協議会部会一覧 7

部会	主な活動内容	会員登録者数	会員登録者数
環境部会	環境問題の啓発活動、地域活性化活動等	10	10
文化部会	地域文化の保存、活性化活動等	4	4
子育て・青少年部会	子育て支援、青少年育成活動等	16	16
高齢者部会	高齢者支援、地域活性化活動等	20	20
スポーツ部会	スポーツ活動の運営、交流等	4	4
女性部会	女性の活動支援、地域活性化活動等	10	10
男性部会	男性の活動支援、地域活性化活動等	21	21
女性部会	女性の活動支援、地域活性化活動等	16	16
男性部会	男性の活動支援、地域活性化活動等	11	11

○ コミュニティセンター講座 8

【女性教室】



【高齢者教室】

【子ども向け講座】



○ コミュニティ協議会主催イベント 9

【小学校との合同運動会】



【夏祭り】



【地区文化祭】



○ その他の事業 10

【総会】



【貸し館事業】



11 他の団体との交流・連携

NPOとの連携
『栗林おやじ塾』

栗林おやじ塾の誕生

平成12年に地域に住んでいるおやじ達が集まり父親達の活躍の場の提供と、子ども達の活躍できる場の提供を目的にメンバー約15名で発足しました

13 子ども達の活動支援

■定期活動

- ① 栗林子ども塾
- ② 栗林フレーバーク

子ども塾
(会員登録者数)

栗林フレーバーク



12 地域の活性化

地域のおやじでまちを元気に

栗林公園活性化事業

■今日はまるごと栗林で～

地域との連携

きっかけはおやじの一言

■30年ぶりに地域の夏祭りを復活！

活動状況

Nightキャンプin栗林小

14 おやじの次世代育成
(手打ちうどん教室)

子どもと共に清掃奉仕

3. 清田校区コミュニティ協議会の取組（第3回研究会事例報告の要約・資料抜粋）

清田校区担当 元まちづくりアドバイザー 鈴木正三委員

○清田校区の将来像は「豊かな自然環境、みんなに愛される地域、みんなで人づくり」である。

○施策の一つ目は、「豊かな自然を愛し、自然と共に生きる清田」で、①里山づくりや散策道の整備、②ケンジボタルの育成、③海浜公園やゲートボール場周辺の環境整備、④ため池の整備などを行っている。

○二つ目の施策は、「笑顔があふれる潤いと活力に満ちた清田」で、①花いっぱい活動での花壇整備、②環境美化の清掃活動、③生活を守る啓発活動でゴミだらけの徹底、海岸清掃などを行っている。

○三つ目の施策は、「世代を超えた信頼と連帯感に支えられた清田」で、①市民館まつり（模擬店、体験コーナー、展示活動、芸能発表）、②スポーツ大会（キック・ドッジボール大会、ソフトバレーボール大会、ゴルフコンペ）、③ホタル観察会の開催、④里山ウォーキング、⑤各種団体の育成事業、⑥文化交流事業、⑦地域活性化事業として遊休農地を生かした米作りをして、収穫した米で餅作りなどを行っている。

○四つ目の施策は、「みんなが元気な暮らしがやすい清田」で、①高齢者の健康づくり、②あいさつ運動、公園整備事業などを行っています。

○五つ目の施策は、「安らぎのある安心安全な清田」で、①防災訓練の開催、②交通安全施設点検活動、③危険箇所の点検活動、⑤道路・排水路の整備などがあります。

○コミュニティ協議会の活動に対する認知度が低いので、校区総代が活動紹介のパワーポイントを作成し、老人会などの会合で、活動内容を紹介している。

1. 清田校区 まちづくり推進計画

校区民が主体となって
地域の宝（地域の特性）を探しながら
まちを育てていく

清田校区コミュニティ協議会

2. 清田校区 まちづくり推進計画

清田校区コミュニティ協議会

将来像

豊かな自然環境
みんなに愛される地域
みんなで人づくり



交通安全の無い
菜の花キャンペーン

1. 豊かな自然を愛し、自然と共に生きる清田 (1)里山づくり



散策道の整備

1. 豊かな自然を愛し、自然と共に生きる清田 (2)ケンジボタルの育成

1. 豊かな自然を愛し、自然と共に生きる清田 (2)ケンジボタルの育成

幼虫の放流 川の生物調査



竹林による
川の浄化

1. 豊かな自然を愛し、自然と共に生きる清田 (3)海浜公園



折立ゲートボール場周辺

井財ヶ浜

(4)ため池の整備

黒尾池

吹呉池

清田池

清田池の草刈り

2. 笑顔があふれる暮らし活動 (1)花と緑の活動

地域ぐるみ
の取り組み



6



4. 加治区自治会の取組（第10回研究会事例報告の要約・資料抜粋）

加治区自治会 元自治会長 玉越恒夫委員

○加治の人口は、1,500人、450世帯。

- ・土地利用は、農地が4割、山林が3割。一部に市街化区域を含む。
- ・自治会館は昭和45年建築の農協加治支所を平成14年に買い取り、改修工事を行い、会議や各種団体の活動に頻繁に利用されている。
- ・屋上の太陽光発電の余剰電力で、年間17万円ほどの収入がある。

○昭和57年発足の加治自主防災会は、平成17年度に県下二ヶ所の防災モデル地区として選定された。年2回防災訓練を実施。

- ・明治38年から続く敬老会は、70歳以上約240名が集い、仏法者法要のあと金婚の祝い、子どもたちやコミ団体の余興が披露される。

- ・平成11年には一人暮らしの高齢者を支援するボランティア組織、ひまわりの会が発足し、毎年、落語会や食事会が行われている。
- ・平成15年から始まった環境整備作業は、年6回、役員、各種団体、ボランティアの女性、約70名が集まり、里山、河川、運動場の整備を行う。作業後は女性の方の手料理で親睦を深めている。

- ・平成19年に募集をかけ、里山保全「山遊里」というボランティア組織が立ち上がった。市の森作り講習会に参加、交流のある津具村森林組合から山の手入れの方法の講習を受けて、間伐や間伐材を使った椅子づくりを始め、本年は市の市民活動補助事業にも採択された。
- ・あいち森と緑づくり税で、東屋、散策道路が整備された。

- ・自治会行事は内容によって、3つの委員会に割り振られている。大きな行事は評議委員と22人の組長とコミ団体と役割を分担している。
- ・実際にイベントに携わることで、その意義や効果を実感してもらい、役員終了後も行事への参加、理解、協力が得られる流れになっている。

○お祭り組織「加勢組」は厄年が中心となり班ごとに活動し、次代のリーダーとなる40代前後の人才培养、世代間交流の場となっている。

○平成18年総合整備委員会の全戸アンケートでは、加治地域の住み良さは、とても良いと良いを併せて72%。地域で感じることは、環境が良さ、楽しみな行事の多さ、地域のまとまりが上位となっている。

○活性化の要因は、自治会役員は1年目土木、2年目副会長、3年目会長と続き、その後も相談役、監事となることから内容を十分把握した人が残り、活動の継続や見直しを行いややすい体制になっている。

- ・様々な行事の書類作成など事務・経理は平日4時間勤務のパート事務員1名を置いていることも運営がスムーズに行える要因である。
- ・コミ団体の活動と協力体制が大きな力になっている。自治会役員だけでは実現できない魅力的なものになっている。

○人材の育成がなければ活動を実施できないので、親睦行事によって人と人との交流機会を増やすこと、様々な分野で活躍するコミ団体を育てることが重要と考えている。

1. 活動の状況 **2. 防災福祉活動 - 2**

◆敬老会
・明治38年開始（第105回目）
・文化祭賞金制度

◆ひまわりの会
・高齢者支援ボランティア

◆観音様御開帳
・17年に一度の大法要

◆追弔会

◆追弔会

加治区自治会の活動概要

— 平成22年11月26日 田原市地域コミュニティ研究会資料 —

歴史	住民	土地利用
・源生時代の遺跡 ・伊勢神宮の莊園 ・江戸時代: 加治村120戸 ・明治22年田原村と合併	1,567人 450世帯 微増中	面積約285ヘクタール 農地41%・山林33% 宅地12%・その他14% ・一部市街化区域
1. 活動状況	2. 組織運営	3. 評価・展望
①活動拠点 ④各種 ⑤防災・福祉 ⑥専門活動	①運営体制 ④役割 ②役割 ④財務・予算	①活動拠点 ④各種 ⑤防災・福祉 ⑥専門活動
②市一齊ごみ拾い、③ソフトボール大会	②役割 ④財務・予算	①現状評価 ②展望

1. 活動の状況

4月	●自治会・神明社奉讃会・総会
5月	②川役・山役・道役 (5)広報1
6月	②市一齊ごみ拾い、③ソフトボール大会
7月	①地区防災訓練
8月	③盆踊り (5)広報2
9月	④神明社大祭
10月	③運動会、①敬老会・文化祭
11月	①市一齊防災訓練 (5)広報3
12月	
1月	④神明社元旦祭・初天神
2月	●自治会三役選舉 (5)広報4
3月	④神明社春祭

①防災福祉活動
②環境活動
③親睦活動
④神社活動
⑤専門活動

1. 活動の状況 **①活動拠点**

◆運動場 (昭和43年整備)
◆コミュニティ広場 (ゲートボール2面)
◆自治会館・多目的ホール (平成15年改築: 旧農協加治支所・トマト農業荷場)
◆栄泉寺公園 (市)
◆テニスコート (2面)

1. 活動の状況 **②防災福祉活動 - 1**

◆自主防災活動

- ・昭和57年発足
・平成17年度知県防災モデル地区選定
- 防災診断ローラー作業
●高齢者家具転倒防止支援
●NHKアンサー講演会
●防災会議・防災リーダー研修
●防災訓練 (7月・11月)
●急救救命法講習

1. 活動の状況 **③環境活動 - 1**

◆山役・川役
・年1回全戸参加 (出不足有)

◆道役
・組ごと春と秋の2回実施

◆環境整備作業会

- 山原を美しくする日
・年1回全戸参加
- 自治会館・ホールの大掃除
・年2回・役員と各種団体・ボランティア

5. 谷ノ口区・総合整備促進協議会の取組（第10回研究会事例報告の要約・資料抜粋）

谷ノ口総合整備促進協議会（元区長） 福井哲己委員

○人口は81世帯・269人となっているが、ここから中国人研修生を除くと実際には61世帯・252人。

- ・農業中心で、サーフィン・釣り等の海岸利用者が年間2～3万人訪れている。切り立った崖と森が特徴的な地区である。

○谷ノ口区は平成13年4月に地縁団体として認可。

- ・大きく分けて、島と呼んでいるが本郷、中島の2つに分かれ、その中を7つの組に分けている。
- ・島長2名、組長7名と区全体から総代、副総代、会計を選出した12名で役員会を構成し、役員の任期は1年。（島長は2年）

○主な活動内容は、年2回の草刈、親睦活動としては最近ではグランドゴルフを行い、終了後にバーベキューをしている。かつては、地引網やソフトボールを行っていた。

○運営上の課題としては、毎年自治会役員が交代するため、継続的に複数年かかるような事業を行えないということがある。

○谷ノ口総合整備推進協議会の発足のきっかけは、平成8年に立ち上がった東部太平洋岸整備促進協議会の拠点整備モデル地域に谷ノ口が立候補し、平成13年に選定されたことで、平成14年4月から谷ノ口総合整備促進協議会の活動が始まった。

- ・整備計画の策定にあたっては、全戸にアンケート調査を実施。14年3月末にええZONEガーデン整備計画を策定した。

- ・組織は、各グループに分け、その中に部会を設け活動している。部会はその時、その都度変更している。

- ・市との協働事業として、沿道花壇整備や谷ノ口森林レクリエーション公園の整備などを行っている。

- ・谷ノ口独自の事業としては、沿道花壇の管理を、毎月1回美化の日として、花壇の管理を中心に空き缶拾いなどを実施。毎週日曜日の8時30分から正午まで、ええZONEマーケットを運営。造成中のレクリエーション公園の自然観察林の整備、農園を開設している。

- ・ええZONEマーケットの開設は、谷ノ口のPRと地域を活性化させることでやっている。

- ・谷ノ口森林レクリエーション公園は、地域の特性を活かした自然との「ふれあいの場」の整備を目的にし、計画は平成21年から始まり25年には完成する。自然観察林の部分について、毎月第2土曜日に里山整備会を実施している。

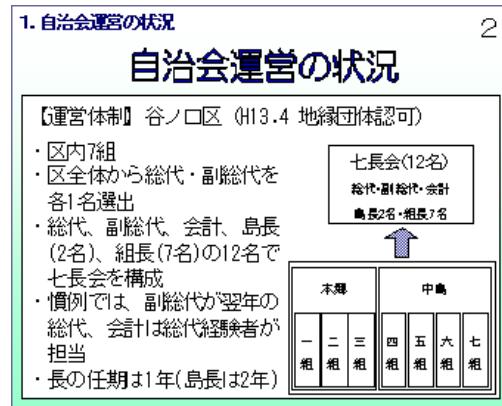
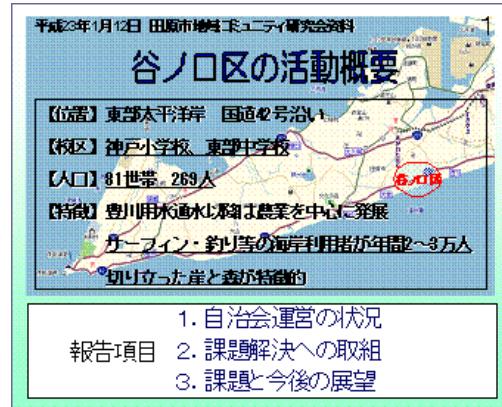
○連携の状況としては、神戸校区、団体等、里山ボランティアと連携している。

○課題は、人材が足りない事。若い人たちや女性の参加が少ない。

- ・活動の広がりにより事務が高度化してしまい、専属の事務員が必要ではないかと感じている。

○今度の展望としては、人材の育成、女性の活躍の場、組織の見直しなどを考えいかなければいけないと思っている。

- ・自分たちでできることは自分たちで、谷ノ口でできないことは市へ、市でもできないことは県・国へお願いしようということでやっている。
- ・谷ノ口は住みやすい、住んでみたいという地域になるよう、整備等をしていきたい。



2. 課題解決への取組 5

谷ノ口総合整備促進協議会の活動経緯

【整備計画の策定】

- ・アンケート調査、課題整理、目標・事業設定
- ・活動体制(部会等組織)の構築
- ・ええ乙CNEガーデン整備計画策定

【計画推進の取組】

- ・田原市との連絡会議
- ・先進地視察
- ・国土交通省アドバイザー導入

【活動のPR】

- ・沿道看板設置
- ・NHKテレビ番組、ティーズ出演

2. 課題解決への取組 6

平成22年度 谷ノ口総合整備促進協議会の組織

```

graph TD
    Root[余長  
副余長  
庶務・会計  
理事(6名)] --- Group1[観光グループ]
    Root --- Group2[整備グループ]
    Root --- Group3[森林グループ]
    Root --- Group4[海岸グループ]
    Root --- Group5[女性グループ]
    Group1 --- SubGroup1[観光施設整備部会(マーケット)]
    Group1 --- SubGroup2[団体整備部会]
    Group2 --- SubGroup3[東洋鋼板整備部会]
    Group2 --- SubGroup4[コミュニティ施設部会]
    Group3 --- SubGroup5[森林レクリエーション部会]
    Group3 --- SubGroup6[公園整備委員会]
    Group4 --- SubGroup7[海岸部会]
    Group4 --- SubGroup8[YSS!(谷ノ口里、浜里山会成会)]
    Group5 --- SubGroup9[女性部会]
  
```

2. 課題解決への取組 7

谷ノ口総合整備促進協議会の活動実績

【田原市との協働事業】

- ・沿道花壇整備
- ・道路・水路の整備
- ・谷ノ口森林レクリエーション公園(仮称)の整備

【谷ノ口独自の事業】

- ・沿道花壇管理
- ・ええ乙CNEマーケット運営
- ・谷ノ口森林レクリエーション公園(仮称)の管理
- ・ええ乙CNE農園開設

2. 課題解決への取組 8

ええZONEマーケット

【開設の目的】

- ・地域の活性化
- ・谷ノ口地区のPR

【状況】

- ・平成16年11月谷ノ口公民館隣の日出荷場に農産物直売所「ええZONEマーケット」開設
- ・毎週日曜日 午前8時30分～午前12時まで営業
- ・平成22年11月22日に6周年感謝祭を開催

2. 課題解決への取組 9

ええZONEマーケット

【運営状況】

- ・地元産の農産物等を委託販売
- ・交流のある飯田市物産も販売
- ・マーケット直売以外に取り置きによる予約販売も実施
- ・毎週土曜日の夜に観光施設整備部会を中心に販売の準備
- ・販売当日は学生等のアルバイトを5人雇用
- ・収支は若干の繰越が可能

2. 課題解決への取組 10

谷ノ口森林レクリエーション公園(仮称)

【目的】

- ・地域の特性を活かした自然との「ふれあいの場」の整備

【整備計画】

- ・平成21年度 土木・建築費計
- ・平成22年度 敷地造成
- ・平成23年度 電気・給排水、野営場、園路広場
- ・平成24年度 管理棟、園路広場、植栽
- ・平成25年度 野営場、コテージ、便所等

2. 課題解決への取組 11

谷ノ口森林レクリエーション公園(仮称)

【管理状況】

- ・毎月第2土曜日に、里山整備作業会を実施
- ・谷ノ口住民、里山の会、市役所一般の方などのボランティアが参加
- ・整備予定区域外のエリアを整備

【課題】

- ・ボランティアの参加が増加
- ・整備完了後の管理体制の検討

3. 課題と今後の展望 12

連携の状況

【神戸校区との連携】

- ・海釣り大会の共同開催
- ・谷ノ口森林レクリエーション公園(仮称)里山体験会の共同開催

【団体等との連携】

- ・「表浜おいでん祭」を谷ノ口海岸で開催
- ・「味わって知る表浜地産地消フッキング」の開催

【里山ボランティアとの連携】

- ・里山整備作業会(公園予定地内)に里山の会のメンバーが参加協力

3. 課題と今後の展望 13

計画推進上の課題

【人材の育成】

- ・谷ノ口地区のまとまりはあるが、新規に活動に参加する人材が不足

【女性の参加】

- ・谷ノ口地区の女性の参加が少ない
- ・女性部会の活動が少ない

【運営組織】

- ・団体の活動の広がりによる事務の高度化

3. 課題と今後の展望 14

今後の展望

【人材の育成】

- ・地域外からの協力者の受け入れ
- ・公園の管理体制の整備

【女性の活躍の場】

- ・インターネットを活用したPR手法
- ・特産品の開発

【組織の見直し】

- ・協議会内のグループを廻寺再編
- ・NPO等の体制の検討

地域コミュニティのあり方に関する報告書

— 平成23年3月 発行 —

田原市総代会事務局
441-3421
愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1
田原市役所市民協働課内
電話 0531-23-3504